

令和2～6年度(2020～2024年度)

第2期 

# 尾張旭市子ども・子育て支援事業計画



みんなで支えあう

すべての子どもがすくすくのびのび育ち、  
子育てしやすいまち 尾張旭

令和2年3月  
尾張旭市



## はじめに

このたび、尾張旭市の未来を担うすべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざすため、「第2期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメントにて多くの貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆さまをはじめ、尾張旭市子ども・子育て会議委員の皆さま及び各関係機関の皆さまには、心から厚くお礼申し上げます。

子ども・子育て支援事業計画は、平成27年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」の実施主体として、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援が適切に提供されるようにするために、全ての市町村において策定することが定められ、本市では、平成27年度から5年間を計画期間とする第1期の「尾張旭市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後、予想される人口の減少や人口構造の変化は、これからの行政サービスのあり方に大きく影響を与えていると考えています。このような状況において、「こどもは宝、健康は宝、幸せづくりは宝」に向けた政策を展開するため、「子育て支援の充実」を特に重要な施策として掲げ、全国でいまだ後を絶たない虐待や、いじめを防止するための対策を推進するとともに、地域が一体となって子どもを育てる環境を整備し、「子どもが住みやすい」、また「子どもを育てやすい」まちづくりを進めていくことが大変重要であると考えています。

また、市を挙げて事業を行っていく上では、市民の方などとの協働が必要不可欠であり、そのためには普段から広くご意見をお聞きするための「場づくり」も大切であると考えています。これらのことを踏まえ、今回の計画では、「子ども」「保護者」「地域」の3つの視点から子ども・子育て支援施策の更なる効果的な推進を図るとともに、市民の方、市内関係機関、事業者の方などとの協働によって計画の推進を図っていくことを明記しました。

皆さまにおかれましては、この計画の推進に対しまして、今後も一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

令和2年3月



尾張旭市長 森 和 実

# 目次

第1章 計画策定の概要 .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 少子化対策への取り組み .....	1
3 計画の位置づけ .....	4
4 計画の期間 .....	5
5 計画の策定体制 .....	5
6 計画の対象 .....	5
第2章 尾張旭市の子ども・子育てを取り巻く現状 .....	6
1 人口の状況 .....	6
2 世帯の状況 .....	8
3 婚姻・離婚の状況 .....	9
4 女性の就労の状況 .....	11
5 児童数の状況 .....	12
6 幼稚園、保育所、小中学校の状況 .....	14
7 社会的特性 .....	16
8 市内の幼稚園及び保育所の設置状況 .....	16
9 市内の認可外保育施設の設置状況 .....	17
10 市内の児童館・児童クラブ・学童クラブの設置状況 .....	17
第3章 尾張旭市の子育て支援施策の実施状況 .....	18
1 子どもの教育・保育環境の充実 .....	18
2 地域における子育て支援の充実 .....	20
3 配慮を要する子ども・家庭への支援 .....	23
4 親と子の健康の確保及び増進 .....	25
5 子育てと仕事の両立支援 .....	27
6 子どもの権利擁護と安全の確保 .....	28
第4章 市民の子育て支援ニーズ .....	30
1 ニーズ調査 .....	30
2 子育てカフェ（ワークショップ） .....	48
3 幼稚園関係者ヒアリング .....	50
第5章 子ども・子育てに関する本市の主要課題 .....	52
第6章 計画の基本的な考え方 .....	56
1 基本的な考え方 .....	56

2	基本理念	57
3	基本目標及び施策の体系	58
4	目標の達成に向けた協働による事業の実施	59
第7章	施策の展開	60
1	基本目標1 子どもの教育・保育環境の充実	60
2	基本目標2 地域における子育て支援の充実と安全の確保	65
3	基本目標3 配慮を要する子ども・家庭への支援	74
4	基本目標4 親と子の健康の確保及び増進	78
5	基本目標5 子育てと仕事の両立支援	83
6	基本目標6 子どもの権利擁護	85
7	事業に取り組む3つの視点	86
8	第五次総合計画の計画人口実現のためのチャレンジ	87
第8章	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策	88
1	趣旨	88
2	教育・保育提供区域の設定	88
3	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の内容	89
4	事業ごとの「量の見込み」の算出と数値目標の設定	89
5	教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	99
6	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	99
第9章	計画の推進	100
1	計画の周知・理解	100
2	分野横断的な施策推進のための各種会議の活用	100
3	計画の推進体制及び進捗管理・評価の方法	100
資料編		102



# 第 1 章 計画策定の概要

## 1 計画策定の趣旨

---

尾張旭市では、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすべく、「尾張旭市次世代育成支援行動計画」の後継計画として、平成27年度に「尾張旭市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。

「第2期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）は、令和2年3月末をもって第1期計画の計画期間が終了となることから、国の動向及び第1期計画における成果と課題を十分に踏まえながら、引き続き、子ども・子育て支援制度を効果的に推進していくために策定するものです。

また、平成26年3月に策定した「尾張旭市第五次総合計画（平成26～35年度）（以下「第五次総合計画」という。）」において、将来の都市像「みんなで支えあふ 緑と元気あふれる 住みよいまち 尾張旭」の実現に向けた8つの柱（政策）の1つとして、「みんなで支えあふ健康のまちづくり」を掲げ、誰もが不安なく子育てができるまちづくりを推進しています。

本計画は、第五次総合計画に掲げるまちづくりの目標（政策）に沿い、家庭における子育てを中心に、地域、学校、団体、企業、行政など、社会全体で子育て支援に取り組むための方向性を示すとともに、子どもの成長と子育て家庭の支援施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的指針とするものです。

## 2 少子化対策への取り組み

---

平成2年の「1.57ショック」を契機に、わが国では、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを問題として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討がはじまりました。

平成6年からの「エンゼルプラン」の策定をはじめとして、平成15年の「少子化社会対策基本法」の制定、翌年の「少子化社会対策大綱」に基づく「子ども・子育て応援プラン」による取り組みが進められてきました。しかし、平成17年には合計特殊出生率1.26と過去最低を記録したことから、抜本的な対策として平成18年に「新しい少子化対策について」を定め、年齢進行ごとの子育て支援策を掲げました。

その後も、平成19年の『「子どもと家族を応援する日本」重点政策』、平成20年の「新しい少子化社会対策大綱の案の作成方針について」、平成24年の「子ども・子育て支援関連3法」の成立（その後平成28年に改正）、平成27年の「新たな少子化社会対策大綱」の策定を経て、現在に至っています。

■ 国における取り組み

区 分	概 要
エンゼルプランと新エンゼルプラン	平成6年12月、今後の10年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）を策定、平成11年12月、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が策定された。
次世代育成支援対策推進法	家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成15年7月、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定された。
少子化社会対策基本法、少子化社会対策大綱及び子ども・子育て応援プラン	平成15年7月、「少子化社会対策基本法」が制定され、同年9月から施行された。同法に基づき、平成16年6月、「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、同年12月、当該大綱に盛り込まれた施策の効果的な推進を図るため、「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）を決定し、平成17年度から平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標が掲げられた。
新しい少子化対策について	平成17年、合計特殊出生率は1.26と、過去最低を記録した。こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成18年6月、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定された。 「新しい少子化対策について」では、家族・地域のきずなの再生や社会全体の意識改革を図るための国民運動の推進とともに、子どもの成長に応じて子育て支援のニーズが変化することに着目して、妊娠・出産から高校・大学生期に至るまでの年齢進行ごとの子育て支援策を掲げた。
「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	平成19年12月、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられた。当該重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとされた。
少子化社会対策基本法に基づく大綱（子ども・子育てビジョン）の策定	「新しい少子化社会対策大綱の案の作成方針について」（平成20年12月、少子化社会対策会議決定）を受け、平成21年1月、内閣府に「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」を立ち上げ、同年6月には提言（“みんなの”少子化対策）をまとめた。 その後、平成21年10月、内閣府の少子化対策担当の政務三役で構成する「子ども・子育てビジョン（仮称）検討ワーキングチーム」を立ち上げ、平成22年1月29日、少子化社会対策会議を経て、「子ども・子育てビジョン」が策定された。
待機児童の解消	喫緊の課題である待機児童の解消に向け、平成25年4月、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体に対してはその取り組みを全面的に支援することとした。

区 分	概 要
子ども・子育て支援新制度の施行	<p>平成24年3月に、政府が第180回通常国会に提出した「子ども・子育て関連3法案」は、国会審議等による修正等を経て、同年8月10日に成立し、8月22日に公布された。</p> <p>子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援新制度は、社会保障・税一体改革の一項目として、消費税率の引き上げによる財源の一部を得て実施されたものであり、平成27年度から本格施行する方針の下、取り組まれた。</p>
次世代育成支援対策推進法の延長	<p>平成27年3月までの時限立法である次世代育成支援対策推進法は10年間の延長を行い、これにより、現行制度のさらなる充実を図るとともに、市町村行動計画の策定については任意とした。</p>
ニッポン一億総活躍プランの策定	<p>平成29年6月に、「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、経済成長の課題である少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げた。</p>
新しい経済政策パッケージの策定	<p>少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、政府は平成29年12月、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定した。</p> <p>このうち、「人づくり革命」については、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを盛り込み、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型へと改革することとした。</p>

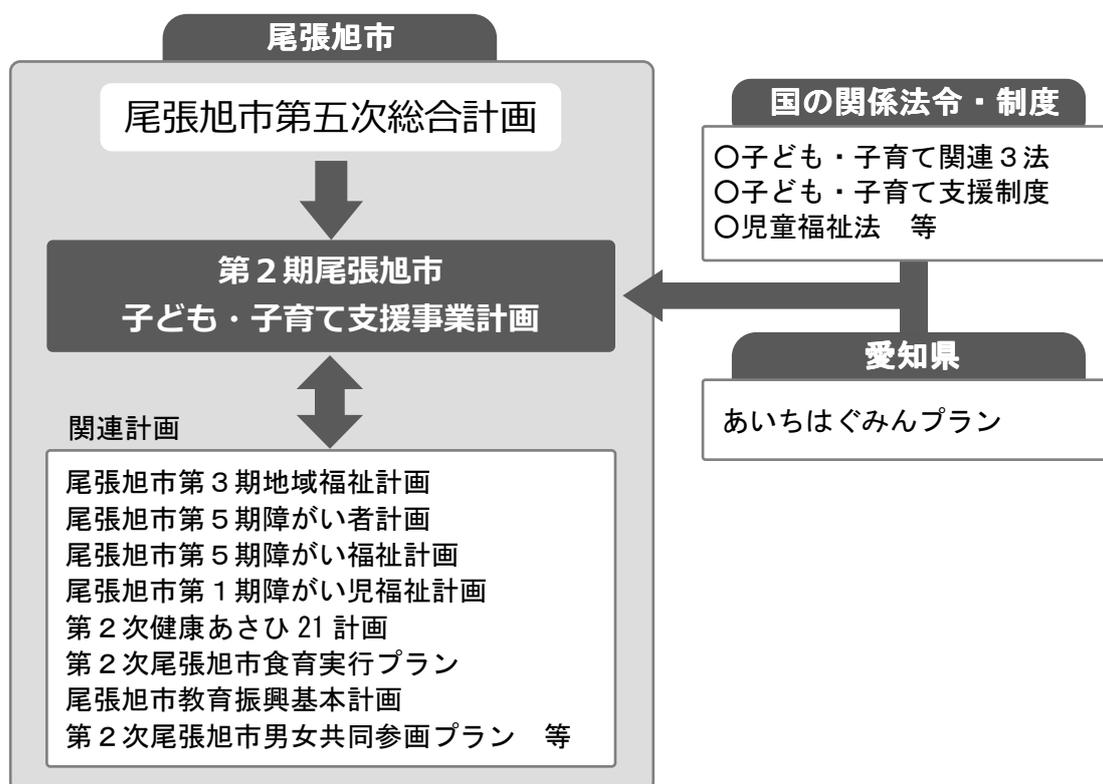
#### ■本市における取り組み

区 分	概 要
児童育成計画 (平成15～24年度)	<p>21世紀を生きる子どもたちが、健やかに生まれ育つことができるよう、地域社会全体で子育て・子育てを計画的、総合的に支援していくための計画として策定した。</p>
次世代育成支援対策地域行動計画・前期計画 (平成17～21年度)	<p>児童育成計画をさらに発展させ、子どもと子育て家庭を社会全体で支え、子どもを生み育てることに喜びを実感でき、子ども自身が健やかに成長できる環境を整えていくための計画として策定した。</p>
次世代育成支援対策地域行動計画・後期計画 (平成22～26年度)	<p>これまでの取り組みをさらに広げながら、地域など社会全体で子どもを安心して育てられる、また、子ども自身がのびのびと健やかに育つことのできるまちづくりを目指していくための計画として策定した。</p>
子ども・子育て支援事業計画 (平成27年度～平成31年度)	<p>次世代育成支援対策地域行動計画の理念を引き継ぎつつ、「子ども・子育て支援新制度」に対応した、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うための計画として策定した。</p>

### 3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」および次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「市町村行動計画」として位置づけられる計画です。

本計画は、「第五次総合計画」の部門別計画であり、本市の子ども・子育てに関する「基本計画」の役割を有するとともに、関連する計画と整合を図りながら策定しています。



## 4 計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間で一期として策定します。

また、5年間の計画期間中であっても、計画に定めた量の見込みと実際の状況に乖離がある場合など、必要に応じて一部見直しを行います。

平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
第1期計画											
	見直し										
					第2期計画（本計画）						
										次期計画	

## 5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき、学識経験者、子どもの保護者、子育て支援に関係する者、事業者代表、公募市民などで構成した「尾張旭市子ども・子育て会議」で審議を行いました。

また、就学前児童の保護者と小学生の保護者を対象に「尾張旭市の子ども・子育てに関するアンケート調査」のほか、子育てカフェ（ワークショップ）、素案に対するパブリックコメントなどにより、広く市民の意見を聞きながら、計画策定を進めました。

## 6 計画の対象

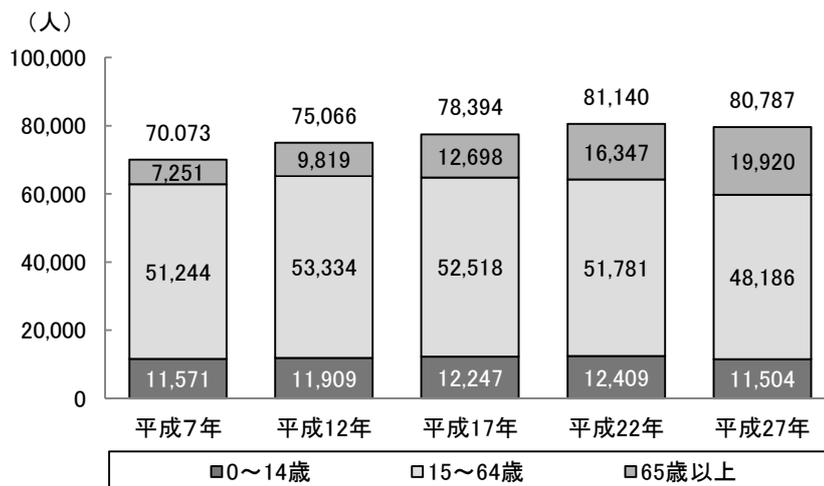
本計画の対象は、尾張旭市に居住するおおむね18歳までの子どもをはじめ、その家族・家庭、これから子どもを産もうとするかた、地域で子育て支援活動に取り組んでいるかたです。

## 第2章 尾張旭市の子ども・子育てを取り巻く現状

### 1 人口の状況

総人口は、平成22年まで増加傾向で、その後は減少となっています。0～14歳の年少人口についても、平成22年から27年にかけては減少となっています。

■ 年齢3区分別人口の推移

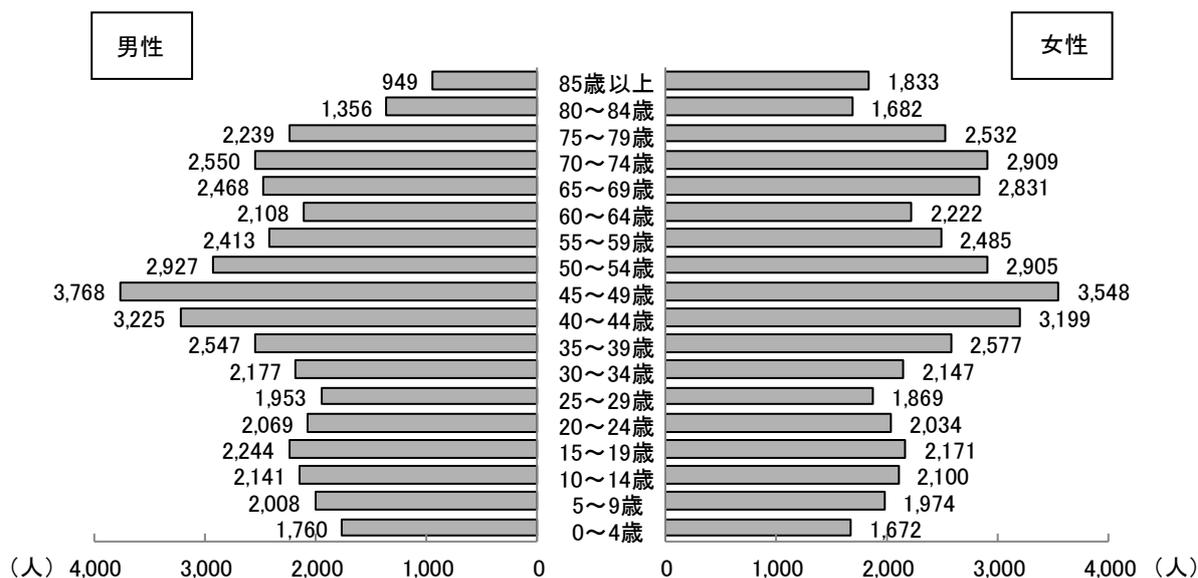


※総数には年齢不詳を含む

資料：国勢調査

5歳区分別・男女別にみると、男女ともに40代が最も多く、次いで30代後半や50代前半、前期高齢者（65～74歳）が多くなっています。

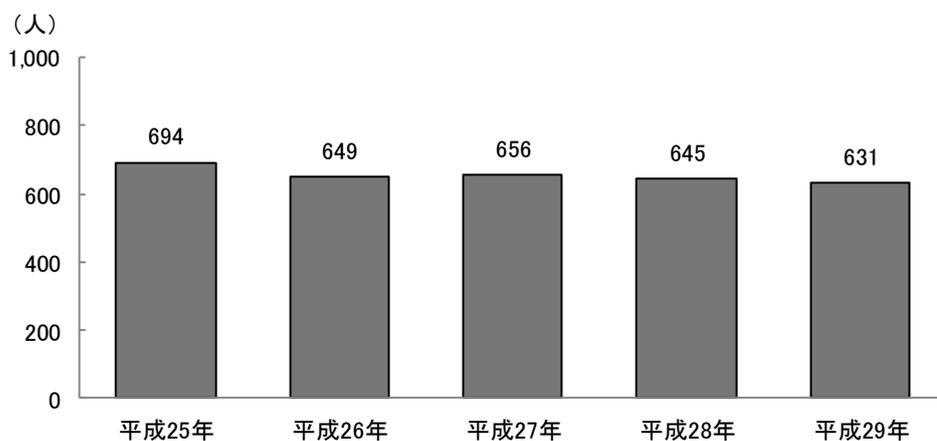
■ 5歳区分別男女別人口（平成31年3月末）



資料：住民基本台帳

出生数は、近年では増減がみられるものの、全体的に減少傾向となっており、平成29年は631人となっています。

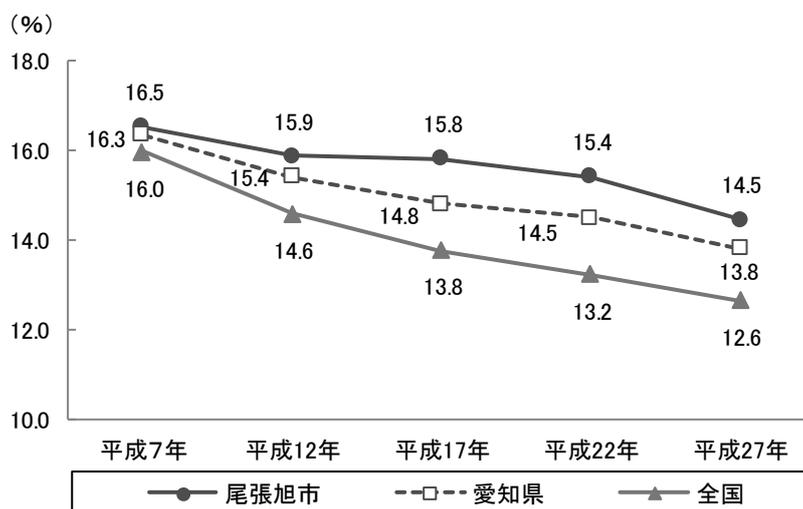
### ■出生数の推移



資料：尾張旭市統計書

年少人口率は、平成27年は14.5%と全国や愛知県よりも高い割合となっています。経年比較では平成7年以降減少傾向となっています。

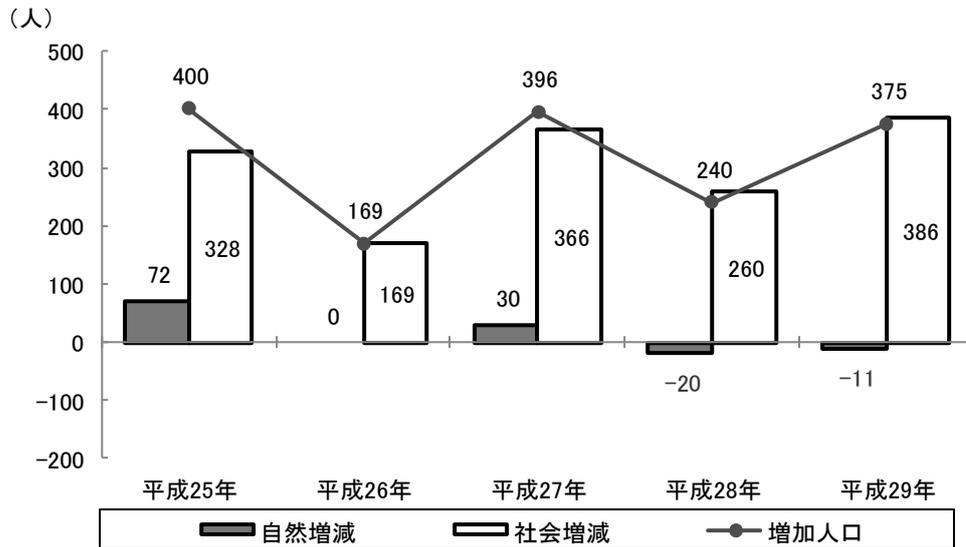
### ■年少人口率の推移



資料：国勢調査

自然増減（出生数と死亡数の差）・社会増減（転入数と転出数の差）については、近年では、自然減（出生数より死亡数が多い）、社会増（転出数より転入者が多い）の傾向となっています。

■自然増減・社会増減の推移

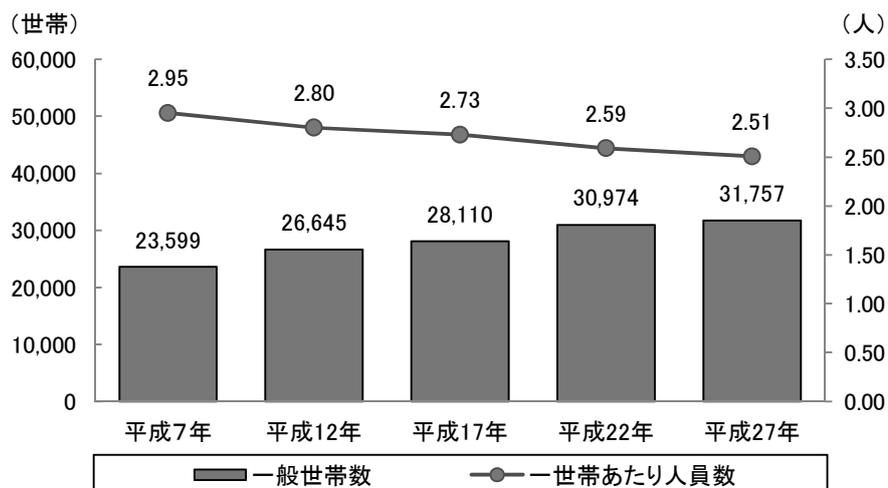


資料：尾張旭市統計書

## 2 世帯の状況

一般世帯数については増加傾向にあり、1世帯あたりの人員については減少傾向にあります。

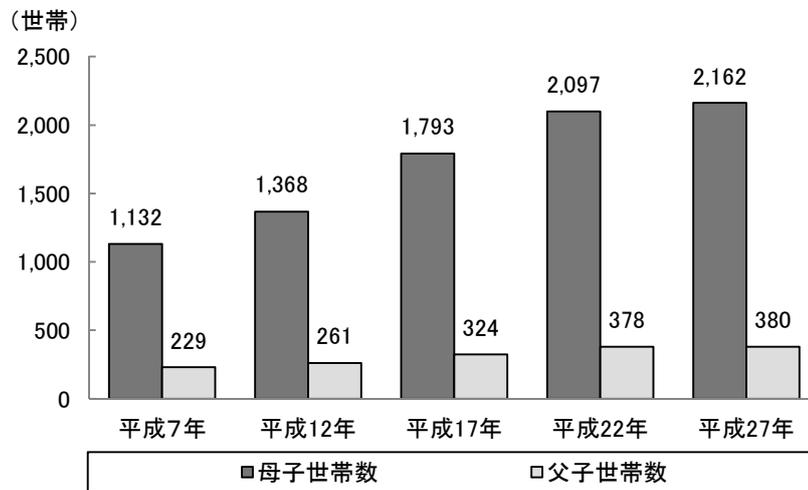
■一般世帯数と一世帯あたり人員数の推移



資料：国勢調査

母子世帯、父子世帯については、ともに増加傾向にあります。

#### ■ 母子・父子世帯数の推移

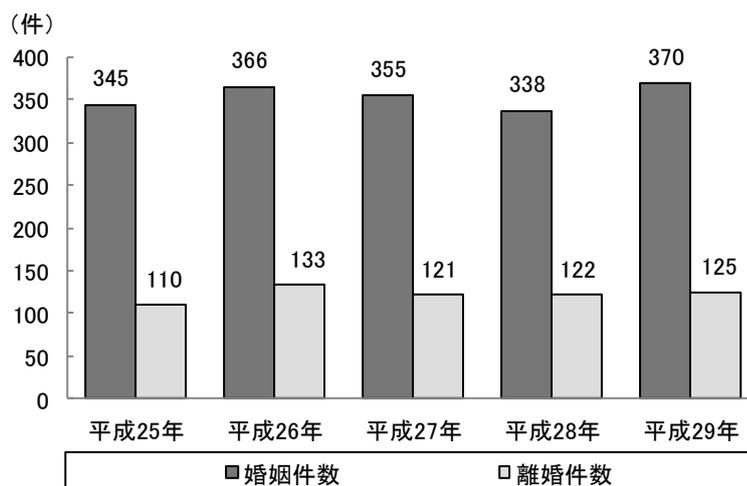


資料：国勢調査

### 3 婚姻・離婚の状況

婚姻件数と離婚件数の経年変化については、婚姻件数が350件前後、離婚件数は120件前後で推移している傾向にあります。

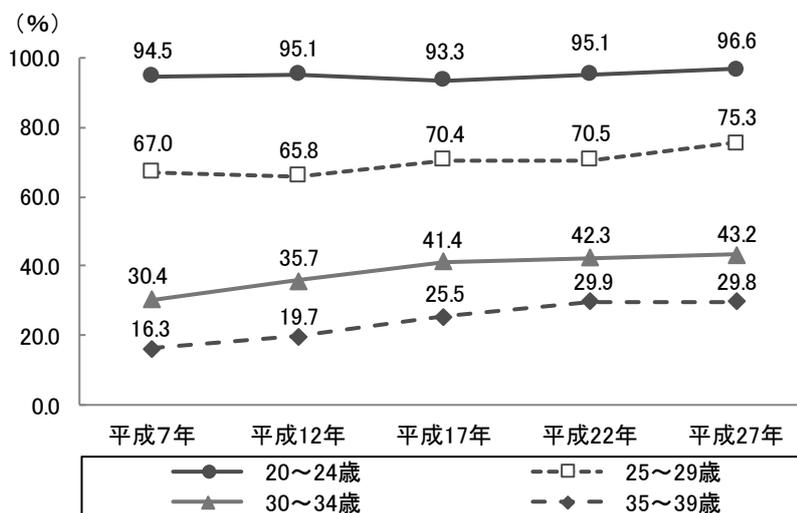
#### ■ 婚姻・離婚件数の推移



資料：愛知県衛生年報

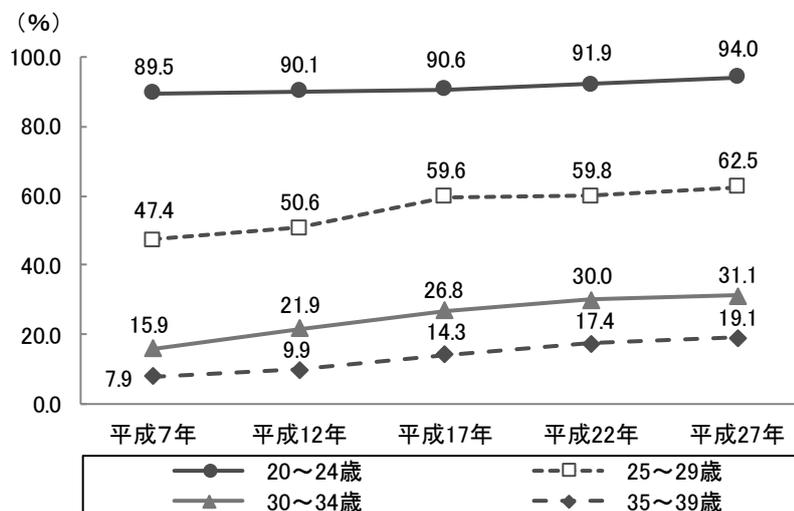
未婚率については、男性は25～29歳と35～39歳を中心に増加傾向にあります。女性は20代から30代の各年代で増加傾向にあります。

■未婚率の推移（男性）



資料：国勢調査

■未婚率の推移（女性）



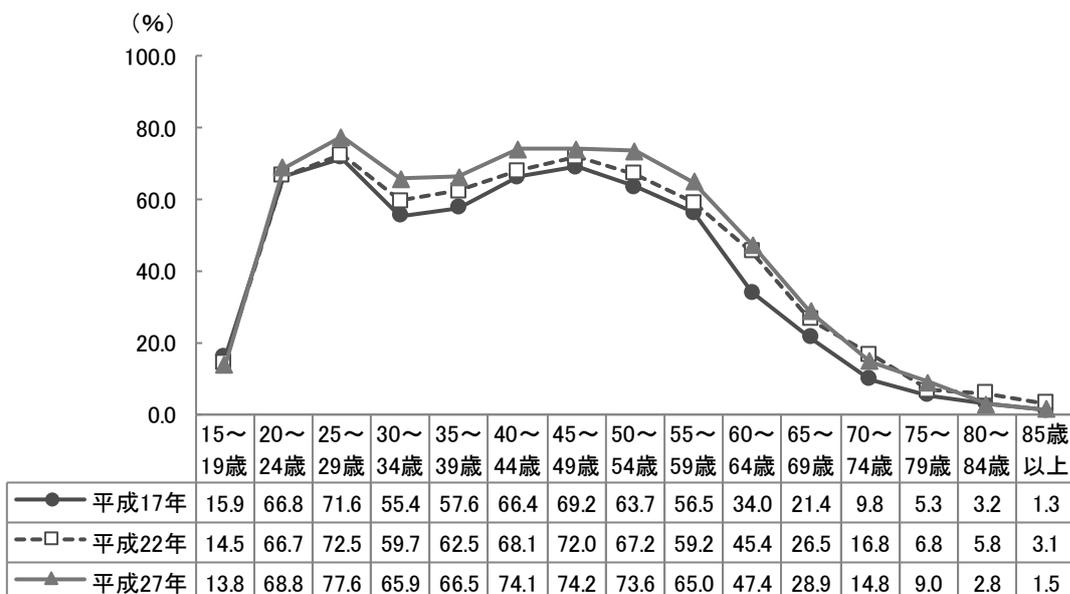
資料：国勢調査

## 4 女性の就労の状況

女性の就労率については、経年比較でみると全体的に上昇傾向にあり、特に20代後半～50代後半の就労率の上昇が目立ちます。

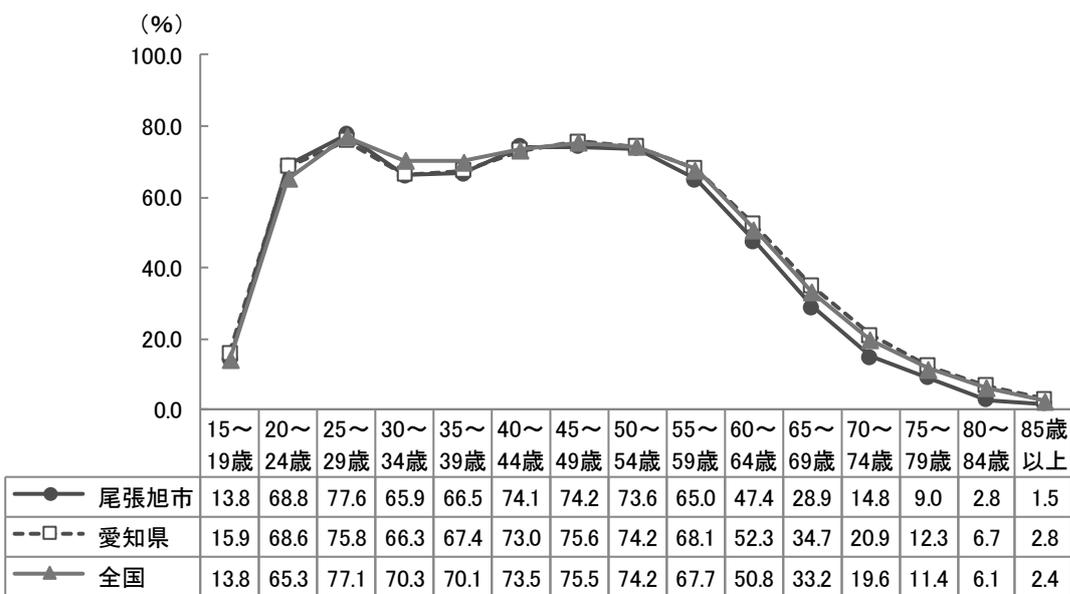
また、平成27年における女性の就労率を国・県と比較すると、20代で国・県よりも高く、30代で国・県よりも低い状況がうかがえます。

■ 女性の就労率の推移



資料：国勢調査

■ 平成27年における女性の就労率の比較

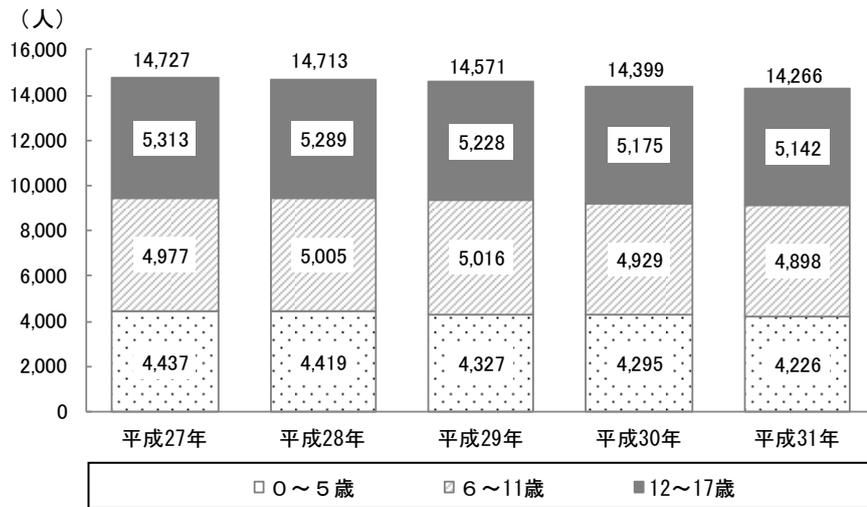


資料：国勢調査

## 5 児童数の状況

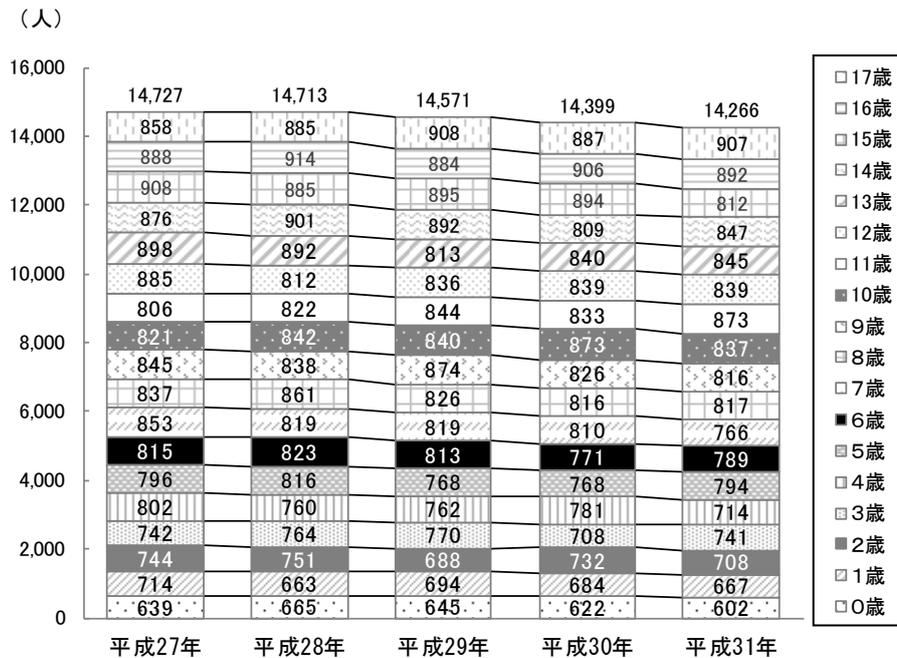
平成27年から平成31年の0歳から17歳までの人口は、14,727人から14,266人へと減少傾向にあります。平成31年の人口を年齢別にみると、最も人口が多い年齢は17歳で、次いで16歳、11歳となっており、最も人口が少ない年齢は0歳となっています。また、年齢ごとに人口の推移をみると、多くの年齢で増減を繰り返している傾向がみられ、社会増の影響によると推察されます。

■ 近年の児童人口の推移（3区分）



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

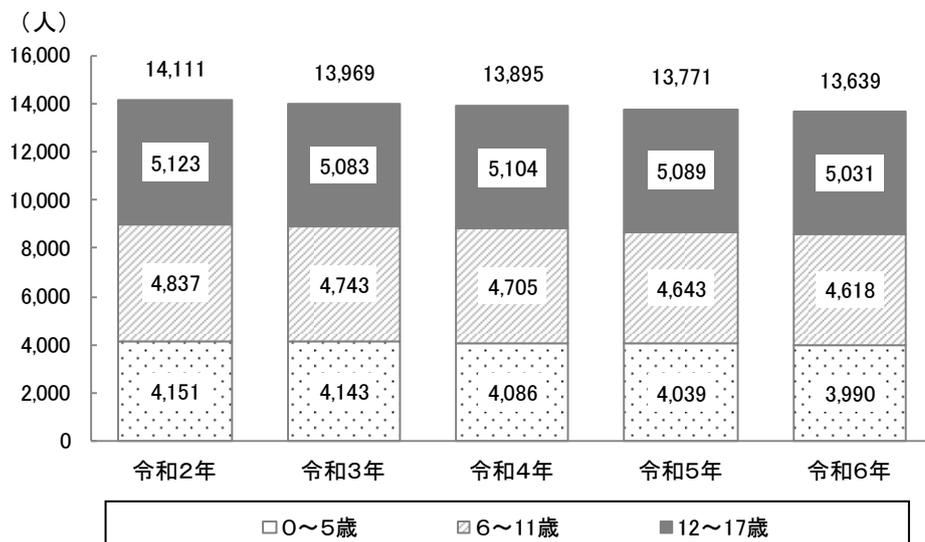
■ 近年の児童人口の推移（年齢別）



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

令和2年から令和6年の児童人口を推計すると、0～5歳、6～11歳が減少傾向となり、12～17歳についても、令和4年以降減少傾向となる見込みとなっています。

■児童人口の推計



資料：コーホート変化率法による人口推計

◇コーホート変化率法

「コーホート」とは、同じ年（または同じ時期）に生まれた人々の集団のことを指し、過去における実績人口の動勢（今回は1年単位）から「変化率」を求め、それに基づき人口推計を行っています。なお、0歳の推計は、別途、母親となり得る女性の人口（15～49歳）における出生率から算出します。（使用したデータは、平成27年から平成31年の各3月31日現在の住民基本台帳人口）



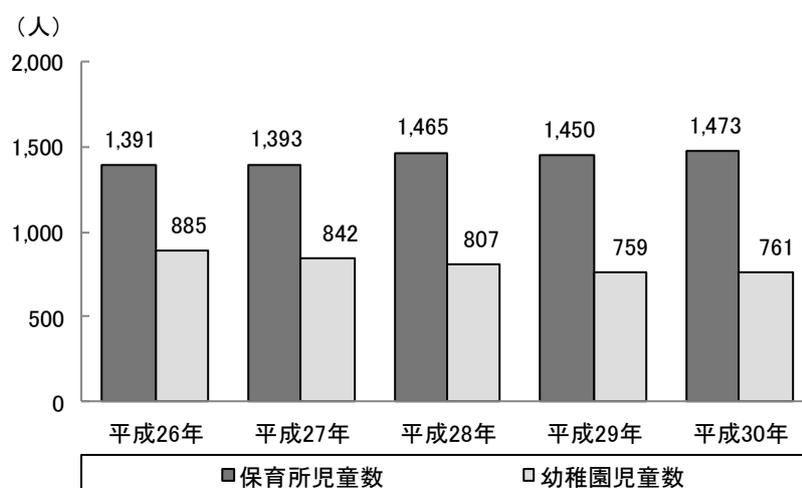
## 6 幼稚園、保育所、小中学校の状況

近年の就学前児童数の推移をみると、保育所児童数は増加傾向、幼稚園児童数は減少傾向にあります。

保育所児童数を年齢別にみると、3歳未満児が増加傾向にあり、年によって20人以上増えていることがうかがえます。

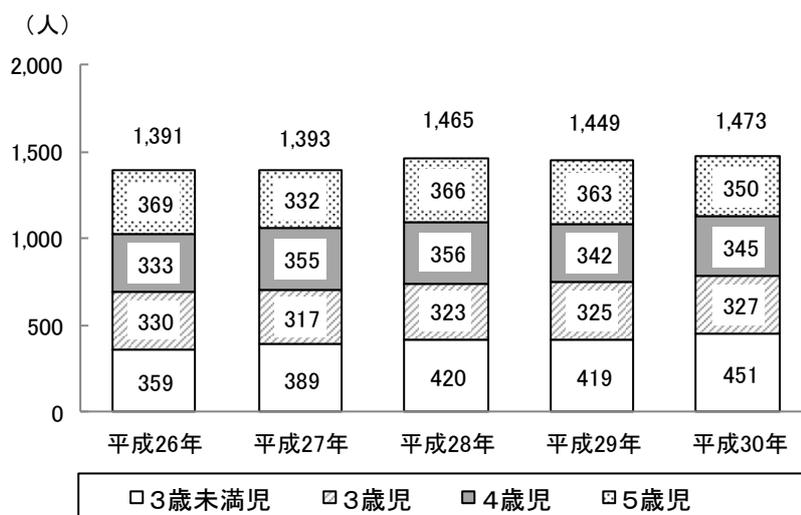
この増加の主な要因としては、3歳未満児専用施設の小規模保育事業所の開設による定員増が挙げられます。

### ■ 保育所・幼稚園児童数の推移



資料：尾張旭市統計書

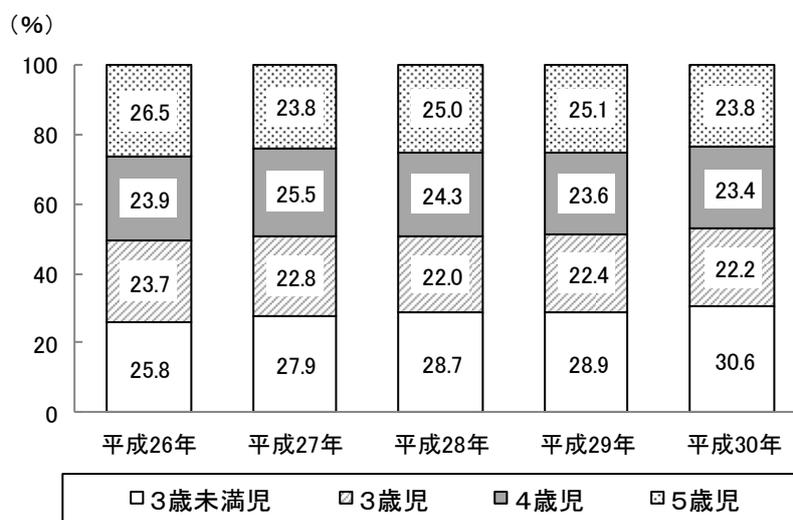
### ■ 年齢別の保育所児童数の推移



資料：尾張旭市統計書

保育所児童数の年齢別の割合は、3歳未満児の割合が増加していることがうかがえます。

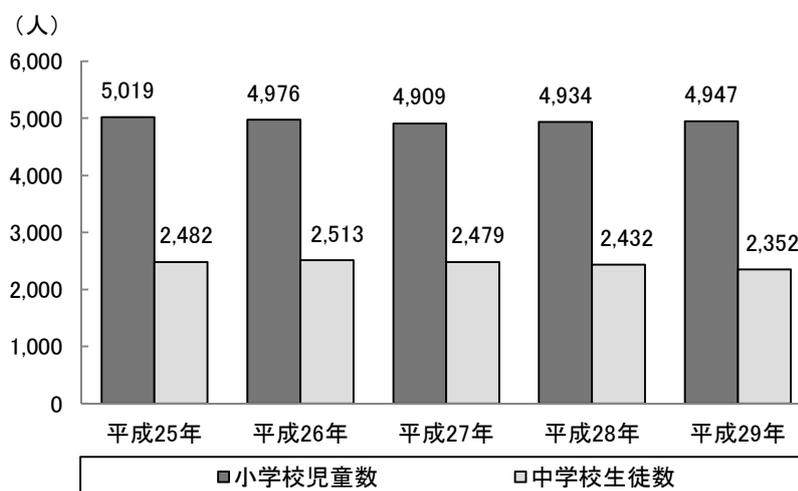
■ 保育所児童の年齢別割合の推移



資料：尾張旭市統計書

小学校児童数は、近年では約5,000人で推移しており、平成27年以降は増加傾向にあります。中学校生徒数は平成26年以降減少傾向にあります。

■ 小学校児童・中学校生徒数の推移



資料：尾張旭市統計書

## 7 社会的特性

本市は、名古屋市に隣接し、通勤・通学に便利という立地条件から住宅都市として発展してきました。ショッピングセンターなどの商業施設や鉄道も整い、利便性の高いまちであると同時に、森林公園をはじめとする緑や豊かな自然にも恵まれており、コンパクトな市域のなかで、都市の利便性と恵まれた自然環境を備えたバランスの良さが特性と言えます。

## 8 市内の幼稚園及び保育所の設置状況

		名 称	所在地
幼稚園 (4園)	私立	東春暁幼稚園	旭前町四丁目6番地1
		旭富士幼稚園	旭ヶ丘町森87番地
		愛英本地幼稚園	南本地ヶ原町一丁目26番地
		しらぎく幼稚園	北本地ヶ原町三丁目38番地
保育所 (15園)	公設 公営	中部保育園	西大道町前田3786番地
		西部保育園	印場元町五丁目14番地10
		藤池保育園	東栄町一丁目9番地1
		本地ヶ原保育園	北本地ヶ原町一丁目21番地
		川南保育園	大塚町二丁目4番地1
		西山保育園	井田町二丁目175番地
		あたご保育園	新居町今池下2910番地1
	柏井保育園	柏井町弥栄16番地	
	公設 民営	東部保育園	狩宿新町一丁目56番地
		はんのき保育園	桜ヶ丘町二丁目 217 番地
		茅ヶ池保育園	城前町一丁目7番地5
		稲葉保育園	稲葉町一丁目43番地
	私立	あさひおっきい保育園	平子町東157番地1
		保育所てんとう虫	新居町明才切23番地1
		レイモンド庄中保育園	庄中町一丁目2番地8
小規模保育 事業A型 (5園)	私立	スクルドエンジェル保育園三郷園	三郷町中井田202番地1
		nursery school family	東栄町一丁目7番地18
		あさひちいさないえほいくえん	印場元町二丁目10番地7
		memory tree 旭保育園	向町二丁目6番地1
		旭前わかば保育園	旭前町五丁目7番地8

※平成31年4月時点

## 9 市内の認可外保育施設の設置状況

名 称		所在地
民営	あんじゅ保育室	平子町北61番地
	アンインターナショナルスクール 尾張旭本部教室	渋川町二丁目8番地10
	あさひ保育ルーム	向町一丁目11番地14
	nursery school friend	大久手町中松原114番地1
	保育ルーム ルチェーレ	吉岡町二丁目3番地16
	マミーズ保育園三郷 (企業主導型保育事業所)	尾張旭北原山土地区区画整理事業地内第 113街区1番

※平成31年4月時点

## 10 市内の児童館・児童クラブ・学童クラブの設置状況

名 称		所在地	
児童館	公設 公営	藤池児童館	東栄町一丁目4番地7
		白鳳児童館	白鳳町二丁目20番地
		平子児童館	平子町中通219番地2
		本地ヶ原児童館	南新町中畑1番地130
		中部児童館	西の野町五丁目12番地3
		旭丘児童館	大久手町上切戸62番地
	公設 民営	瑞鳳児童館	大塚町二丁目10番地3
		三郷児童館	瀬戸川町一丁目229番地
		渋川児童館	渋川町一丁目6番地1
児童クラブ	公設 公営	旭丘児童クラブ	大久手町上切戸117番地1(旭丘小学校内)
		本地ヶ原児童クラブ	南新町中畑252番地(本地原小学校内)
		白鳳児童クラブ	白鳳町一丁目12番地(白鳳小学校内)
		城山児童クラブ	城山町城山13番地1(城山小学校内)
		旭児童クラブ	西の野町五丁目1番地(旭小学校内)
		東栄児童クラブ	東栄町三丁目5番地1(東栄小学校内)
	公設 民営	瑞鳳児童クラブ	大塚町二丁目10番地3(瑞鳳児童館内)
		渋川児童クラブ	渋川町一丁目6番地1(渋川児童館内)
		三郷児童クラブ	瀬戸川町一丁目122番地(三郷小学校内)
学童クラブ	民営	あおぞら学童クラブ	平子町長池上6387番地1
		藤池学童クラブ	柏井町弥栄302番地
		はくほう学童クラブ	印場元町四丁目2番地8
		あさひ学童クラブ	東大道町曾我廻間2269番地5
		ひまわり学童クラブ	東大道町山の内2447番地4
		ふあんふあん学童クラブ	東栄町一丁目11番地10
		nursery school friend	大久手町中松原114番地1

※平成31年4月時点

# 第3章 尾張旭市の子育て支援施策の実施状況

子ども・子育て支援事業計画で推進してきた各施策の実施状況は以下のとおりです。

評価基準(計画の終了となる令和元年度における見込み)	
「◎」…目標を達成している。	「×」…目標達成の見込みはない。
「○」…目標を達成する見込みである。	「-」…指標なし
「△」…目標達成には努力が必要である。	

※【チャレンジ】：第五次総合計画で重要視している人口増加に向けた取り組みとして効果の期待できる事業

## 1 子どもの教育・保育環境の充実

### <第1期計画の振り返り>

教育・保育サービスでは、延長保育、休日保育、サポート保育、病児・病後児保育、小規模保育の充実を図ったほか、予約入園や保育の必要性の認定等により、育児休業からのスムーズな復帰を推進してきました。通常保育については、計画の中間見直しを行っているものの待機児童が発生しており、今後対策が必要となっています。

また、特別な配慮を必要とする児童生徒に対して学校生活支援員・指導員を配置するとともに、地域住民の部活動指導員や部活動外部講師としての活用、体験学習等での幼児とのふれあい、職場体験の実施など、教育環境の充実に努めています。今後とも教育環境の充実を図ることが大切です。

### 1-1 教育・保育サービス環境の整備と充実

事業	指標	H30年度実績値	R1年度目標値	H30年度評価
通常保育の充実【チャレンジ】	通常保育の定員数	1,671人	1,599人 ⇒1,726人 (中間見直し)	△
	3歳以上児の定員数	1,115人	1,105人 ⇒1,164人 (中間見直し)	△
	3歳未満児の定員数	479人	494人 ⇒562人 (中間見直し)	△
延長保育の推進	延長保育の実施園数	17園	12園	◎
休日保育の充実【チャレンジ】	休日保育の実施園数	1園	1園	◎
サポート保育の推進	サポート保育の実施園数	12園	13園	△
育児休業からの円滑な復帰支援の推進【チャレンジ】	4月1日現在の予約入園受付け者数	123人	70人	◎

事業	指標	H30年度実績値	R1年度目標値	H30年度評価
病児・病後児保育の充実	病児・病後児保育の実施施設数	1施設	1施設	◎
保育士の資質・専門性の向上	研修等への参加延べ人数	900人	1,100人	△
保育料の軽減	保育料軽減の施策数	1施策	1施策	◎
保育環境の改善・充実【チャレンジ】	自己評価の実施園数	15園	15園	◎
	外壁・屋根・内装等の比較的大規模な改修等の件数（H27～H31）	12件	15件	△
家庭的保育（保育ママ）の推進【チャレンジ】	家庭的保育事業（保育ママ）の定員数	0人	5人	△
小規模保育の推進【チャレンジ】	小規模保育事業の定員数	77人	76人	◎
認可外保育施設の支援	支援施設の利用者数	12人	20人	△
教育・保育の提供体制の充実	給付を受けている施設数	4施設	2施設	◎

## 1-2 豊かな心・健やかな体を育む幼児教育環境の充実

事業	指標	H30年度実績値	R1年度目標値	H30年度評価
子どもの個性に応じた学習活動の支援	補助員等の配置人数	25人	19人	◎
特別支援教育の充実	対象児童生徒がいる学校への特別支援学級設置割合	100%	100%	◎
学校教育におけるジェンダーの見直し	男女混合名簿実施校数	12校	12校	◎
学校評議員制度の推進	1校あたりの平均会議開催数	3回/年	3回/年	◎
学校教育における多様な活動の推進	特色ある学校づくり実施校数	12校	12校	◎
子どものニーズに応じた課外活動の充実	学校体育・部活動の外部講師等を活用している校数	12校	12校	◎

<指標無し>

- ・幼稚園教育の充実：私立幼稚園に通う子の保護者に対し授業料等を補助

## 1-3 次代の親の育成

事業	指標	H30年度実績値	R1年度目標値	H30年度評価
幼児とのふれあい体験の充実	幼児とのふれあい体験実施校数	12校	12校	◎
職場体験などによる職業意識の醸成	職場体験実施中学校数	3校	3校	◎

## 2 地域における子育て支援の充実

### <第1期計画の振り返り>

地域における子育て支援の取り組みにおいて、子育てひろば・子育てサロンが充実しています。子育てに関する相談体制についても、気軽に相談できるように、子育て支援センターをはじめとして、家庭訪問や保育園での面談を実施できるようになっており、保育コーディネーターは適切な保育サービスの情報提供を行っています。また、託児ボランティア、子育て応援ボランティアは会員数を増やすなど、地域の子育て支援人材の確保を進めています。今後とも地域の子育てネットワークづくりをさらに進めることが大切です。

不登校の児童生徒に対しては、適応指導教室での支援やメンタルフレンドによる家庭訪問を実施しているほか、いじめ防止基本方針に基づく取り組みや非行防止策を講じており、継続した取り組みが必要です。

また、家庭や地域の教育力を高めるため、小学校の家庭教育学級の開催、すくすく子育て講座の開催、父子手帳の交付といった取り組みが充実している一方、子ども会の会員数が減少傾向にあり、対策が課題となっています。

地域子ども・子育て支援事業においては、児童・学童クラブの利用者が増加傾向で待機児童が発生しており、定員増、学童クラブの新設、時間延長、民間運営などを進めていますが、今後とも放課後の居場所づくりの取り組みを充実させることが大切です。

### 2-1 地域における子育て支援サービスの充実

事業	指標	H30年度実績値	R1年度目標値	H30年度評価
子育て広場・子育てサロンの充実	子育て広場開設箇所数	9箇所	9箇所	◎
	子育てサロン開放箇所数	13箇所	13箇所	◎
子育てに関する相談・指導体制の充実	相談延べ件数	1,657件	1,500件	◎
子育て支援センター事業の推進	利用延べ人数	30,555人	18,960人	◎
保育コーディネーターの配置【チャレンジ】	コーディネーター設置箇所数	1箇所	1箇所	◎
一時保育の充実【チャレンジ】	一時保育の実施箇所数	5箇所	7箇所	△
	一時保育の定員数	50人	70人	△
子育て支援短期利用事業の充実	利用者数	0人/年	2人/年	△
ファミリー・サポート・センター事業の推進	利用延べ人数	1,504人	1,700人	△

#### <指標無し>

- ・幼稚園における一時預かり事業の推進：主に在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）を実施する場合、新制度へ円滑に移行できるよう支援

## 2-2 子育て支援のネットワークの充実

事業	指標	H30年度実績値	R1年度目標値	H30年度評価
子育て支援ボランティアの充実	託児ボランティア、子育て応援ボランティアの会員数	115人	40人	◎
子育て支援に関する情報提供の充実	子育て支援に関する情報紙、広報誌への掲載回数	101回/年	20回/年	◎

<指標無し>

- ・子育て支援ネットワークの構築：主任児童委員、保健師、保育士など子育てに関わる代表者による、地域の子育て支援のネットワーク化

## 2-3 児童の健全育成

事業	指標	H30年度実績値	R1年度目標値	H30年度評価
児童・学童クラブの充実【チャレンジ】	児童クラブ・学童クラブの定員数	970人	879人	◎
	児童クラブ・学童クラブ数	16箇所	17箇所	○
児童クラブの時間拡充・民間運営【チャレンジ】	時間延長実施児童クラブ数	4クラブ	4クラブ	◎
	民間運営へ移行した児童クラブ数	3クラブ	3クラブ	◎
児童クラブのサポート保育の推進	サポート保育の実施クラブ数	9クラブ	9クラブ	◎
児童館の充実	利用延べ人数	118,411人	150,000人	△
	指定管理者運営児童館数	3館	3館	◎
	外壁・屋根・空調・内装等の比較的大規模な改修等の件数（H27～H31）	17件	15件	◎
ブックスタート	6か月児健康相談を受けた親子の割合	95.5%	96%	○
子どもの読書活動の推進	読み聞かせの開催回数	120回	120回	◎
適応指導教室の充実	不登校児童生徒のうち通室している者の割合	9.5%	19%	△
青少年の健全育成活動の推進	日常パトロールの実施日数	287日	295日	○
	非行防止パトロールの実施回数	22回	18回	◎
	地域協力員の人数	397人	400人	○
青少年悩みごと相談	相談延べ件数	328件	300件	◎
子育て家庭に対する手当の支給	子育て関連手当の受給延べ人数	7,323人	—	—

<指標無し>

- ・放課後子ども総合プランの検討：放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的実施又は連携方策等に関して調査、研究
- ・不登校・いじめ等への対応：学校、家庭、地域連携の下、未然防止に努めるとともに、一人ひとりの児童生徒にとって心の居場所となるような魅力ある学校づくりに努める
- ・スクールカウンセリングの充実：各小中学校に配置されたスクールカウンセラー、相談員によるカウンセリング活動の充実

## 2-4 家庭や地域の教育力の向上

事業	指標	H30年度実績値	R1年度目標値	H30年度評価
親子ふれあい事業の充実	親子ふれあい教室の延べ参加者数	202人	300人	△
	親子天体観測教室の延べ参加者数	149人	150人	○
家庭教育の充実	家庭教育学級生の数	416人	300人	◎
地域教育力の充実	補助金を活用した事業の件数	4件	6件	△
子ども会活動の支援	子ども会連絡協議会、校区・地域子ども会数	22団体	31団体	△
	子ども会の会員数	726人	1,100人	△
ジュニアリーダーズクラブ活動の支援	ジュニアリーダー派遣回数	28回	40回	△

## 2-5 子どもを育てる意識の醸成

事業	指標	H30年度実績値	R1年度目標値	H30年度評価
親の育児責任の醸成	パパママ教室の参加割合	48%	70%	△
	すくすく子育て講座の開催回数	28回	17回	◎
父親の子育て参加の推進	父子手帳の交付率	100%	100%	◎

### 3 配慮を要する子ども・家庭への支援

#### <第1期計画の振り返り>

児童虐待防止対策では、相談員の研修参加のほか、11月の児童虐待防止推進月間に合わせてオレンジリボンを活用したキャンペーンを展開しました。また、ネットワーク会議（実務者会議、代表者会議、個別ケース検討会議）を開催し、関係機関で情報共有及び連携を図り、必要な支援を実施しました。また、すくすく赤ちゃん訪問により養育支援が必要な世帯に対して、授乳、送迎・清掃の支援を行いました。今後とも虐待を防止する取り組みを進めることが大切です。

障がいのある子どもや発達が気になる子どもに対しては、ピンポンパン教室での支援や、学校・こどもの発達センターからの情報から適切な支援につなげています。また、平成30年度からは障がい児福祉計画に基づく福祉サービスが提供されています。これからも継続的に支援を行うとともに、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子ども（医療的ケア児）の保育園への受け入れについても取り組む必要があります。

ひとり親など困難を抱える子どもと家庭に対しては、母子・父子自立支援員による相談をはじめ、日常生活の支援、就労自立支援、医療費の助成を行っています。ひとり親世帯が増加傾向にあるほか、ひとり親家庭への支援のほか、外国につながる子どものいる世帯に対する支援が必要です。

#### 3-1 児童虐待防止対策の充実

事業	指標	H30年度実績値	R1年度目標値	H30年度評価
児童虐待・DV相談体制の充実	児童虐待・DV相談の相談員数	3人	3人	◎
児童虐待防止ネットワーク連携の強化	ネットワーク会議の開催回数（代表者会議、実務者会議）	13回/年	13回/年	◎
すくすく赤ちゃん訪問の実施	訪問実施率	100%	100%	◎
	面会達成率	100%	90%	◎
養育支援訪問事業	養育支援訪問者数	健康課:1人 子育て支援室:1人	10人	◎
CAPプログラムの普及	CAPプログラム研修の実施校数	9校	9校	◎

### 3-2 障がいのある子ども・発達が気になる子どもの発達と成長の支援

事業	指標	H30年度実績値	R1年度目標値	H30年度評価
ピンポンパン教室の充実	ピンポンパン教室の定員数	30人	30人	◎
障がい者医療費等の助成	障がい者医療費の受給者数	700人	—	—
障がい児の福祉サービスの充実	障害児通所サービス等の利用者数	182人	80人	◎
障がい福祉計画の推進	計画の策定数	1計画	1計画	◎

<指標無し>

- ・発達が気になる子どもへの支援：こどもの発達センターを中核機関として、保健・福祉・教育の各部署が連携し、子どもの成長に合わせた一貫した支援

### 3-3 ひとり親など困難を抱える子どもと家庭の自立支援

事業	指標	H30年度実績値	R1年度目標値	H30年度評価
ひとり親家庭の相談・指導体制の充実	母子・父子自立支援員による相談日数	4日/週	4日/週	◎
ひとり親家庭等の日常生活の支援	ひとり親家庭等日常生活支援事業への登録支援員数	3人	3人	◎
母子・父子家庭の就労自立支援	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の受給者数	7人	4人	◎
児童扶養手当受給者への就労支援	支援申込者数	11人	4人	◎
母子・父子家庭医療費の助成	母子・父子家庭医療費の受給者数	1,252人	—	—
各種経済支援のPRの推進	ひとり親家庭の各種経済支援に関する記事の広報掲載回数	こども課： 5回/年 保険医療課： 2回/年	2回/年	◎

## 4 親と子の健康の確保及び増進

### <第1期計画の振り返り>

子どもと親の健康の確保のために、母子健康手帳の交付と、交付時のアンケートによる妊婦の体調・支援の有無等の把握をはじめとする、各種母子保健事業を推進しています。特に、産婦・新生児訪問や産後ケア事業のほか、食育実行プランに基づく栄養に関する講話・相談、啓発を新たに始め、また、親の育児責任を醸成するためのすくすく子育て講座では「アラフォーママの会」の開催により、事業の拡充を図りました。核家族化や就労する妊婦の増加、若い世代の欠食傾向などの社会情勢に対応し、事業の改善を図りつつ、今後も取り組みを推進する必要があります。

そのほか、思春期の子どもを持つ親の悩みや不安を軽減するための思春期家庭教育学級や、かかりつけ医制度の周知、乳幼児救急医療受診ハンドブックの配布などの小児医療に関わる取り組みについても、さらなる推進が必要です。

### 4-1 子どもと親の健康確保

事業	指標	H30年度実績値	R1年度目標値	H30年度評価
母子健康手帳の交付と活用	母子健康手帳の交付を受けている妊婦の割合	100%	100%	◎
妊娠届出時のアンケートの実施	アンケートへの回答割合	100%	100%	◎
親の育児責任の醸成	パパママ教室の参加割合	48%	70%	△
	すくすく子育て講座の開催回数	28回	17回	◎
健康診査の充実	妊婦健康診査の受診率	100%	100%	◎
	乳幼児健康診査の受診率	96%	96%	◎
産婦・新生児訪問の実施	産婦・新生児訪問実施率（実施件数）	100% (237件)	100% (170件)	◎
産後ケア事業	利用者数	1人	2人	◎
養育支援訪問事業（※再掲）	養育支援訪問者数	健康課1人 子育て支援室：1人	10人	◎
妊産婦医療費の助成	妊産婦医療費の助成件数	99件	—	—
離乳食教室の推進	離乳食教室の開催回数	6回	6回	◎
予防接種事業	予防接種の接種率	102.5%	95%	◎

#### <指標無し>

- ・ハイリスク妊婦への支援：妊娠・出産にリスクを伴う可能性が高い妊婦に対し、継続的に保健師が関わっていくことで、安全な出産を支援
- ・母子保健の充実：育児不安の大きい保護者や、発達を見守る必要のある子どもに対し、訪問等による支援

## 4-2 「食育」の推進

事業	指標	H30年度実績値	R1年度目標値	H30年度評価
離乳食教室の推進 (※再掲)	離乳食教室の開催回数	6回	6回	◎
保育園給食、学校給食における地域の食材の活用	保育園の行事食及びテーマ食の提供回数	44回	30回	◎
望ましい食習慣の定着	食の安全性に不安を感じている人の割合 (健康あさひ21計画アンケート)	—	31%以下	—
食文化の継承	食に関するイベント開催回数	3回	4回	△

## 4-3 思春期保健対策の充実

事業	指標	H30年度実績値	R1年度目標値	H30年度評価
思春期家庭教育学級の推進	思春期家庭教育学級の延べ受講者数	194人	220人	△

<指標無し>

- ・思春期保健対策の充実：児童生徒を対象にした性に関する正しい知識の普及、保健師などとの連携のもと相談体制の充実

## 4-4 小児医療の充実

事業	指標	H30年度実績値	R1年度目標値	H30年度評価
子ども医療費の助成	子ども医療費の受給者数	11,600人	—	—
未熟児養育医療の給付	未熟児養育医療の給付件数	29件	—	—
かかりつけ医制度の推進	かかりつけ医を持つ割合	71.8%	75%	○
乳幼児救急医療受診ハンドブック	乳幼児健診での配布率	100%	100%	◎

<指標無し>

- ・小児医療機関等の情報提供：休日や夜間における小児専門の救急医療機関等の情報提供

## 5 子育てと仕事の両立支援

### <第1期計画の振り返り>

子育てと仕事の両立支援に向けて、育児休業制度やワーク・ライフ・バランス等の啓発を行いました。育児休業制度については、商工会を通じた啓発、事業所訪問でのPRを行ったほか、ワーク・ライフ・バランスについては、あいちワーク・ライフ・バランス推進協会によるノー残業デーの街頭啓発、市内事業所へのポスター掲示等行っています。近年、「働き方改革」等の取り組みが認識されつつあり、今後とも仕事と子育て・家庭生活等が両立できる環境づくりを推進することが大切です。

### 5-1 育児休業等制度の周知と利用促進

事業	指標	H30年度実績値	R1年度目標値	H30年度評価
育児休業制度の啓発	愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録数	3企業	5企業	△

### 5-2 男女の共同による子育ての推進

事業	指標	H30年度実績値	R1年度目標値	H30年度評価
ワーク・ライフ・バランスの推進	男女共同参画プラン（施策3-2）の施策進捗率	100%	90%	◎
父親の子育て参加の推進（※再掲）	父子手帳の交付率	100%	100%	◎

## 6 子どもの権利擁護と安全の確保

### <第1期計画の振り返り>

子どもの権利に関する取り組みとして、「子どもの権利条約」に基づく意識啓発や、子どもたちの意見を市政運営の参考にするための「子ども会議」を開催してきました。

安全に関する取り組みについては、歩道のバリアフリー化や、土地区画整理事業に伴う歩道整備、防犯灯の設置、自転車交通安全教室及び市内小学校・保育園・児童館での防犯教室の開催、小学校と連携した「かけこみ110番の家」への登録の協力依頼などを行ってきました。

今後とも、子どもの権利に関する取り組みを推進することが大切です。また、歩道の整備と段差解消、交通安全意識の向上に努めるとともに、都市公園の整備、地域住民による公園の維持管理や防犯パトロール活動への呼びかけを通じて、子どもにとって安全・安心の環境づくりを進めることが大切です。

### 6-1 子どもの権利を擁護する意識の向上

#### <指標無し>

- ・子どもの権利擁護に関する意識啓発：「子どもの権利条約」の理念に基づき、子どもにとって大切な権利の保障に関する意識啓発

### 6-2 子どもの意見表明・参加の促進

事業	指標	H30年度実績値	R1年度目標値	H30年度評価
子どもの意見を反映するまちづくりの推進	市長を囲む子ども会議の開催回数	1回	1回	◎

### 6-3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業	指標	H30年度実績値	R1年度目標値	H30年度評価
歩道バリアフリーの推進	歩道のバリアフリー化実施箇所数	355箇所	324箇所	◎
交通安全教室の実施	交通安全教室の実施回数	90回	70回	◎
3人乗り自転車の購入補助	3人乗り自転車購入補助件数	14件	25件	○

#### <指標無し>

- ・通学路の安全対策の推進：土地区画整理事業による整備による歩道整備、歩道設置の困難な通学路の路肩へのカラー塗装、必要箇所への通学路標識や警告看板などの設置、各校の通学路の安全点検調査の実施

## 6-4 安心して外出できる環境の整備

事業	指標	H30年度 実績値	R1年度 目標値	H30年度 評価
子どもの遊び場の確保	都市公園・児童遊園・ちびっ子広場の箇所数	134箇所	110箇所	◎
	自主的な公園の維持管理団体数	121団体	110団体	◎

<指標無し>

- ・利用しやすい公共施設の整備促進：公共施設に子連れでも利用しやすいトイレ内のベビーシート、授乳スペース、施設内のベビーカー等の整備・設置等
- ・危険箇所対策の推進：地域における子どもたちの遊び場、ため池等の危険箇所の把握と、必要な整備や防護柵の設置改善、子どもへの安全に対する意識を高めるための教育の推進

## 6-5 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業	指標	H30年度 実績値	R1年度 目標値	H30年度 評価
防犯灯設置における地域支援事業の推進	防犯灯設置支援実績数	5,601灯	5,900灯	○
地域防犯パトロール支援事業の推進	支援パトロール団体数	53団体	55団体	○
見せるパトロールの推進	実施事業数	2事業	2事業	◎
児童の連れ去り防止対策の充実	子どもの防犯教室の実施回数	23回	26回	○
かけこみ110番など防犯対策の充実	かけこみ110番の家の協力軒数	753軒	850軒	○

<指標無し>

- ・スクールガードによる見守り活動の促進：スクールガードによる、児童の登下校の際の安全の見守り活動の促進



# 第4章 市民の子育て支援ニーズ

## 1 ニーズ調査

### (1) 調査の概要

- 調査地域：尾張旭市全域
- 調査対象：尾張旭市内在住の就学前児童の保護者  
尾張旭市内在住の小学生児童の保護者
- 抽出方法：住民基本台帳から就学前児童の保護者1,500人、小学生児童の保護者1,000人  
合計2,500人を抽出
- 調査期間：平成30年12月6日～12月28日
- 調査方法：郵送による配布・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者用	1,500	888	59.2%
小学生児童の保護者用	1,000	508	50.8%
合計	2,500	1,396	55.8%

※以下、就学前児童の保護者アンケートは「就学前」、小学生児童の保護者アンケートは、「小学生」と表記します。

※N = (数字)：当該設問の回答者数を示します。

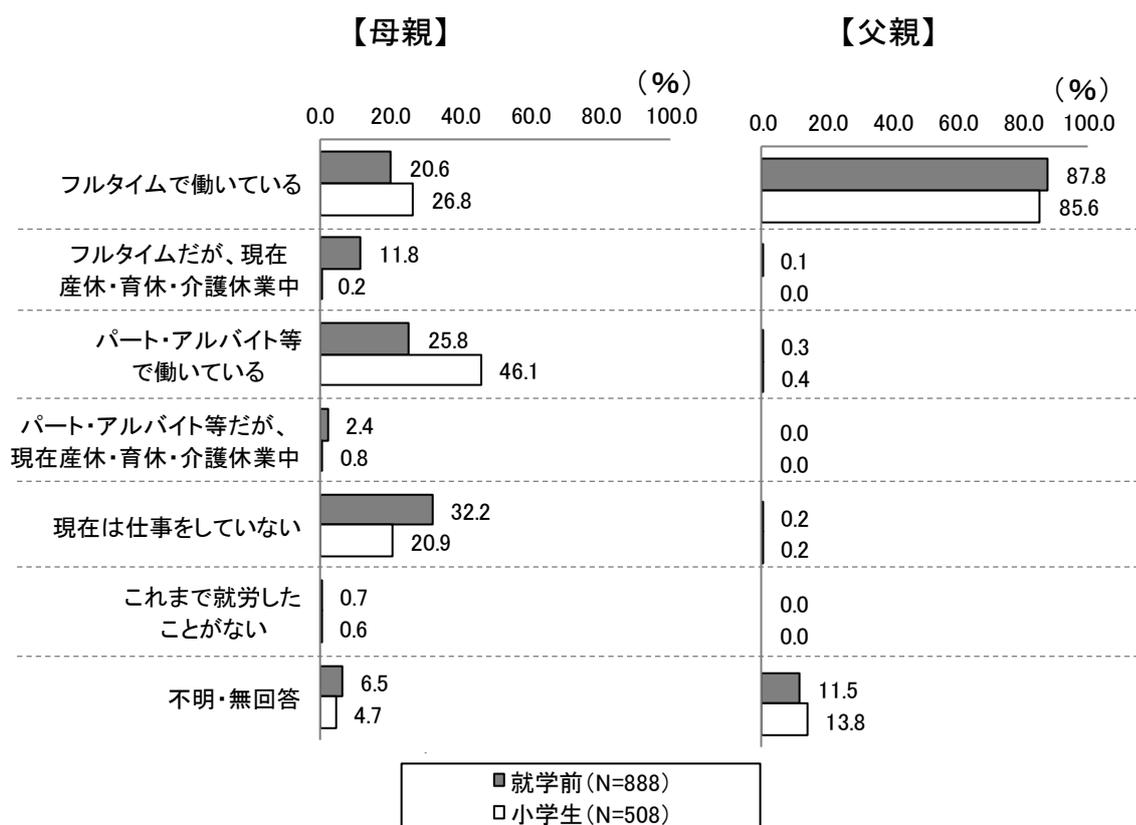
### (2) 就学前児童の保護者・小学生の保護者共通の調査結果概要

#### ①両親の就労状況

母親は、就学前児童保護者で「現在は仕事をしていない」が最も多く、小学生児童保護者で「パート・アルバイト等で働いている」が最も多くなっています。

父親は、就学前・小学生ともに、「フルタイムで働いている」が最も多くなっています。

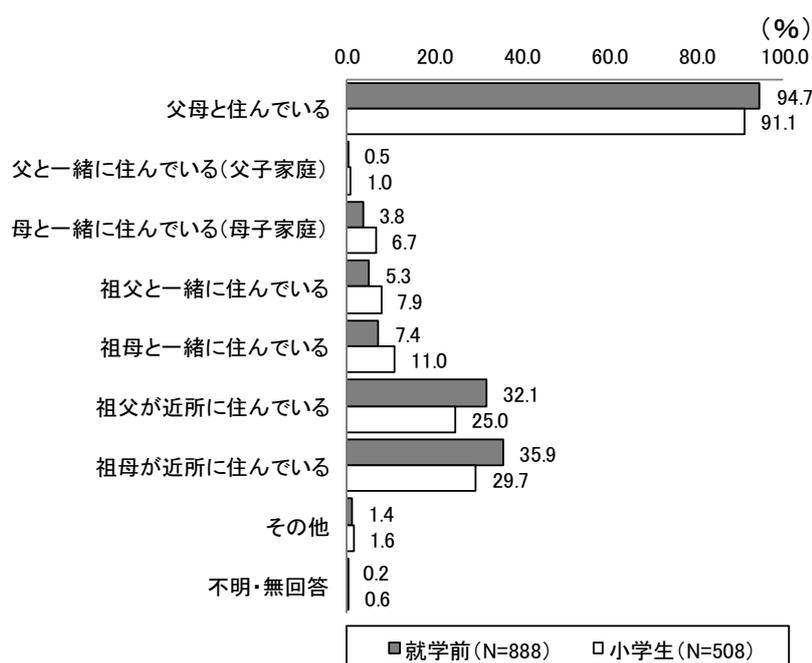
母親と父親で就業状況の傾向に違いがみられ、父親の子育てへの意識の啓発が引き続き求められます。



## ② 祖父母の同居・近居の状況

### ②-1 同居・近居の状況

就学前、小学生ともに「父母と住んでいる」が最も多く、次いで「祖母が近所に住んでいる」「祖父が近所に住んでいる」が多くなっています。



## ②-2 同居・近居の主な理由

就学前、小学生ともに、「自宅又は親の住宅の購入、建替をきっかけに同居・近居した」が最も多く、次いで就学前、小学生ともに「自身又は配偶者と結婚前から引き続き同居・近居していた」「結婚をきっかけに同居・近居した」がほぼ同数で見られます。

## ②-3 祖父母からの主な支援状況

就学前、小学生ともに、「子どもの相手・預かり（急用などのとき）」が最も多く、次いで就学前は「子どもの相手・預かり（日常的に）」「物資での支援」の順、小学生は「物資での支援」「子どもの相手・預かり（日常的に）」の順となっています。

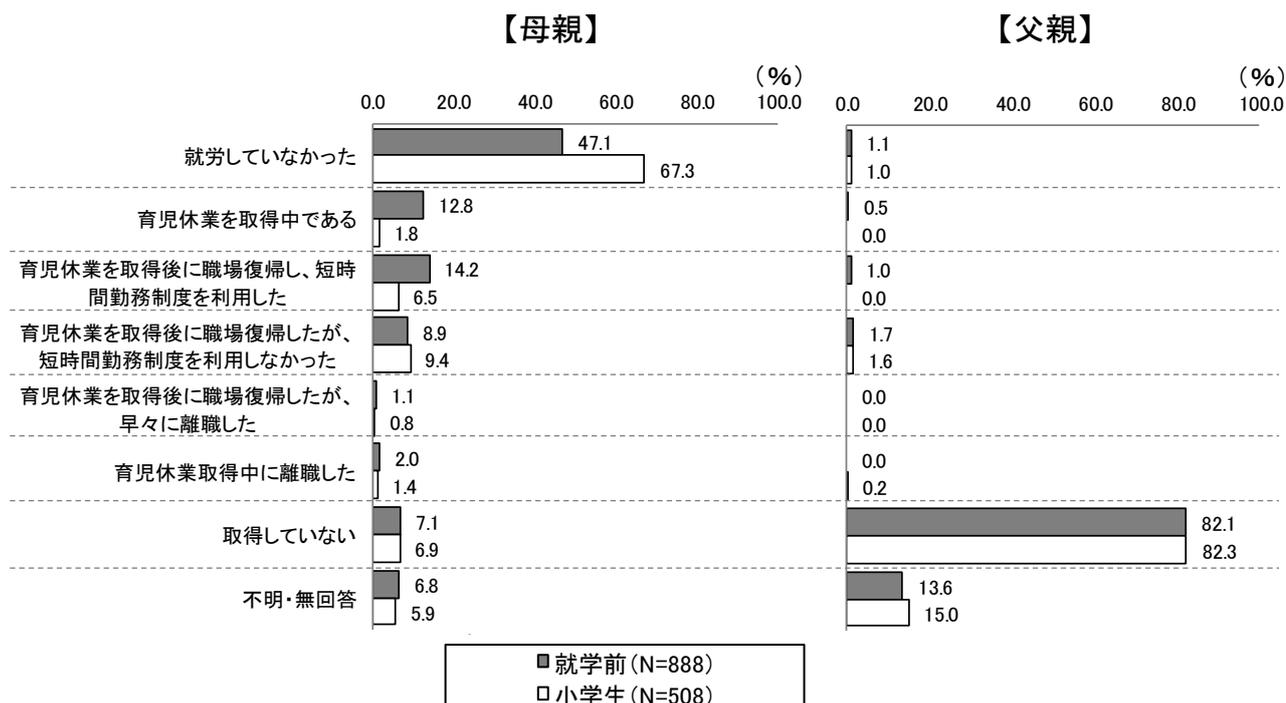
核家族世帯が多く、祖父母からの支援では急用などの時の子どもの相手・預かりが多いものの、子育ての孤立がないよう、地域ぐるみの子育て支援が大切です。

## ③育児休業の取得状況

### ③-1 育児休業の取得状況

母親は、就学前、小学生ともに「就労していなかった」が最も多く、次いで就学前では「育児休業を取得後に職場復帰し、短時間勤務制度を利用した」が多く、小学生では「育児休業を取得後に職場復帰したが、短時間勤務制度を利用しなかった」が多くなっています。

父親は、就学前、小学生ともに「取得していない」が最も多く、次いで、就学前、小学生ともに「育児休業を取得後に職場復帰したが、短時間勤務制度を利用しなかった」「就労していなかった」が多くなっています。



### ③-2 育児休業未取得の主な理由

就学前、小学生ともに「配偶者が就労していない、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が最も多く、次いで就学前、小学生ともに「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」となっています。

### ③-3 時短勤務未利用の主な理由

就学前では、「職場に制度を利用しにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」が同数で最も多く、小学生でも、「職場に制度を利用しにくい雰囲気があった」が最も多く、次いで「仕事が忙しかった」となっています。

### ③-4 離職の主な理由

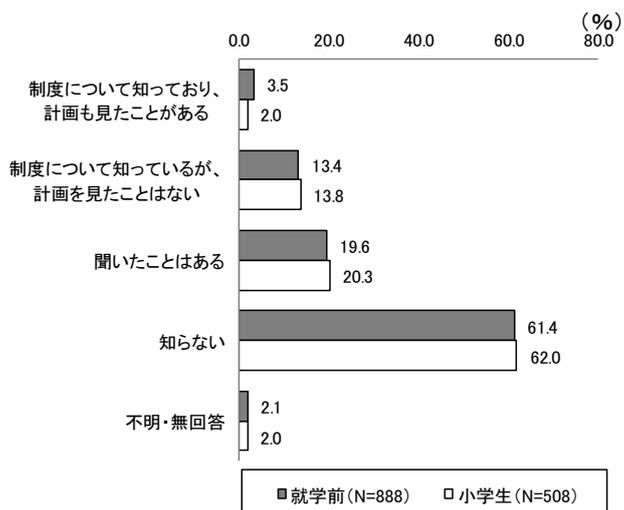
育児休業取得後に職場復帰したが、早々に離職した理由としては、就学前、小学生ともに「職場に育児休業制度等、仕事と家庭の両立支援制度が整っていなかった」が最も多くなっています。また、育児休業取得中に離職した理由としては、就学前では、「制度の有無などに関係なく、出産後は仕事を辞めるつもりだった」、小学生では、「保育施設等を確実に利用できる見込みがなかった」が最も多くなっています。

母親が就労していない、祖父母等親族にみてもらえる環境である傾向が強く、父親の育児休業取得は進んでおらず、育児休業制度が十分でない、職場に制度を利用しにくい雰囲気があることもうかがえることから、男女共同の子育てを意識づけ、育児休業等の制度や子育て支援サービス等の周知が重要です。

### ③-5 子ども・子育て支援事業計画の認知度

就学前、小学生ともに「知らない」が最も多く、次いで「聞いたことはある」「制度について知っているが、計画を見たことはない」の順となっています。

制度やサービスと合わせた計画の周知等の取り組みが大切です。

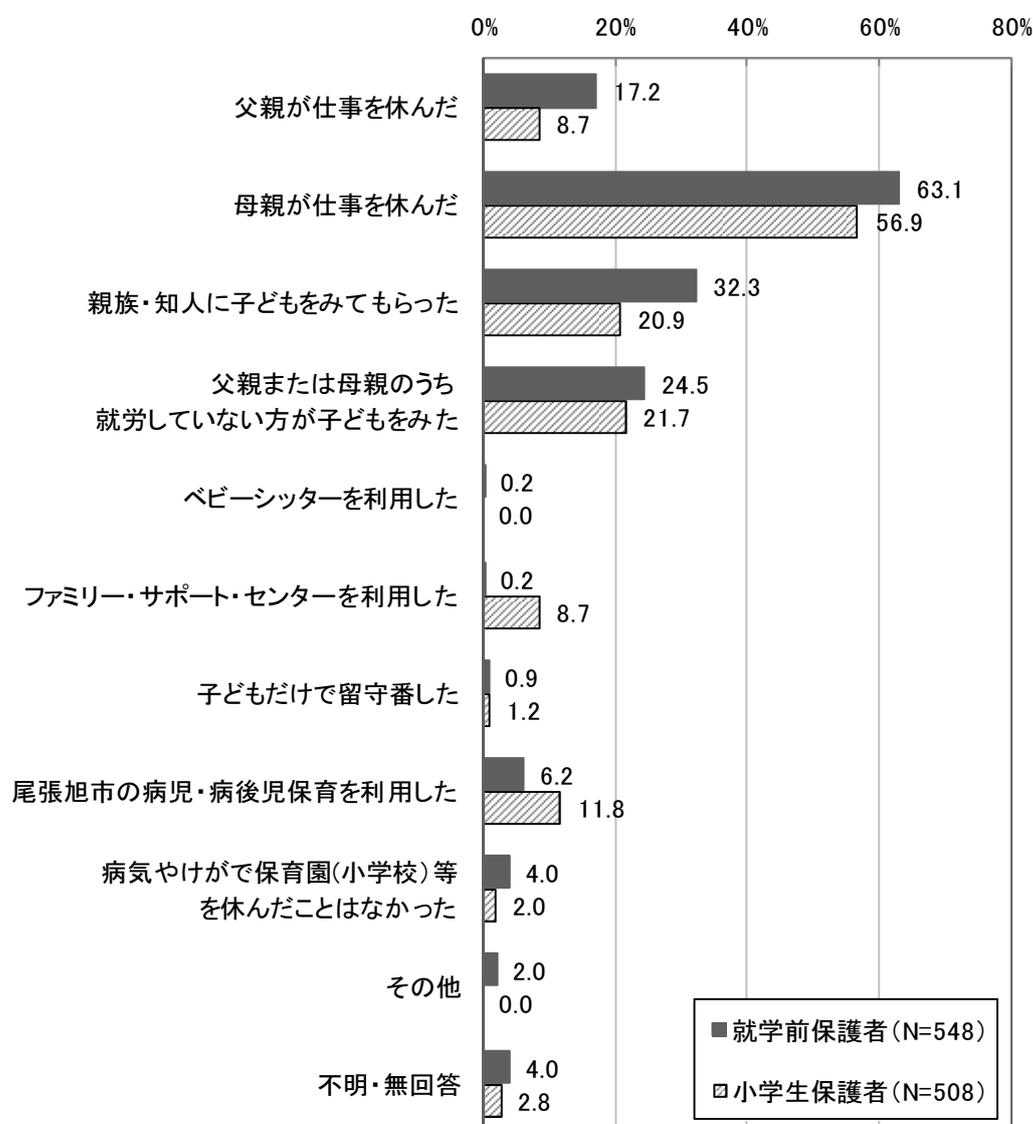


#### ④お子さんが病気やけがで幼稚園や保育園等を休んだ経験及び休んだ時の対処法

就学前保護者では、「母親が仕事を休んだ」が63.1%と最も高く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」が32.3%、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が24.5%となっています。

小学生保護者では、「母親が仕事を休んだ」が56.9%と最も高く、次いで「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が21.7%、「親族・知人に子どもをみてもらった」が20.9%となっています。

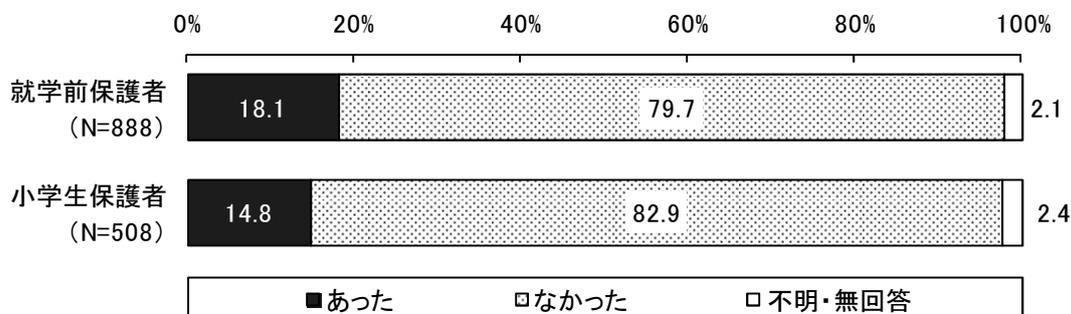
本市では、病児・病後児保育を実施していることから、サービスの周知と必要に応じた利用促進を図ることが大切です。



## ⑤泊りがけで家族以外にみてもらう必要が生じた経験

### ⑤－1 経験の有無

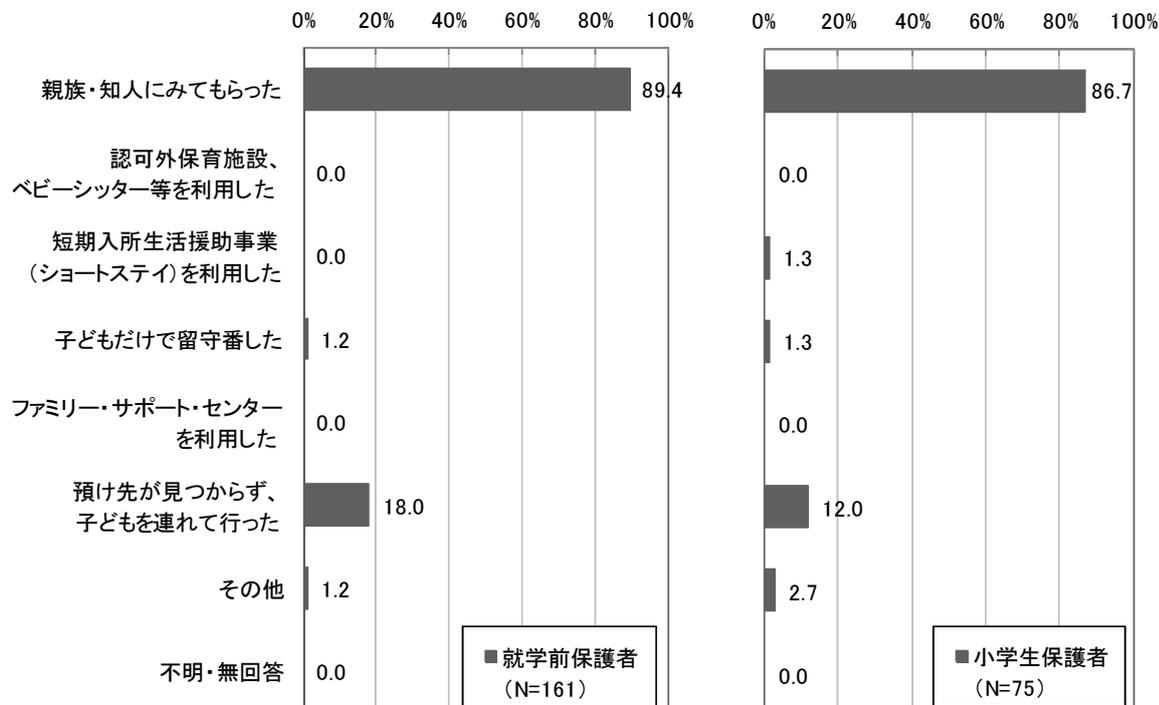
就学前保護者では、「あった」が18.1%、「なかった」が79.7%となっています。  
小学生保護者では、「あった」が14.8%、「なかった」が82.9%となっています。



### ⑤－2 1年間の対処方法

就学前保護者では、「親族・知人にみてもらった」が89.4%と最も高く、次いで「預け先が見つからず、子どもを連れて行った」が18.0%、「子どもだけで留守番した」「その他」がそれぞれ1.2%となっています。

小学生保護者では、「親族・知人にみてもらった」が86.7%と最も高く、次いで「預け先が見つからず、子どもを連れて行った」が12.0%、「その他」が2.7%となっています。

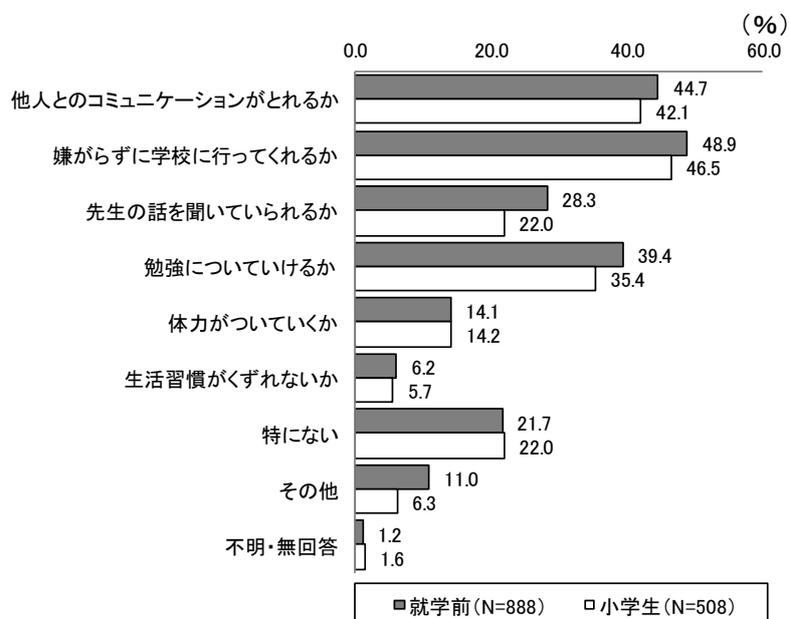


本市では多様な保育ニーズに対応して一時保育や休日保育等を実施していますが、預け先が見つからない実態がみられることから、サービスの周知と必要に応じた利用促進が大切です。

## ⑥ 小学校進学への不安

就学前、小学生ともに「嫌がらずに学校に行ってくれるか」が最も多く、次いで「他人とのコミュニケーションがとれるか」「勉強についていけるか」となっています。

就学前の保育・教育と小学校との接続における不安を取り除く取り組みが大切です。

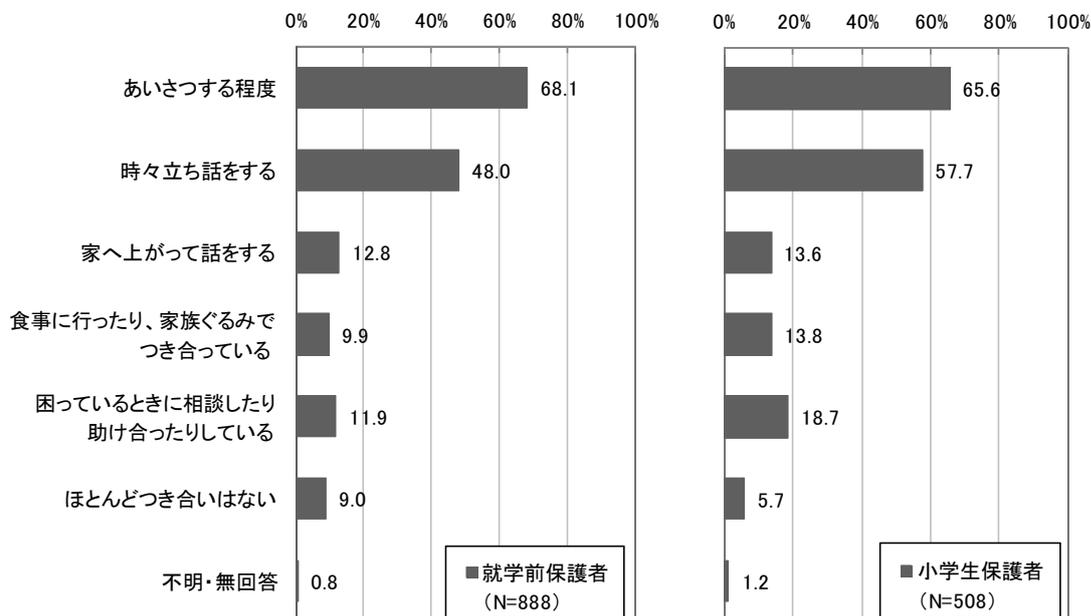


## ⑦ 地域で子育てする環境について

### ⑦-1 近所や地域の方とのつき合いの程度

就学前保護者では、「あいさつする程度」が68.1%と最も高く、次いで「時々立ち話をする」が48.0%、「家へ上がって話をする」が12.8%となっています。

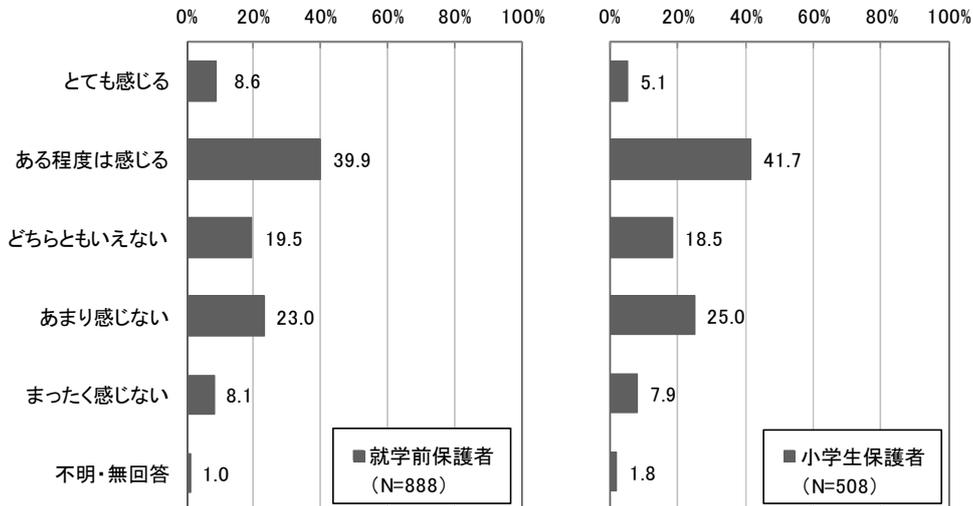
小学生保護者では、「あいさつする程度」が65.6%と最も高く、次いで「時々立ち話をする」が57.7%、「困っているときに相談したり助け合ったりしている」が18.7%となっています。



⑦-2 地域で子育てが支えられていると感じるか

就学前保護者では、「ある程度は感じる」が39.9%と最も高く、次いで「あまり感じない」が23.0%、「どちらともいえない」が19.5%となっています。

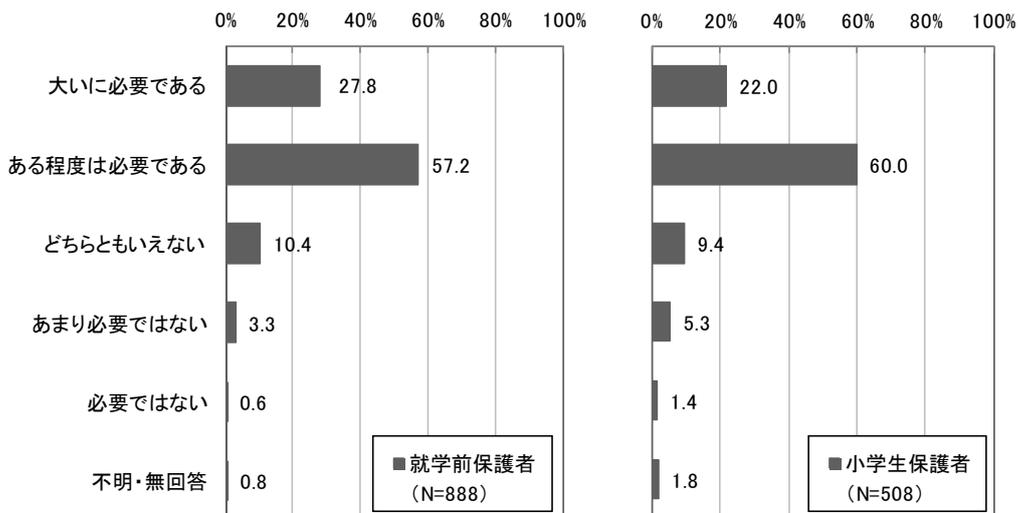
小学生保護者では、「ある程度は感じる」が41.7%と最も高く、次いで「あまり感じない」が25.0%、「どちらともいえない」が18.5%となっています。



⑦-3 子育てしやすいまちとして、地域のつながり（ネットワークや団体）は必要か

就学前保護者では、「ある程度は必要である」が57.2%と最も高く、次いで「大いに必要である」が27.8%、「どちらともいえない」が10.4%となっています。

小学生保護者でも、「ある程度は必要である」が60.0%と最も高く、次いで「大いに必要である」が22.0%、「どちらともいえない」が9.4%となっています。



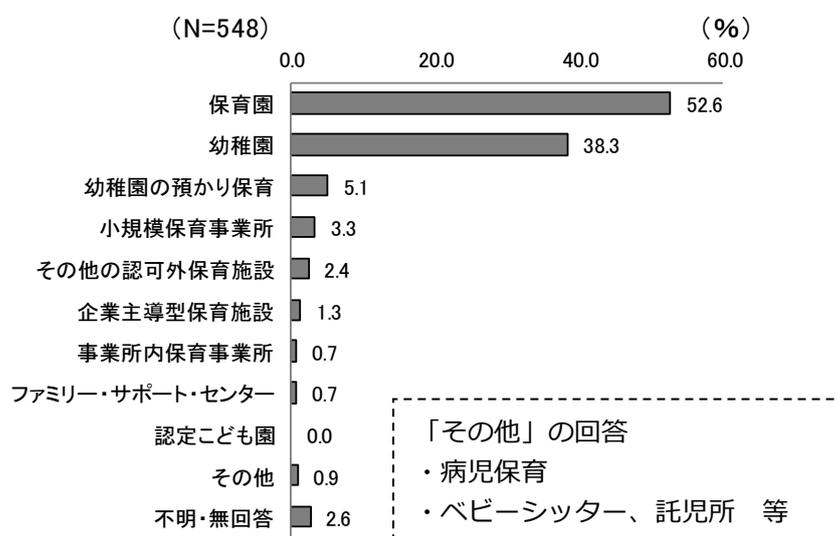
子育てしやすいまちとして地域のつながりは必要と感じているが、比較的あいさつする程度の近所つきあいをしている世帯が多いことから、地域ぐるみの子育て支援の環境づくりの支援が大切です。

### (3) 就学前児童の保護者調査の結果概要

#### ① 定期的に利用する教育・保育の利用状況

定期的な教育・保育事業を利用している割合は61.7%、利用していない割合は35.8%となっています。

定期的な教育・保育事業の利用状況については、「保育園」が最も多く、次いで「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」の順となっています。



#### ② 定期的に利用する教育・保育の利用希望

幼児教育無償化を考慮しない場合の利用希望は、各年齢において、「保育園」が最も多くなっているほか、3歳以降は「保育園」が4割台、「幼稚園」が3割台となっています。

幼児教育無償化を考慮する場合の利用希望は、考慮しない場合と比べて、主に「保育園」「幼稚園」の割合が減り、「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」「小規模保育事業所」への回答割合が増えています。

※集計対象者数は、「0歳の時」→回答者のお子さんが0歳、「1歳の時」→回答者のお子さんが0・1歳など、今後の利用が見込まれる対象年齢に絞っています。また、単数回答扱いで集計しており、複数回答している回答は無効にしています。

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が始まったことによる、教育・保育の利用状況の変化を今後も注視する必要があり、利用ニーズに対応したサービス量の確保が大切です。

■利用希望（幼児教育無償化考慮無し） (％)

	0歳の時	1歳の時	2歳の時	3歳の時	4歳の時	5歳の時
集計対象者数(人)	131	251	377	498	639	877
保育園	22.1	43.4	50.4	47.2	47.4	44.9
小規模保育事業所	1.5	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0
事業所内保育事業所	0.8	0.8	0.5	0.0	0.0	0.0
幼稚園	0.0	0.4	2.9	35.3	36.8	36.8
幼稚園の預かり保育	0.0	0.0	0.0	4.0	3.9	3.9
認定こども園	0.8	0.8	0.5	1.6	1.3	1.5
企業主導型保育施設	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0
その他の認可外保育施設	0.0	0.4	0.3	0.6	0.5	0.3
ファミリー・サポート・センター	1.5	0.8	0.5	0.0	0.0	0.0
その他	0.0	0.0	0.3	0.0	0.2	0.1
不明・無回答	74.0	49.4	40.3	11.2	10.0	12.4

■利用希望（幼児教育無償化考慮） (％)

	0歳の時	1歳の時	2歳の時	3歳の時	4歳の時	5歳の時
集計対象者数(人)	131	251	377	498	639	877
保育園	17.6	42.6	51.2	41.0	41.5	39.2
小規模保育事業所	2.3	4.4	4.5	0.0	0.0	0.0
事業所内保育事業所	0.8	0.4	0.3	0.0	0.0	0.0
幼稚園	0.0	0.4	1.9	33.1	34.6	33.6
幼稚園の預かり保育	0.0	0.0	1.1	6.4	6.4	7.5
認定こども園	0.8	1.6	1.1	1.8	1.4	1.6
企業主導型保育施設	0.0	0.4	0.3	0.0	0.0	0.0
その他の認可外保育施設	0.8	0.8	0.3	0.6	0.5	0.3
ファミリー・サポート・センター	2.3	1.2	0.8	0.2	0.2	0.1
その他	0.8	0.4	0.5	0.0	0.2	0.1
不明・無回答	74.8	47.8	38.2	16.9	15.3	17.4

◎「（無償化考慮）－（無償化考慮無し）」の計算結果 (％)

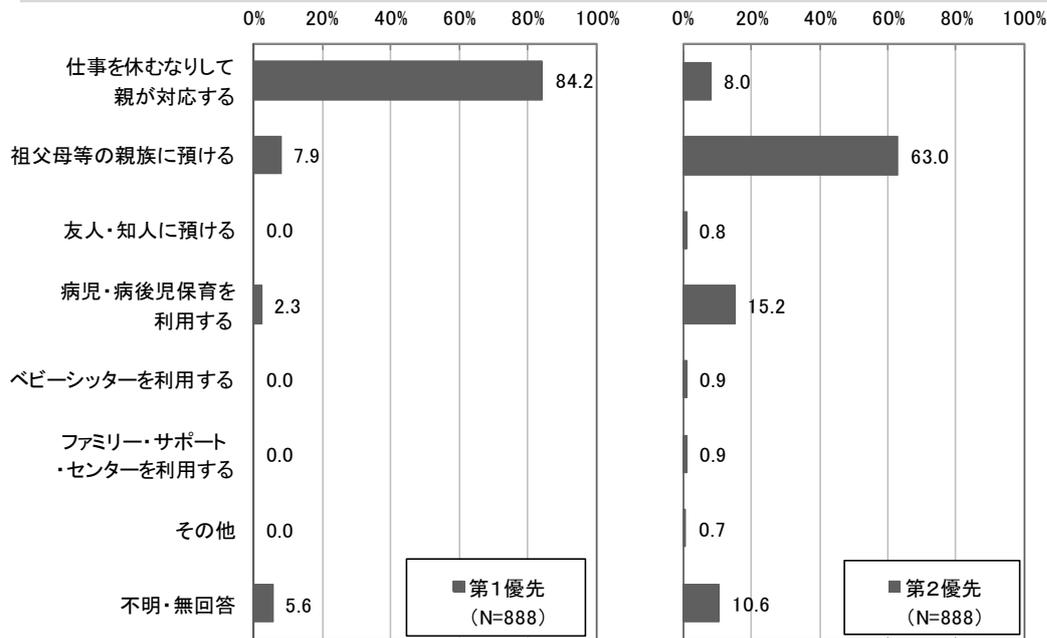
	0歳の時	1歳の時	2歳の時	3歳の時	4歳の時	5歳の時
保育園	-4.6	-0.8	0.8	-6.2	-5.9	-5.7
小規模保育事業所	0.8	0.4	0.5	0.0	0.0	0.0
事業所内保育事業所	0.0	-0.4	-0.3	0.0	0.0	0.0
幼稚園	0.0	0.0	-1.1	-2.2	-2.2	-3.2
幼稚園の預かり保育	0.0	0.0	1.1	2.4	2.5	3.6
認定こども園	0.0	0.8	0.5	0.2	0.2	0.1
企業主導型保育施設	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の認可外保育施設	0.8	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0
ファミリー・サポート・センター	0.8	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1
その他	0.8	0.4	0.3	0.0	0.0	0.0
不明・無回答	0.8	-1.6	-2.1	5.6	5.3	5.0

### ③お子さんが病気やけがの際の対応

第1優先は「仕事を休むなりして親が対応する」が84.2%と最も高く、次いで「祖父母等の親族に預ける」が7.9%、「病児・病後児保育を利用する」が2.3%となっています。

第2優先は、「祖父母等の親族に預ける」が63.0%と最も高く、次いで「病児・病後児保育を利用する」が15.2%、「仕事を休むなりして親が対応する」が8.0%となっています。

現状では、親が休んだり親族に預けているのが大半であることから、病児・病後児保育等のサービス等の周知が重要といえます。

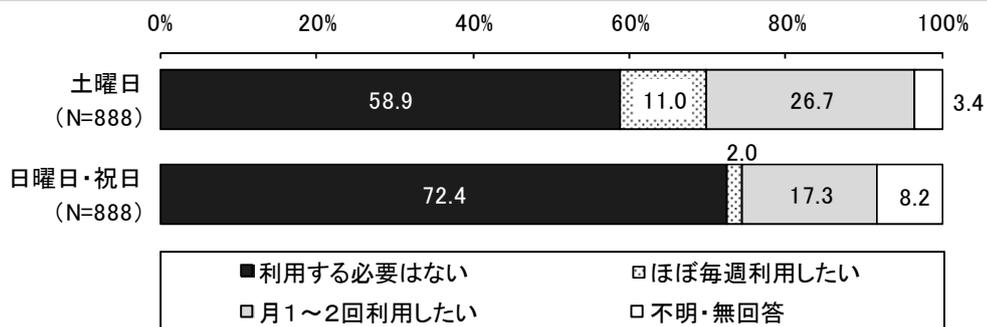


### ④土・日曜日、祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日では、「利用する必要はない」が58.9%と最も高く、次いで「月1～2回利用したい」が26.7%、「ほぼ毎週利用したい」が11.0%となっています。

日曜日・祝日では、「利用する必要はない」が72.4%と最も高く、次いで「月1～2回利用したい」が17.3%、「ほぼ毎週利用したい」が2.0%となっています。

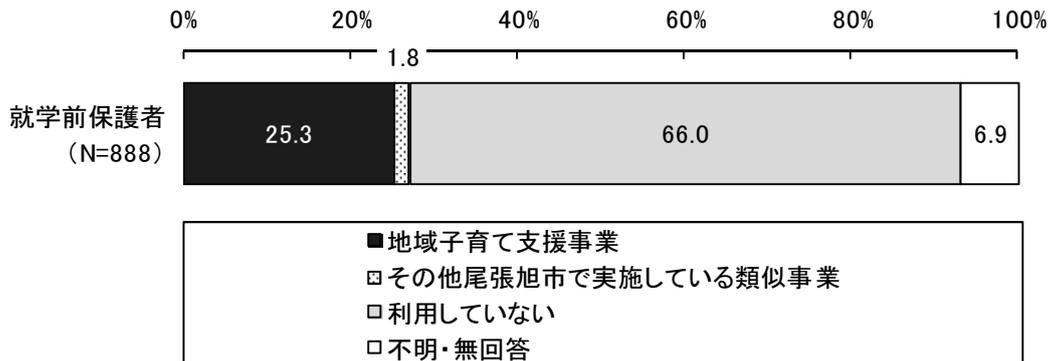
一定程度、土・日曜日、祝日の利用ニーズが見られることから、引き続き休日保育の実施が求められます。



### ⑤地域子育て支援事業（親子が集まって過ごしたり、相談する場）の利用状況

「利用していない」が66.0%と最も高く、次いで「地域子育て支援事業」が25.3%、「その他尾張旭市で実施している類似事業」が1.8%となっています。

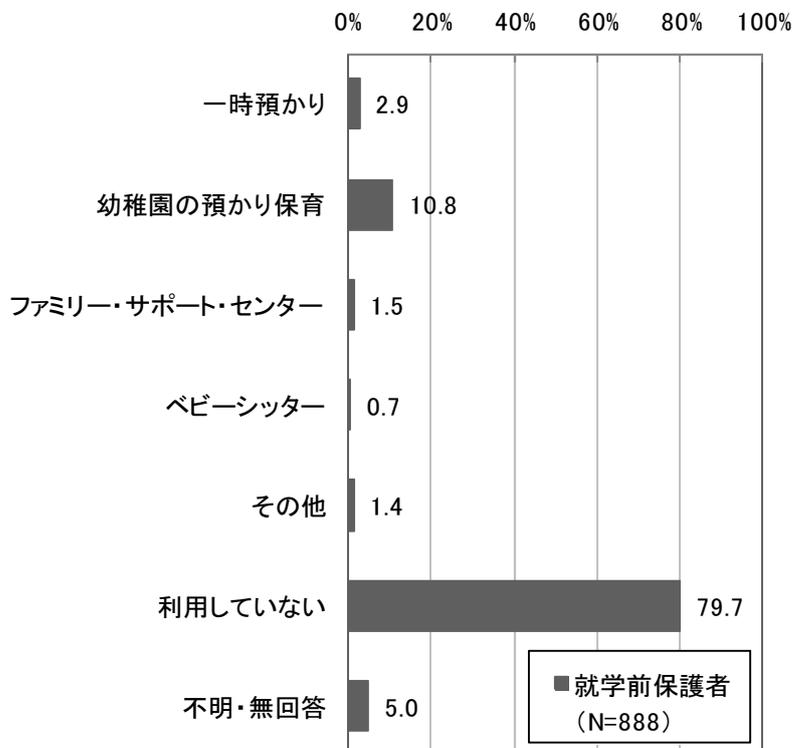
子育て支援センターは、子育てに関する情報提供や相談ができる場所であることから、子育ての孤立や悩み事を抱えることが無いよう、センターが行っている事業の情報提供や利用促進が大切です。



### ⑥保護者の私用、通院、不定期の就労等の目的で、不定期に利用している事業

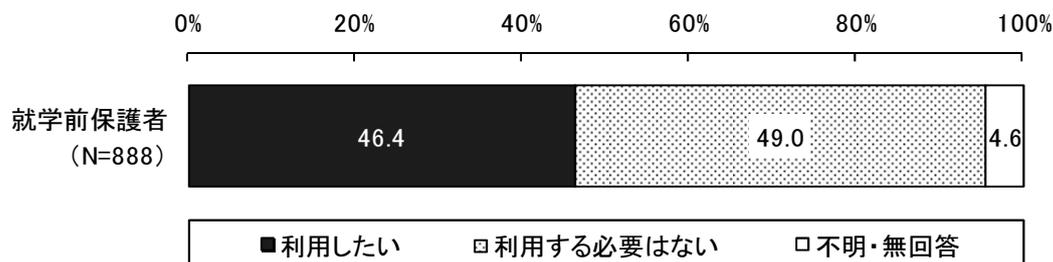
#### ⑥-1 利用している事業

「利用していない」が79.7%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が10.8%、「一時預かり」が2.9%となっています。



## ⑥-2 利用意向

「利用したい」が46.4%、「利用する必要はない」が49.0%となっています。



現状では一時預かりなどのサービスへの利用割合は低いものの、利用意向は回答者の半数近くあることから、引き続き、一時的に預けることができるサービスを実施していくことが大切です。

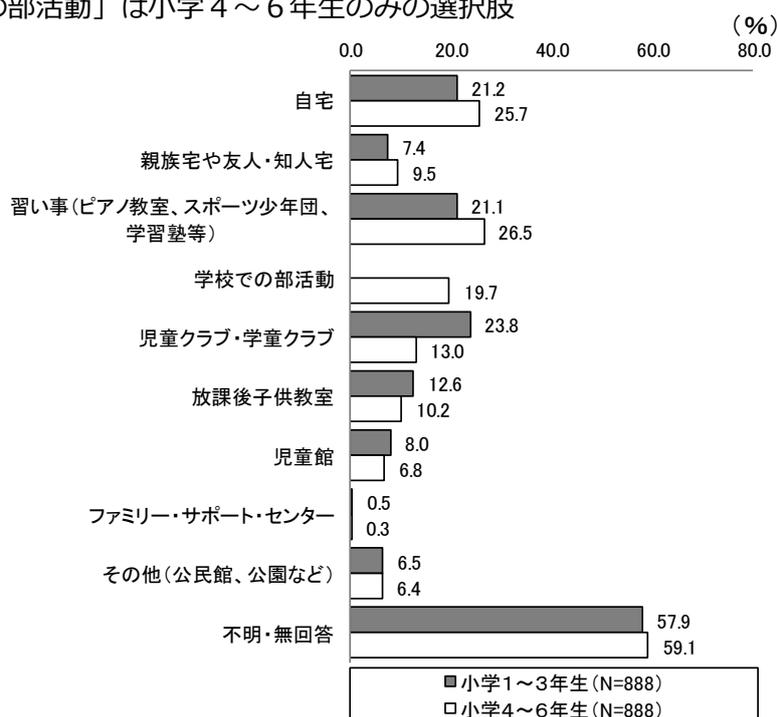
## ⑦ 小学校入学後の希望する放課後の過ごし方

小学1～3年生の時の希望では、「児童クラブ・学童クラブ」が最も多く、次いで「自宅」「習い事」が多くなっています。

小学4～6年生の時の希望では、「習い事」が最も多く、次いで「自宅」「学校での部活動」が多くなっています。

小学生になってからの放課後の居場所へのニーズが一定程度みられることから、児童クラブ・学童クラブ、放課後子供教室、児童館等の事業量を確保することが大切です。

※「学校での部活動」は小学4～6年生のみの選択肢

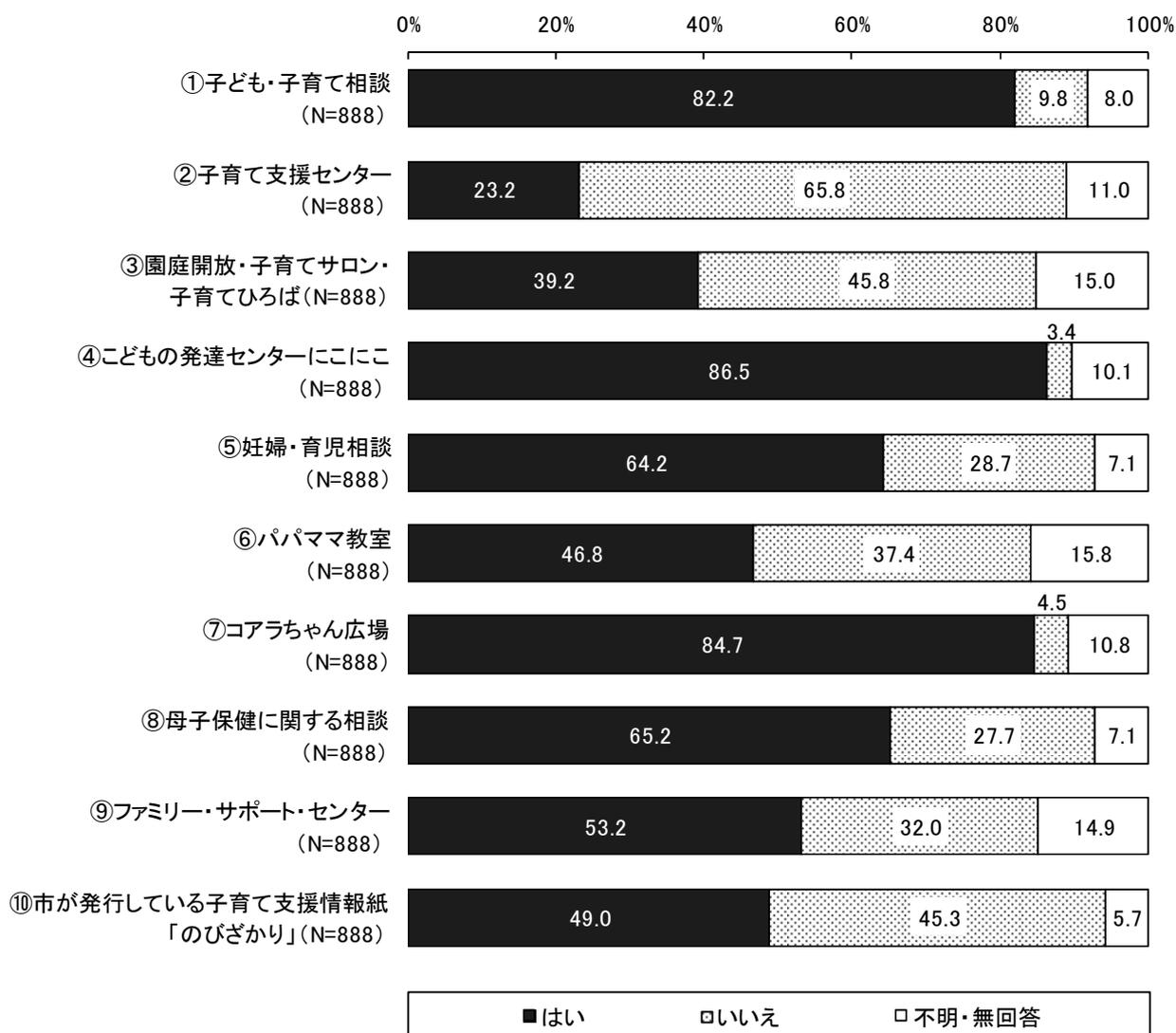


## ⑧各地域子育て支援事業の認知度・利用状況・利用意向

### ⑧-1 認知度

「はい」(知っている)の割合についてみると、「④こどもの発達センターにこここ」が86.5%と最も高く、次いで「⑦コアラちゃん広場」が84.7%、「①子ども・子育て相談」が82.2%となっています。

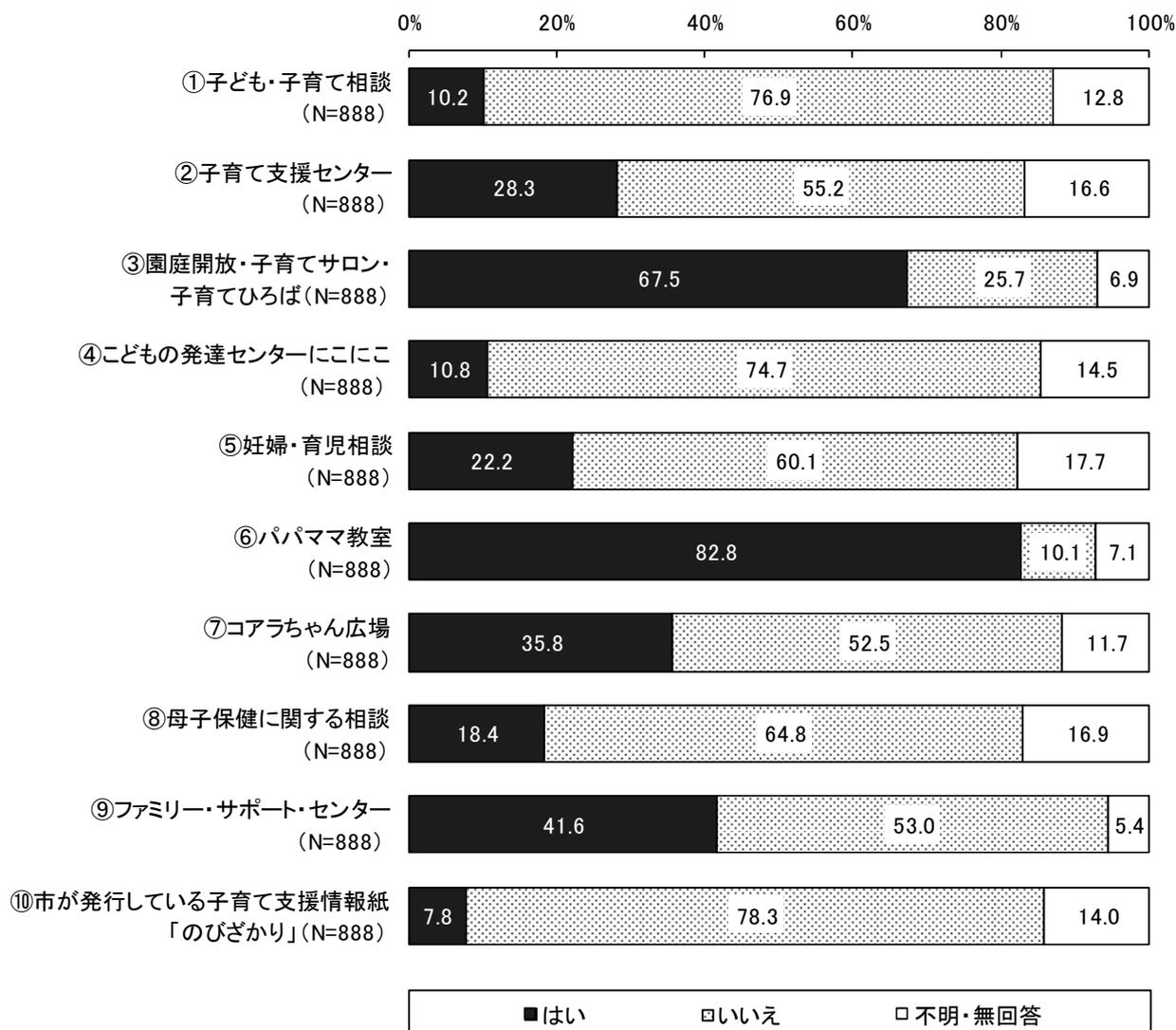
「いいえ」(知らない)の割合についてみると、「②子育て支援センター」が65.8%と最も高く、次いで「③園庭開放・子育てサロン・子育てひろば」が45.8%、「⑩市が発行している子育て支援情報紙『のびざかり』」が45.3%となっています。



## ⑧-2 利用状況

「はい」(利用したことがある)の割合についてみると、「⑥パパママ教室」が82.8%と最も高く、次いで「③園庭開放・子育てサロン・子育てひろば」が67.5%、「⑨ファミリー・サポート・センター」が41.6%となっています。

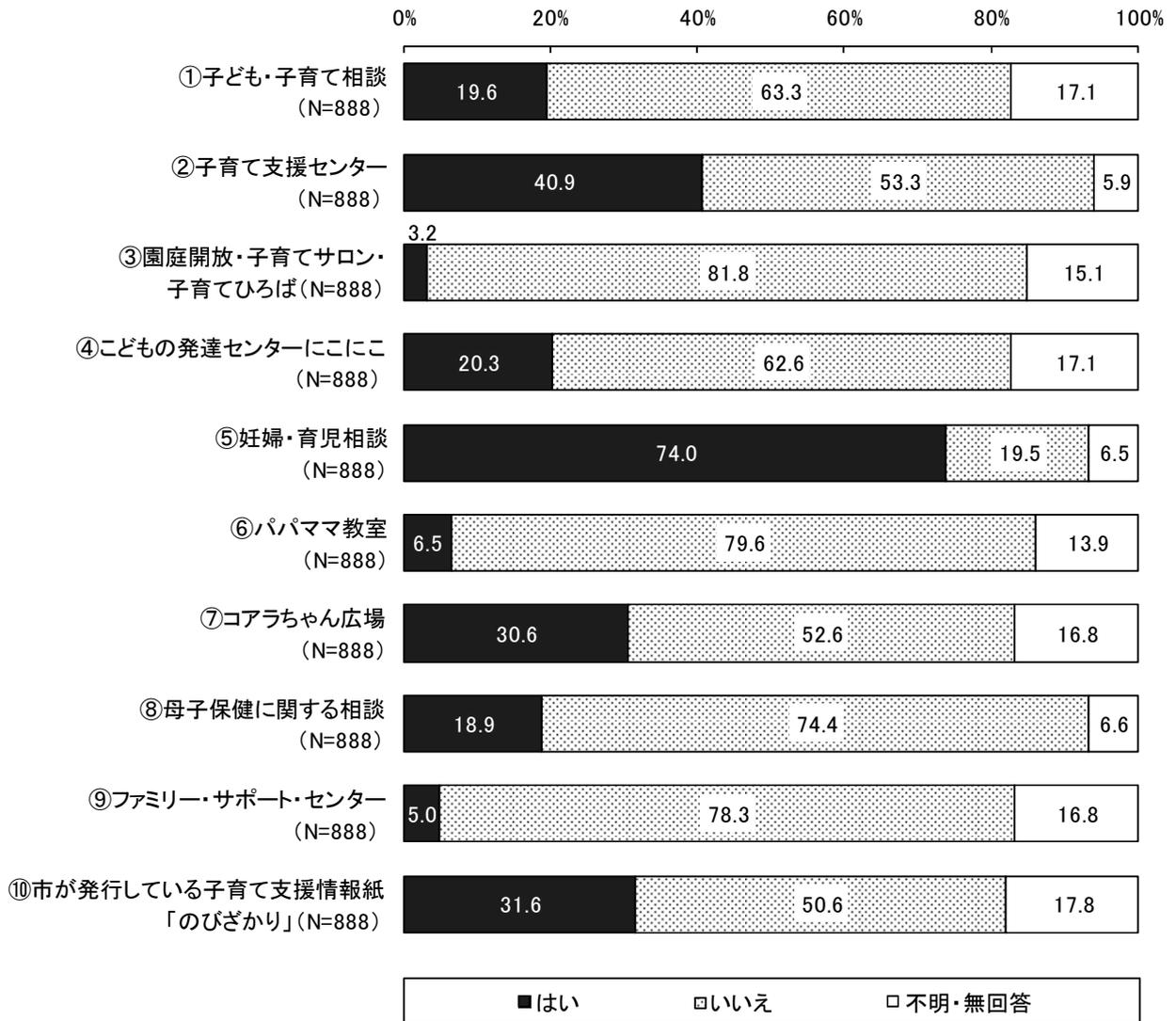
「いいえ」(利用したことがない)の割合についてみると、「⑩市が発行している子育て支援情報紙『のびざかり』」が78.3%と最も高く、次いで「①子ども・子育て相談」が76.9%、「④こどもの発達センターにこここ」が74.7%となっています。



### ⑧-3 利用意向

「はい」(利用したい)の割合についてみると、「⑤妊婦・育児相談」が74.0%と最も高く、次いで「②子育て支援センター」が40.9%、「⑩市が発行している子育て支援情報紙『のびざかり』」が31.6%となっています。

「いいえ」(利用したいと思わない)の割合についてみると、「③園庭開放・子育てサロン・子育てひろば」が81.8%と最も高く、次いで「⑥パパママ教室」が79.6%、「⑨ファミリー・サポート・センター」が78.3%となっています。



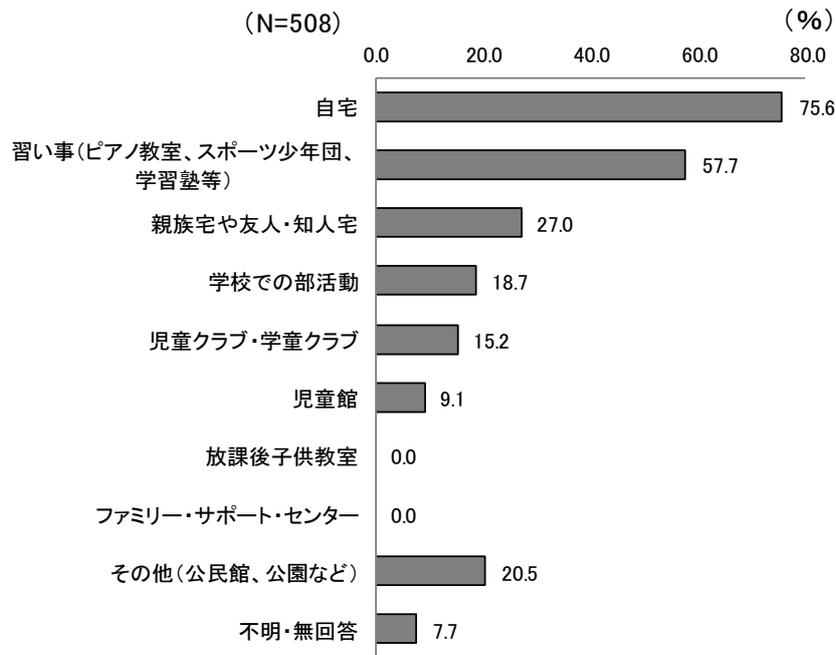
相談事に関するサービスの認知度が高く、利用状況では、園庭開放・子育てサロン、子育てひろばやパパママ教室が多く、利用意向では子育て支援センターや妊婦・育児相談が多くなっています。講座等学びや交流の場で子育てに関する相談事ができる環境づくりが大切です。

(4) 小学生の保護者調査の結果概要

①放課後の過ごし方

「自宅」が最も多く、次いで「習い事」「親族宅や友人・知人宅」が多くみられます。

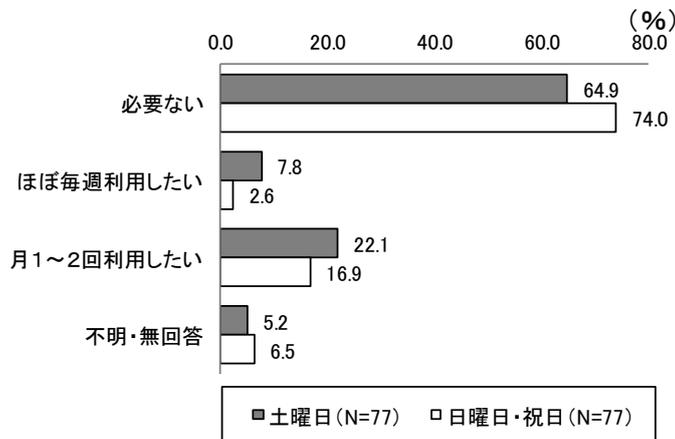
放課後の居場所を、児童クラブ、学童クラブ等のほか、地域づきあいや部活動も含めて地域全体で確保することが大切です。



②児童クラブ・学童クラブの利用希望

②-1 現在平日に児童クラブ・学童クラブを利用している人で土曜日、日曜日・祝日の利用希望

土曜日、日曜日・祝日ともに「必要ない」が最も多く、次いで「月1～2回利用したい」「ほぼ毎週利用したい」の順となっています。



## ②-2 現在児童クラブ・学童クラブを利用していない人の利用希望

今後児童クラブ・学童クラブを利用したい人は約1割となっており、利用希望者は6年生までの利用を希望し、平日を中心とした利用を希望している傾向となっています。

(N=463)

利用したい	10.2	→以下2問はN=47			
		・どの学年まで利用希望か		・利用希望日	
		3年生まで	14.9	平日	87.2
		4年生まで	21.3	土曜日	38.3
		5年生まで	6.4	日曜日・祝日	27.7
		6年生まで	40.4		
今後も利用しない	68.3				
不明・無回答	21.6				

## ②-3 児童クラブ・学童クラブを利用しない主な理由

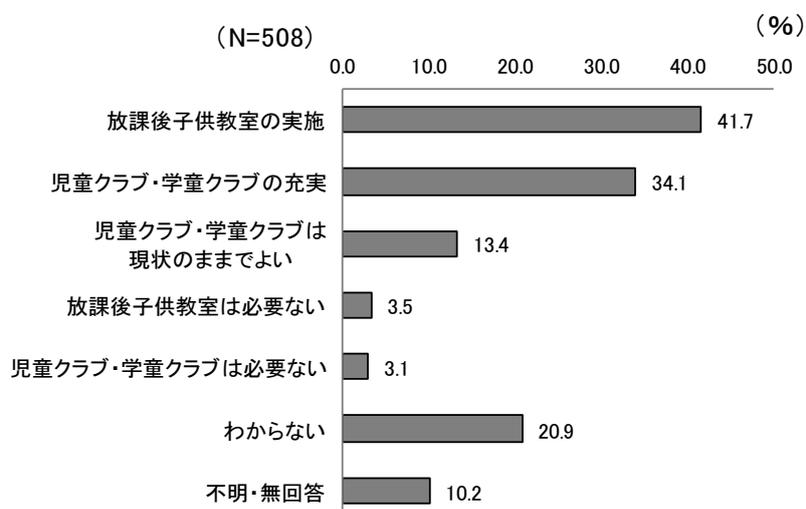
「ご自身や配偶者が働いていないなど、利用する必要がない」が27.9%と最も多く、次いで「父母とも働いているが、放課後の短時間なら子どもだけでも大丈夫だと思っから」が14.9%、「ご自身や配偶者の親、親戚がみている」が9.7%となっています。

児童クラブ・学童クラブの潜在的な利用希望がみられることから、さらなる定員の拡充を検討する必要があります。

## ③放課後の安全な居場所の整備希望

「放課後子供教室の実施」が最も多く、次いで「児童クラブ・学童クラブの充実」「児童クラブ・学童クラブは現状のままでよい」が多くなっています。

放課後の居場所づくりのあり方について、現在実施されている取り組みのさらなる充実等を図ることが大切です。



## 2 子育てカフェ（ワークショップ）

第2期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、『「地域で子育て」に対する実感（保護者視点）』や、「未来の子育て家庭に向けたアイデア」について、子育て中の保護者から直接ご意見をうかがうため、自由に意見交換を行う参加型の会議（ワークショップ）を行いました。

参加者：市内在住で、小学校就学前のお子さんをお持ちの保護者

場所：保健福祉センター

日時：令和元年9月5日（木）10：00～12：00

参加人数：14人

### ■主な意見

○本市で子育てを経験している中で良かったこと

区分	主な意見
子育て支援センター ・児童館	子育て支援センター、児童館が多い
	児童館などで季節行事が充実している
	子育て支援センター等での保育士さんの声かけがうれしい
	先生達が話しやすい、声をかけてもらえる
公園・遊び場	公園が多く、大きな公園（森林公園）もある
	池が多い 水遊びができる
地域・人	子どもが遊ぶ場所や相談できる人がいること
	話し相手が必ずできる
	まちの人があたたかい声をかけてくれる
イベント・講座	年齢別のイベントが多い
	すくすく子育て講座
情報提供	子育てメールはうれしい
図書館	図書館での読み聞かせの回数が充実している

○次の世代の子育て家庭に残したい本市の子育て支援等

区分	主な意見
子育て支援センター、 児童館	子育て支援センターのアットホームさ
	子育て支援センター、児童館でのひろば
	子育て支援センターはずっとこのままであってほしい。良い人ばかり
公園、遊び場	水あそびのできる池、公園
	今みたいに遊び場沢山欲しい
	土、日、祝も子どもが室内で遊べる所
その他	産後のサポート充実
	保育園情報をもっとほしい
	待機児童の解消
	多くあるイベント

・当日の様子



◎まとめ

子育て支援センターを知っていたり、利用していたりする人は、その充実度に満足している声があがっていたほか、公園等遊び場の重要性についても指摘がみられており、今後これらを残してほしいという意見があがっていました。今後、交流や相談できる場、子どもがのびのびと遊べる場の確保に努めることが重要です。

### 3 幼稚園関係者ヒアリング

市内幼稚園の園の運営や子どもと親の様子、今後の子ども・子育てに向けた展望について意見をうかがうために、幼稚園関係者ヒアリングを実施しました。

(1) 実施日時

令和元年7月18日(木)

(2) ヒアリングであがった主な意見

① 園の運営における課題や展望

- ・保育士と同様に幼稚園教諭の確保に苦慮している。隣接する政令市などでの就労希望が多い中、尾張旭市で働くことがステータスとなるような取り組みができるとうよい。
- ・幼稚園教諭の質の確保のための取り組みが大切。
- ・英語教育へのニーズが高まっていると感じる。
- ・入学に合わせ、幼稚園から小学校に対して、子どもたちの成長に向けた継続的な支援ができるとうよい。
- ・周りに支援者がいない保護者もいることから、親への支援も大切。

② 園での子どもの様子や保護者の関わり方における最近の傾向

- ・子どもらしい素直さなどは、今も昔も大差はないが、受容性などが低下し、些細なことでトラブルに発展することがある。
- ・子ども同士のトラブルが解決に至るプロセスを経験していない子ども・保護者が増えている。
- ・幼稚園、保育所が経験の場、保護者に伝える役割となる必要がある。
- ・兄弟が少なくなったり、地域での異年齢集団の関わりが少なくなったりしている。
- ・多忙化などもあってか、保護者が子どもにかかわる度合いが少なくなっている。



③ 今後、園での実施や充実をしていきたいこと、そのための連携体制など

- ・人とかかわりながら、たくましく生きていける子どもの育成。
- ・保護者のリフレッシュは大切であり、引き続き、就労を要件としない一時預かり事業を継続。
- ・幼稚園・保育園・小学校が連携できる協議会などの検討。
- ・幼稚園が独自性を発揮することが大切で、そのためにも、外部団体などとの連携を強化。
- ・市や医療機関などと連携することで、3歳児健診より前に発達相談ができる仕組みの充実。
- ・子どもへの迅速な救命措置に向けた、幼稚園に近い医療機関との連携。
- ・子どもと幼稚園教諭に合った救急救命講習などを、消防署の協力のもとで受講。

④ 園の今後の利用者をどのように見込んでいるか

- ・徐々に減少していくと考える。
- ・今後も少子化が見込まれる一方で、就労や、子育てから少し離れる時間を持ちたいと考えて、預けるかたはいるのではないかと。
- ・幼児教育・保育の無償化によって、幼稚園を利用したい保護者も出てくるのではないかと。子育て世帯全体をサポートできる仕組みとなっているかが重要で、そこがクリアできれば一定の利用者が期待できると考える。
- ・これまで保護者は、幼稚園就園奨励費制度により経済的な支援を受けていたが、幼児教育・保育の無償化に伴う幼稚園利用への影響は、現時点では不透明であることから、当分の間は見守っていきたい。

◎まとめ

尾張旭市の少子化の進行は緩やかではあるものの、幼稚園運営においては、人材の確保、親への支援、幼児教育・保育の無償化に伴う影響への懸念など、様々な課題が顕在化しています。

各園からは、今までの取り組みを生かしつつ、さらなる独自性の発揮や他団体との連携を通し、本市における幼児教育の場として、子どもたちの未来を育んでいきたいとの姿勢を伺うことができました。

## 第5章 子ども・子育てに関する本市の主要課題

子育て支援施策の実施状況、尾張旭市子ども・子育て会議での審議内容、ニーズ調査の結果等から、本計画の主要課題は次のようにまとめられます。これらの主要課題を、本計画期間中に特に対応すべき課題と捉え、第6章「計画の基本的な考え方」に基づき、第7章「施策の展開」にて各課題に対応する施策を実施します。

### ◇ 子どもの教育・保育環境に関する課題

#### 《保育所等の待機児童対策》

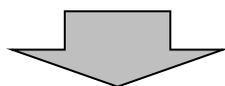
保育所等への入所において待機児童が発生しており、早急な解消が求められています。

#### 《保育サービスの充実、保育所等の整備など》

家庭や子どもの状況に応じた多様な保育ニーズに対応できるよう、保育サービスの継続や充実が必要であるとともに、保育施設及び設備の老朽化に伴い計画的な施設整備等が求められています。

#### 《教育現場での児童の健全育成に関する取り組み、いじめへの対応、コミュニケーション能力の向上など》

通信機器技術の進歩など、近年の子どもたちを取り巻く社会環境は急速に変化しており、教育現場でのいじめの形態が多様化・複雑化するなど新たな課題が発生しています。そのため、児童自身が自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を確実に育成するとともに、児童が互いの違いを認め尊重し合う人権意識の高揚と関わり方の教育がより一層求められています。



「基本目標1 子ども・保育環境の充実」に対応 (p.60~p.64へ)



## ◇ 地域における子育て支援に関する課題

《市の子ども・子育て支援に関する取り組みの周知、子育てに関する相談をできる場の提供、親が子育てを学ぶ機会の提供》

核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化などにより、家庭内だけでは解決しにくい悩みや不安、負担感を感じる保護者が増加しています。子育て家庭の孤立を防ぎ、育児不安の解消、さらには保護者の方の子育て力の向上のためには、まずは市の子ども・子育て支援に関する事業をより知ってもらい相談する方を増やす取り組みが必要であるとともに、同様の思いを持った保護者が相互に情報交換や相談を行うことが出来る場の提供や支援が求められています。

《放課後児童健全育成事業の拡充、児童館事業の継続及び充実、放課後子供教室の推進》

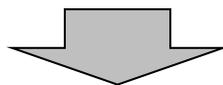
共働き家庭の増加、核家族化の進行などにより、放課後の児童の預かりの需要はさらに増加しており、小学校区によっては公立児童クラブの入所に待機児童が発生しています。また、自由な遊び場そのものの減少や放課後の犯罪被害の多発により、安全で安心な放課後の居場所づくりがより一層求められています。さらに、地域のつながりが希薄化している近年においては、地域と学校が連携・協働し、子どもの地域における多様な体験や学びの機会の充実を図ることが重要となっており、社会総掛かりでの教育実現が求められています。

《家庭教育の支援、地域の教育力の向上、子ども会活動の支援》

子どもの人格形成の原点は家庭にあり、幼児期から生活習慣を身に付けさせ、親が親として学び育つための支援を行っていくことが必要です。かつては地域内での異年齢・世代間の交流や活動を通して培われてきた部分が大きかったですが、近年では、地域のつながりの希薄化だけでなく、地域活動や行事の担い手など、地域で子どもを見守り育てるためのマンパワーそのものが減少傾向にあります。そのため、これらの活動の継続や充実に対して支援していく必要があります。

《交通安全の確保、安心して外出できる環境の整備》

子どもの成長にとっては、子育て家庭が子どもと一緒に安心して外出を楽しめ、のびのびと遊べる環境づくりが求められています。さらに、子どもを狙った犯罪が後を絶たない状況の中、日頃から地域で子どもを見守り、防犯意識を高めていく必要があります。



「基本目標 2 地域における子育て支援の充実と安全の確保」に対応 (p.65~p.73へ)

## ◇ 配慮を要する子ども・家庭に関する課題

### 《相談窓口の周知、医療体制の充実、医療的ケア児に対する支援》

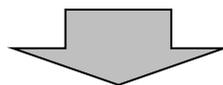
障がいのある子どもも、ない子どもも、ともに個性が認められ、その子の発育に応じて地域の中でいきいきと暮らせるよう支援していくとともに、発達が気になる子どもを早期に発見し、関係機関の支援につなげていくよう、支援していく必要があります。また、配慮を要する子ども・家庭においては、保護者の方の急病などが特に大きな影響を与える場合もあり、安全で安心して暮らすことのできる環境づくりのために、関係機関との連携が求められています。

### 《児童虐待・DV相談事業の充実》

児童虐待及びDVは、子どもの成長及び人格形成に重大な影響を及ぼし、特に児童虐待は最悪の場合命を奪われることにもなります。そのため、虐待の発生予防、早期発見、早期対応のため、妊娠期から相談できる体制を整えるほか、健康診査や乳児への訪問の機会を適切にとらえて早期発見に努めるとともに、要保護児童対策地域連携会議の取り組みを強化し、関係機関の連携・情報共有を図っていく必要があります。

### 《ひとり親家庭への経済的支援、ひとり親家庭への就労支援》

ひとり親家庭が抱える経済的・精神的な困難には大きなものがあり、例えば、母子家庭では、出産後に家族のサポートがないなどの負担があります。ひとり親世帯は、母子・父子ともに増加を続けており、ひとり親家庭の日常生活へのサポートや経済的支援、就労相談や資格取得支援など、総合的な自立支援を図っていくことが求められています。



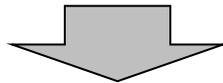
「基本目標 3 配慮を要する子ども・家庭への支援」に対応 (p74~p.77 へ)



## ◇ 親と子の健康に関する課題

《行き届いた妊娠・出産・子育ての支援、妊娠・出産・子育てを通じた切れ目のない支援の推進、医療費助成制度の充実、かかりつけ医制度の普及》

核家族化の進展や労働環境の変化などにより、母親は育児に対する負担や不安、孤立感を抱えやすい状況にあります。これらの母親への支援が行き届かないことで、産後うつなどの実際の病状へとつながってしまう場合もあります。母子の健康、とりわけ子どもの健やかな成長のためにも、全ての家庭に行き届いた妊娠・出産・子育ての支援を行うとともに、妊娠・出産・子育てを通じた切れ目のない支援によって不安なく市内で暮らし続けられる環境づくりが求められています。

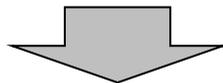


「基本目標 4 親と子の健康の確保及び増進」に対応 (p.78~p.82 へ)

## ◇ 子育てと仕事の両立に関する課題

《男女共同参画社会の実現、ワーク・ライフ・バランスの啓発、ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備の推進》

女性の社会進出や経済の動向などにより、共働き家庭が増加する中で、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向きあえるよう、「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)が図れるような職場環境の整備が求められています。

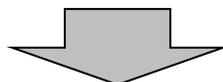


「基本目標 5 子育てと仕事の両立支援」に対応 (p.83~p.84 へ)

## ◇ 子どもの権利擁護に関する課題

《子どもの権利を守る取り組みの実施》

「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)では、子どもの基本的人権は国際的に保障されるものであり、その前文において「児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきである」とされています。子どもが虐待や育児放棄、いじめ被害など、その基本的な権利が侵害されることを予防し、子どもが安心して育つまちづくりを推進する必要があります。



「基本目標 6 子どもの権利擁護」に対応 (p85 へ)

## 第6章 計画の基本的な考え方

### 1 基本的な考え方

これまで本市では、子ども・子育て支援法の趣旨に鑑み、少子化の進行ならびに家庭および地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、子ども・子育て支援施策を推進し、尾張旭市の未来を担うすべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざしてきました。

また、国が定める子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されることが大切とされるよう良質かつ適切な内容及び水準の支援が必要であるとされています。

第2期子ども・子育て支援事業計画では、これまでの基本的な考え方を継承しつつ、近年の制度の施行状況や関連施策の動向、そして第5章に掲げる本市の主要課題を勘案して、施策分野の枠を超えた子ども・子育てに関する各施策を実施します。



**尾張旭市の子ども・子育て支援、次世代育成のための「マスタープラン」を継承**



## 2 基本理念

### みんなで支えあう すべての子どもがすくすくのびのび育ち、 子育てしやすいまち 尾張旭

子どもは「未来の夢」であり「次世代の希望」、そして「地域の宝」です。さらに地域の未来を担うのは、生まれてすくすくと育ちつつある一人ひとりの子どもです。その子どもたちが今を豊かに生活し、自らの将来や地域の未来に向けて、夢を羽ばたかせるために社会全体で支え、育んでいくことが今後も求められます。

本市では、第1期計画において「みんなで支えあう 子どもがのびのびと育ち、子育てしやすい 住みよいまち・尾張旭」を基本理念に掲げ、一人ひとりの子どもに、健やかな成長のための適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・子育て支援給付や子ども・子育て支援事業等を総合的かつ計画的に進め、安心して子育てができるまちをめざして取り組んできました。

本計画では、これまで取り組んできた子ども・子育てに関する事業のさらなる充実を図るとともに、子どもを地域全体で安心して育てることができる環境を整え、子どもとともに保護者も成長し、未来に夢や希望が持てる、そして子育て世代に選ばれる尾張旭市の実現をめざします。また、上位計画である尾張旭市第五次総合計画で掲げる将来の都市像や計画人口実現のためのチャレンジ（働きながら子育てしやすいまちをめざします、次代を担う子どもたちが育まれるまちをめざします）の実現に向けた部門別計画として施策の推進を図ります。

これらの考えを踏まえ、基本理念を「みんなで支えあう すべての子どもがすくすくのびのび育ち、子育てしやすいまち 尾張旭」と定めます。



### 3 基本目標及び施策の体系

基本理念の「みんなで支えあう すべての子どもがすくすくのびのび育ち、子育てしやすいまち 尾張旭」の実現に向けて、以下の6つの基本目標及び施策の体系を設定します。

#### 基本目標1 子どもの教育・保育環境の充実

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、教育・保育サービスの量と質の向上を図るとともに、教育環境の充実を図ります。

##### 《施策の体系》

- 施策1-1 教育・保育サービス環境の整備と充実
- 施策1-2 豊かな心・健やかな体を育む教育環境の充実

#### 基本目標2 地域における子育て支援の充実と安全の確保

子どもが多様な体験・活動を行うことができるよう、健全育成のための取り組みを地域ぐるみで進めていくほか、子どもが安全・安心に過ごせる環境の整備を行います。

##### 《施策の体系》

- 施策2-1 地域における子育て支援サービスの充実
- 施策2-2 子育て支援のネットワークの充実
- 施策2-3 児童の健全育成
- 施策2-4 家庭や地域の教育力の向上
- 施策2-5 子どもを育てる意識の醸成
- 施策2-6 安心して外出できるための環境の整備や活動の推進

#### 基本目標3 配慮を要する子ども・家庭への支援

子どもとその親が未来に希望を持って安心して生活できるよう、全ての子どもが社会全体に見守られ、必要に応じて適切な支援を受けられる環境整備を進めます。

##### 《施策の体系》

- 施策3-1 児童虐待防止対策の充実
- 施策3-2 障がいのある子ども・発達が気になる子どもの発達と成長の支援
- 施策3-3 ひとり親など困難を抱える子どもと家庭の自立支援

## 基本目標4 親と子の健康の確保及び増進

保護者の妊娠・出産・子育てへの負担や不安、孤立感を軽減するための保健・医療の取り組みにより、子育て中の親子が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えます。

### 《施策の体系》

- 施策4-1 子どもと親の健康確保
- 施策4-2 「食育」の推進
- 施策4-3 思春期保健対策の充実
- 施策4-4 小児医療の充実

## 基本目標5 子育てと仕事の両立支援

親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられる取り組みを進め、男女共同の子育てやワーク・ライフ・バランスが実現できるような環境づくりを進めます。

### 《施策の体系》

- 施策5-1 育児休業等制度の周知と利用促進
- 施策5-2 男女共同による子育ての推進

## 基本目標6 子どもの権利擁護

国際的に保障されている子どもの権利が守られる子育てが進められるような取り組みを拡充するほか、子どもの意見等を参考にしたまちづくりを推進します。

### 《施策の体系》

- 施策6-1 子どもの権利を擁護する意識の向上
- 施策6-2 子どもの意見表明・参加の促進

## 4 目標の達成に向けた協働による事業の実施

各基本目標の達成のためには、行政が事業を推進するだけでなく、地域の担い手である関係団体等との協働は必須です。そのため、各事業の進捗管理に当たっては、協働を意識して取り組みます。

# 第7章 施策の展開

## 1 基本目標1 子どもの教育・保育環境の充実

### 【現状と課題】

本市においては、第1期子ども・子育て支援事業計画に基づいて教育・保育の提供体制の整備を進めたことで、幼稚園や保育所に加えて小規模保育事業が新たに開設され、運営主体の多様化が進み、サービスの質と量の充実が図られてきましたが、拡充量を上回る保育需要の高まりが見られ、保育所等において待機児童の解消に至っていない状況です。

就学前児童の教育・保育ニーズを把握するために実施したアンケートの結果では、定期的に利用したいと考える施設は保育園が約5割、幼稚園が約4割となっており若干ではあるものの保育ニーズが高い状況です。これは、各家庭の生活様式や働き方に合わせると長い時間子どもを預けることができる保育園と考える世帯が占める割合が増加していることが影響しているものと推察されます。

お子さんが病気やけがで幼稚園や保育園等を休んだことがある保護者に対し、その際の対処法を尋ねた設問では、母親が仕事を休んだ割合が6割を超えており、依然として子育てにおける母親の負担が多い傾向が見られます。

今後に向けては、家庭や子どもの状況に応じた多様な就学前の教育・保育ニーズに対応できるよう、各種サービスの継続や充実が必要であるとともに、施設・設備の老朽化に伴う計画的な施設整備等が求められます。

また、小学校進学への不安で環境の変化や対応に関する意見が多くみられます。幼稚園関係者ヒアリングからは、人材の問題、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化から受ける影響への意見などが挙がっています。

一方、通信機器技術の進歩など、近年の子どもたちを取り巻く社会環境は急速に変化しており、教育現場でのいじめの形態が多様化・複雑化するなど新たな課題が発生しています。そのため、児童自身が自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を確実に育成するとともに、児童が互いの違いを認め尊重し合う人権意識の高揚と関わり方の教育がより一層求められています。

### 【施策の方向性】

サービス量と質の充実を図り、引き続き就学前児童の教育・保育環境の充実を図ります。

また、様々な学びを通じて、考える力や気づく力を培い、自らが考え、行動できる子どもを育むための取り組みを進めるほか、配慮を必要とする子ども、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども等の支援を行います。

## 施策1-1 教育・保育サービス環境の整備と充実

### ◎新規・拡充事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
通常保育の 充実☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所の新設又は既存保育所施設の建替え等に伴う定員の拡大等により、待機児童の解消をめざします。</li> <li>・定員拡充に当たっては、各年齢の人口の増減の動向に注視し、適切な量の確保に努めます。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">行政</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事業者</div>	0歳児の定員数【人】	87	98	保育課
			1～2歳児の定員数【人】	469	488	保育課
			3歳以上児の定員数【人】	1,115	1,229	保育課
サポート保育の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サポート保育ニーズの高まりを受け、実施園の拡大を検討します。</li> <li>・通常保育の定員拡充に合わせたサポート保育枠の確保に努めます。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">行政</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事業者</div>	サポート保育の実施園数【園】	12	13	保育課
一時保育の 充実☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時的に親が保育できなくなった未就園児を対象に、保育所等で子どもを預かるサービスを行います。</li> <li>・保育ニーズに対応するため、サービス内容や実施場所の増加について検討します。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">行政</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事業者</div>	一時保育の実施箇所数【箇所】	5	7	保育課
			一時保育の定員数【人】	50	70	
			一時預かり事業の利用件数【人日】	(新規)	7,342※	
保育環境の 改善・充実☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した保育所の改修等を計画的に実施するほか、軽微な修繕については、適宜柔軟に対応します。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">行政</div>	尾張旭市保育所整備・改修計画に基づく修繕・改修を実施した園の総数【園】	(新規)	3	保育課
			整備計画に基づき整備した保育園設置のエアコンの総数【台】	(新規)	28	保育課

「☆」：第五次総合計画の計画人口実現のためのチャレンジ事業（p87参照）

「※」：利用希望者数に応じたサービス提供をめざす指標であるため、計画最終年度におけるニーズ見込み数を入力しています。

### ◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
延長（時間外） 保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者ニーズの把握に努めるとともに、引き続き延長（時間外）保育を実施します。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">行政</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事業者</div>	延長（時間外）保育の実施園数【園】	17	17	保育課
			延長（時間外）保育の実利用者数【人】	(新規)	203※	保育課
休日保育の 実施☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な保育ニーズに対応するため、引き続き休日保育（日曜・祝日）を実施します。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">行政</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事業者</div>	休日保育の実施園数【園】	1	1	保育課

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
病児・病後児 保育の実施	・市民ニーズを把握しつつ、 引き続き病児・病後児保育事 業を実施します。	行政 事業者	病児・病後児保育 の実施施設数【施 設】	1	1	保育課
			病児・病後児保育 の延べ利用児童数 【人】	(新規)	475※	保育課
地域型保育 の実施	・引き続き地域型保育事業の 運営を支援します。	行政 事業者	地域型保育事業の 定員数【人】 ※「通常保育の充 実」における0歳 児及び1～2歳児 の定員数に含まれ る。	77	77	保育課
認可外保育 施設の支援	・待機児童対策として、引き 続き認可外保育施設を支援 します。	行政 事業者	支援施設の利用者 数【人】 ※「通常保育の充 実」における各定 員数に含まれる。	12	10	保育課
保育士の資 質・専門性の 向上	・保育士等への研修や、保育 内容等の自己評価、保育実践 に関する調査研究等を進め、 保育の質の向上を図ります。	行政 事業者	研修等への参加延 べ人数【人】	900	1,100	保育課
保育料の軽 減	・国、県等の動向を注視しつ つ、引き続き同時入所3人目 及び18歳から数えて3人目 以降の3歳未満の児童につ いて、保育料の軽減を図りま す。	行政 事業者	保育料軽減の施策 数	1	1	保育課
保育環境の 改善・充実に 向けた取り 組みの実施	・引き続き保育所において自 己評価を実施し、保育サービ スの質の向上を図ります。ま た、第三者評価制度の導入を 検討します。	行政 事業者	自己評価の実施園 数【園】	15	15	保育課
教育・保育の 提供体制の 確保	・引き続き幼稚園、保育所、 認定こども園を通じた共通 の施設型給付を行うことに より、幼児期の学校教育、保 育の確保を図ります。	行政 事業者	計画期間中に新た に給付を受けた市 内施設数【施設】	(新規)	2	保育課
子ども・子育て 支援新制度を 活用した幼 稚園におけ る一時預 かり事業 の実施支援	・幼稚園が子ども・子育て 支援新制度を活用して、主に 在園児を対象とした一時預 かり(幼稚園型)を実施する 場合、新制度へ円滑に移行 できるよう引き続き支援を行 います。	行政 事業者	市内幼稚園への情 報提供	-	-	保育課

「※」: 利用希望者数に応じたサービス提供をめざす指標であるため、計画最終年度におけるニーズ見込み数を入力しています。

## 施策1-2 豊かな心・健やかな体を育む教育環境の充実

### ◎新規・拡充事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
子どもの個性に応じた学習活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な配慮を必要とする児童生徒の学校内の生活支援・学習支援等や体験学習、調査活動等の補助をするため学校運営支援員を派遣し、支援します。</li> <li>・支援を必要とする肢体不自由児が安心して学校生活を送れるように、学校運営補助員を配置し支援します。</li> </ul>	行政	補助員等の配置人数【人】	25	25	教育行政課
子どものニーズに応じた課外活動の充実	地域の方を部活動指導員や部活動外部講師として活用し、児童生徒がより部活動に興味を持って取り組めるよう充実を図ります。	行政 地域	学校体育・部活動の外部講師等を活用している校数【校】	12	12	教育行政課
不登校・いじめ等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止基本方針に基づき、学校、家庭、地域連携の下、いじめの未然防止に努めていきます。</li> <li>・一人ひとりの児童生徒にとって心の居場所となるような魅力ある学校づくりに努めます。</li> </ul>	行政 保護者 地域	不登校児童発生率【%】	(新規)	0.23	教育行政課
			不登校生徒発生率【%】	(新規)	1.8	教育行政課
適応指導教室の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校の児童生徒を対象に、集団生活への適応を促し、学校への復帰及び社会的な立ち直りを支援します。</li> <li>・通室が困難な児童生徒に対しては、メンタルフレンドによる家庭訪問を実施します。</li> </ul>	行政 保護者	不登校児童生徒のうち通室している者の割合【%】	9.5	10	教育行政課
スクールカウンセリングの充実	各小中学校に配置されたスクールカウンセラー、相談員によるカウンセリング活動の充実を図ります。	行政	「心の教室相談員」への相談件数・来客数【人/年】	(新規)	25,000	教育行政課

### ◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
特別支援教育の実施	障がいのある児童生徒が、自分自身の能力を発揮し、将来的に自立した生活を送ることができるよう、引き続き特別支援教育を実施します。	行政	対象児童生徒がいる学校への特別支援学級設置割合【%】	100	100	教育行政課
学校教育におけるジェンダーに関する取り組み	不必要な男女の区別を行わないようにします。	行政	男女混合名簿実施校数【校】	12	12	教育行政課

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
学校評議員制度の実施	・学校の運営について、保護者や地域住民等から幅広く意見を聞き、地域からの支援や協力を得て、引き続き開かれた学校づくりを進めます。	行政 保護者 地域	1校当たりの平均会議開催数【回/年】	3	3	教育行政課
学校教育における多様な活動の実施	・小中学校においてそれぞれの教育理念や教育方針に基づき、引き続き創意工夫を凝らした特色ある学校づくりに取り組みます。	行政 地域	特色ある学校づくり実施校数【校】	12	12	教育行政課
幼児とのふれあい体験の実施	・保育所等における中学生の体験学習や学校との交流活動などにより、引き続き児童生徒が小さな子どもと接する機会をつくります。	行政	幼児とのふれあい体験実施校数【校】	12	12	保育課 教育行政課
職場体験などによる職業意識の醸成	・子どもの頃から勤労について関心を持たせ、職場体験学習などを充実させ、生徒の健全な職業意識の育成に努めます。	行政	職場体験実施中学校数【校】	3	3	保育課 教育行政課

<参考：関連する第五次総合計画の基本事業>

基本事業名	めざす姿	成果指標	基準値 (後期)	後期 目標値
基本事業 1-3-2 保育サービスの充実と施設整備	・保育サービスの充実や施設の整備により、安心して子どもを預けられ、働くことができます。	保育園満足度	95.2%	95%
		保育園充足率	99.0%	100%
基本事業 2-1-1 道徳性・社会性の向上	・道徳性・道徳的実践力が向上しています。 ・不登校となる児童生徒が減少しています。 ・いじめや不登校となった児童生徒・保護者に対して適切な支援ができています。	道徳・ルールを守る児童の割合	91.7%	96%
		道徳・ルールを守る生徒の割合	86.7%	88%
		不登校児童発生率	0.62%	0.23%
		不登校生徒発生率	3.23%	1.8%
		いじめ不登校等に関する相談への対応率（相談件数）	100% (27,813件)	100% (-)
		性行不良（触法行為を行うことや日常の行いが悪いこと）の生徒数	1人	0人



## 2 **基本目標2** 地域における子育て支援の充実と安全の確保

### 【現状と課題】

本市では、子育て支援センターをはじめとして、子育てひろば・子育てサロン、また、放課後の居場所づくりとして、児童館、児童クラブ・学童クラブが多数設置されています。このほか、託児ボランティア等の地域の子育て支援を推進する人材の確保に取り組んできました。

アンケート結果によると、地域で子育てが支えられていると感じている割合は、就学前保護者、小学生保護者ともに4割台であるものの、地域のつながりを必要とする割合は8割台に達しています。また、相談に関する事業は認知度や利用意向は比較的高いものの利用状況としては交流に関する事業が比較的高い傾向がみられました。一方、放課後の居場所について、自宅以外の児童クラブ、学童クラブ、放課後子供教室、児童館等へのニーズが一定程度みられています。また、子育てカフェでは、子育て支援センターや子どもの遊び場の重要性についての意見が多くみられ、将来に残したい地域資源であることが分かりました。

共働き家庭等の増加により、引き続き、子どもが放課後を安全に過ごすために、放課後児童健全育成事業において適切な遊び及び生活の場を提供できるよう環境の整備を行うとともに、さらなる居場所づくりの強化が必要です。また、昨今子どもを巻き込んだ事故、犯罪の度重なる発生により、安全・安心に子育てできる環境づくりが求められています。そのため、地域全体での見守り体制の充実や、交通安全の確保、防犯体制の強化等が重要です。

### 【施策の方向性】

子育てに関する情報の提供や、親同士の交流ができるよう、地域における子育て支援サービスの充実とネットワークづくりを推進します。また、子どもが健全に育つ環境を地域ぐるみで作り、子どもが安全・安心に過ごせる環境の整備を行います。

## 施策2-1 地域における子育て支援サービスの充実

### ◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
子育てひろば・子育てサロンの実施	・児童館・保育所それぞれに開設している子育てひろば・子育てサロンにおいて、引き続き子育て相談等の業務を実施します。	行政	子育てひろば開設箇所数【箇所】	9	9	保育課 こども課
			子育てサロン開放箇所数【箇所】	13	13	保育課 こども課
子育てに関する相談・指導体制の継続	・こども・子育て相談において、育児やしつけの相談・性格上の相談・養育の相談・発達の相談・非行の相談等を実施します。 ・気軽に相談できるように、子育て中の人が集まる児童館等へ相談員が出向くなど、積極的にこども・子育て相談を行います。	行政	相談延べ件数【件】	1,657	1,500	子育て支援
子育て支援センター事業の実施	・子育てに関する情報の提供や、育児相談が気軽に受けられる体制づくり、子育て家庭のニーズに応じた講座の開催などを通して、総合的な支援窓口としての機能を継続するとともに、関係機関における連携強化に努めます。	行政	利用延べ人数【人】	30,555	29,344 <sup>※</sup>	子育て支援
保育コーディネーターの配置☆	・保育を希望するかたの相談に応じて、適切な保育サービスの情報提供を行い、待機児童の解消をめざします。	行政	コーディネーター設置箇所数【箇所】	1	1	保育課
子育て短期支援事業の提供体制の継続	・家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合に、乳児院または児童養護施設において、一時的に児童の養育を行うことで、児童及びその家族の福祉向上を図ります。 ・必要とする方に制度の周知を図るため、広報誌等でPRに努めます。	行政 事業者	利用者数【人日】	0	14 <sup>※</sup>	子育て支援
ファミリー・サポート・センター事業の実施	・保護者が必要な時に子育てのサポートを受けられるよう、登録説明会を開催して援助会員の確保に努めるとともに、制度の活性化とPRの強化に努めます。	行政 地域	利用延べ人数【人】	1,504	1,400 <sup>※</sup>	子育て支援

「☆」：第五次総合計画の計画人口実現のためのチャレンジ事業（p87参照）

「※」：利用希望者数に応じたサービス提供をめざす指標であるため、計画最終年度におけるニーズ見込み数を入力しています。

## 施策2-2 子育て支援のネットワークの充実

### ◎新規・拡充事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
子育て支援に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報紙の発行や、広報誌、子育て応援メール、ポスター、チラシ等により、子育て支援事業の情報提供を行います。</li> <li>・インターネットで気軽に情報が入手できるよう、ホームページの内容の充実と迅速な情報の更新に努めます。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">行政</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">保護者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事業者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">地域</div>	子育て支援に関する情報紙、広報誌への掲載回数【回/年】	101	100	子育て支援
子育て世代包括支援センターの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援のため設置している子育て世代包括支援センターの取り組みを推進し、庁内における子育て支援の連携・相互協力体制の充実を図ります。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">行政</div>	会議開催回数【回/年】	(新規)	4	こども未来課 保育課 こども課 子育て支援 健康課

### ◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
利用者支援事業の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠期から子育て期の相談窓口である「あさびー子育てコンシェルジュ」（利用者支援事業母子保健型）の体制を継続します。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">行政</div>	利用者支援事業の実施箇所数【箇所】	(新規)	1※	健康課
子育て支援ネットワークの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭に対するきめ細かな保育サービス、子育て支援サービスの提供が効果的・効率的に行われるよう、主任児童委員、保健師、保育士など子育てに関わる代表者による、地域の子育て支援のネットワークを活用します。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">行政</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">保護者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事業者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">地域</div>	-	-	-	子育て支援
子育て支援ボランティアの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センターをはじめ、さまざまな場において、子育て支援ボランティアの協力のもと、事業の充実を図ります。</li> <li>・広報誌等でのPRや、子育て支援講座受講者など、児童福祉に熱意のある市民に呼び掛けるなどして、子育て支援ボランティアの人材確保に引き続き取り組みます。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">行政</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">地域</div>	託児ボランティア、子育て支援ボランティアの会員数【人】	115	100	子育て支援

「※」: 利用希望者数に応じたサービス提供をめざす指標であるため、計画最終年度におけるニーズ見込み数を入力しています。

## 施策2-3 児童の健全育成

### ◎新規・拡充事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
児童・学童クラブの充実☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立児童クラブや民間学童クラブの整備を進め、待機児童の解消をめざします。</li> <li>・民間学童クラブの運営支援を引き続き行います。</li> </ul>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">行政</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域</div> </div>	児童クラブ・学童クラブの定員数【人】	970	1,346※	こども課
			児童クラブ・学童クラブ数【箇所(支援単位)】	21	25	こども課
児童クラブの時間拡充・民間運営の推進☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間学童クラブのない小学校区において、公立児童クラブの利用時間を午後7時まで延長します。</li> <li>・市民サービス向上のため、公立児童クラブを民間運営に移行します。</li> </ul>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">行政</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業者</div> </div>	時間延長実施児童クラブ数【箇所】	4	4	こども課
			民間運営へ移行した児童クラブ数【箇所】	3	4	こども課
児童館の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体と連携し、児童の健全育成や発達支援等、利用ニーズに即した児童館運営をめざします。</li> <li>・指定管理者運営児童館数を増やし、市民サービスの向上をめざします。</li> <li>・老朽化した児童館の改修等を計画的に実施し、施設環境の改善に努めます。</li> </ul>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">行政</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域</div> </div>	利用延べ人数【人】	118,411	150,000	こども課
			指定管理者運営児童館数【館】	3	4	こども課
			整備計画に基づき実施した改修等の件数(外壁・屋根・空調・内装・エアコンの改修等)【件】	(新規)	35	こども課
尾張旭市新・放課後子ども総合プランの策定及び推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、国の新・放課後子ども総合プランに基づき、福祉及び教育の一体的な放課後の居場所づくりの推進に関する本市のプランを策定し、取り組みを推進します。</li> </ul>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">行政</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保護者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域</div> </div>	プラン策定数【計画】	(新規)	1	こども未来課 こども課 教育行政課 生涯学習課

「☆」：第五次総合計画の計画人口実現のためのチャレンジ事業（p87参照）

「※」：利用希望者数に応じたサービス提供をめざす指標であるため、計画最終年度におけるニーズ見込み数を入力しています。

### ◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
児童クラブにおけるサポート保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者ニーズの動向に応じて、引き続きサポート保育を実施します。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">行政</div>	サポート保育の実施クラブ数	9	9	こども課
ブックスタート事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6か月児健康相談時に絵本をプレゼントし、ブックスタートボランティアの協力を得ながら、ブックスタートの実演を行います。</li> <li>・ブックスタートを受ける親子の割合が増えるよう、6か月児健康相談の受診率を向上させるため、個人通知などで周知を図ります。</li> <li>・未受診者に対しても、未受診フォローの際に絵本を渡し、親子のコミュニケーションの大切さを伝えます。</li> </ul>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">行政</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域</div> </div>	6か月児健康相談を受けた親子の割合【%】	95.5	100	健康課

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
子どもの読書活動の推進	・子ども読書活動推進計画に基づき、家庭、地域及び学校における子どもの読書活動を引き続き推進します。 ・読み聞かせに必要な知識や技術の習得を図るため、ボランティア養成講座を開催します。	行政 保護者 地域	読み聞かせの開催回数【回】	120	120	図書館
青少年の健全育成活動の推進	・地域協力員や市民団体と連携し、非行防止のパトロールや意識啓発活動を推進します。 ・青少年の有害環境対策を推進します。	行政 地域	日常パトロールの実施日数【日】	287	295	市民活動課 少年センター
			非行防止パトロールの実施回数【回】	22	16	市民活動課 少年センター
			地域協力員の人数【人】	397	400	市民活動課 少年センター
青少年悩みごと相談	・悩みを抱える青少年やその家族、非行を心配する保護者に対して、解決や立ち直りの助言や援助を行います。	行政	相談延べ件数【件】	328	300	市民活動課 少年センター
子育て家庭に対する手当の支給	・児童手当をはじめとする子育て家庭に対する手当を支給し、子育て家庭を経済的に支援します。	行政	子育て関連手当の受給延べ人数【人】	7,323	-	こども課

## 施策 2 - 4 家庭や地域の教育力の向上

### ◎新規・拡充事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
子ども会活動の支援	・地域の子どもたちの自主性と社会性を高め、日常生活を健全で豊かなものとするため、新たな子ども会活動の支援方法を検討します。	行政 保護者 地域	-	-	-	こども課
親子ふれあい事業の充実	・「親子ふれあい教室」「親子天体観測教室」等を実施し、親と子が共に学び、親子のふれあいを深める体験活動の場を提供します。	行政	親子ふれあい教室の延べ参加者数【人】	200	210	生涯学習課
			親子天体観測教室の延べ参加者数【人】	149	250	生涯学習課

### ◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
家庭教育の推進	・家庭教育力の向上を図るため、小学校に家庭教育学級を設置し、学級単位で講座、実習などを開催します。 ・家庭教育学級生に負担の少ない開催方法を検討するとともに、より充実した内容をめざします。	行政	家庭教育学級生の数	416	380	生涯学習課

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
地域教育力の推進	・「地域の教育力推進事業費補助金」の活用をPRし、学校・家庭・地域の連携による子どものための体験活動や研修事業等を支援します。	行政 保護者 地域	補助金を活用した事業の件数【件】	4	6	生涯学習課
ジュニアリーダーズクラブ活動の支援	・サポート活動の機会が増えるよう情報提供を行います。	行政 保護者 地域	ジュニアリーダー派遣回数	28	40	こども課

## 施策2-5 子どもを育てる意識の醸成

### ◎新規・拡充事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
親の育児責任の醸成	・パパママ教室や乳幼児健康診査・相談などの機会を通じて、親になるための心構えや悩みの解消などに努めます。	行政 保護者	パパママ教室の参加割合【%】	48	55	健康課
			すくすく子育て講座の開催回数【回】	28	28	子育て支援

### ◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
父親の子育て参加の推進	・パパママ教室などで父親の育児に関する学習機会を設け、意識啓発を推進します。 ・母子健康手帳交付時に父子健康手帳を交付し、子育てに関する情報提供と意識啓発を推進します。	行政 保護者	父子健康手帳の交付率【%】	100	100	健康課

## 施策2-6 安心して外出できるための環境の整備や活動の推進

### ◎新規・拡充事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
歩道バリアフリーの推進	・現状のなかで可能な範囲のスロープ改良を実施し、段差の解消を進めます。	行政	歩道のバリアフリー化実施箇所数【箇所】	355	390	土木管理課
子どもの遊び場の確保	・公園等が、子どもの遊び場や市民にやすらげる公共空間として利用されるよう、整備を進めます。 ・公園愛護会による、地域住民の自主的な公園の維持管理を促進します。 ・新たに整備した都市公園等では、近隣の町内会や住民の方に声かけをし、公園愛護会の形成を促進します。	行政 地域	都市公園・児童遊園・ちびっ子広場の箇所数【箇所】	134	134	都市整備課
			自主的な公園の維持管理団体数【団体】	121	121	都市整備課

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
防犯灯設置における地域支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会が設置、器具取替並びに維持管理する防犯灯に対し設置費、器具取替費及び電気料金を補助することにより、路上犯罪等の抑止に努めます。</li> <li>・引き続き、防犯灯の新規設置及びLEDへの器具取替え補助の周知を図ります。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">行政</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">地域</div>	防犯灯設置支援実績数【灯】	5,601	7,200	市民活動課

◎維持・継続事業

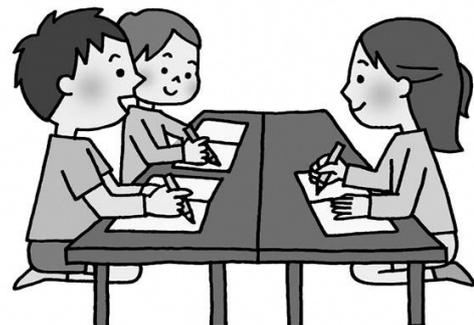
事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
通学路の安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北原山土地区画整理事業により、北原山町を中心に、順次、歩道の整備を進めます。</li> <li>・歩道設置の困難な通学路の路肩にカラー塗装で明示を行い、安全・安心な歩行空間を確保します。</li> <li>・必要に応じて、通学路標識や警告看板などの設置を行います。</li> <li>・各校の通学路の安全点検調査を実施し、通学路の安全確保や改善を行います。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">行政</div>	-	-	-	都市整備課 土木管理課 教育行政課 市民活動課
交通安全教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児、児童生徒等の個々の状況に応じた交通安全教室などを実施し、交通安全意識と交通安全マナーを高めます。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">行政</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">地域</div>	交通安全教室の実施回数【回】	90	70	市民活動課
3人乗り自転車の購入補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全に配慮した3人乗り自転車の普及と、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、購入費の補助を行います。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">行政</div>	3人乗り自転車購入補助件数【件】	14	15	子育て支援室
利用しやすい公共施設の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設に子連れでも利用しやすいトイレ内のベビシート、授乳スペース、施設内のベビーカー等の整備・設置等を、関係機関の協力を得ながら進めます。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">行政</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事業者</div>	-	-	-	関係各課
危険箇所対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における子どもたちの遊び場、ため池等の危険箇所を把握するとともに、必要な整備や防護柵の設置改善を行い、子どもへの安全に対する意識を高めるための教育を推進します。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">行政</div>	-	-	-	関係各課
地域防犯パトロール支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における自主的な防犯活動の取り組みを支援します。</li> <li>・年2回の連絡会を通して、犯罪状況などの情報共有し、防犯の意識高揚を図ります。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">行政</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">地域</div>	支援パトロール団体数【団体】	53	60	市民活動課

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
見せるパトロールの推進	・公用車等に「防犯パトロール実施中」のマグネットシートの表示や、青色回転灯パトロール車による巡回パトロールの実施など、見せるパトロールを推進します。	行政	実施事業数【事業】	2	2	市民活動課
児童の連れ去り防止対策の実施	・幼稚園や保育所の幼児と小学生にビデオ上映やチラシの配布などにより、防犯意識の高揚を図ります。 ・小学生一人ひとりに防犯ブザーを配布し、引き続き連れ去り予防の指導を実施します。	行政 保護者 事業者	子どもの防犯教室の実施回数【回】	23	26	市民活動課 保育課 教育行政課
かけこみ110番など防犯対策の実施	・子どもが犯罪等にあつたときに避難場所となる「かけこみ110番の家」などの防犯ボランティア活動を支援します。	行政 地域	かけこみ110番の家の協力軒数【軒】	753	850	市民活動課
スクールガードによる見守り活動の促進	・スクールガードによる、児童の登下校の際の安全の見守り活動を促進します。	行政 地域	-	-	-	教育行政課

<参考：関連する第五次総合計画の基本事業>

基本事業名	めざす姿	成果指標	基準値 (後期)	後期 目標値
基本事業1-3-1 子育て不安の解消	子育て不安に対して、相談・情報交換できる場や仲間があり、子育てへの不安が軽くなっています。	乳幼児の子育て相談をする人がいない保護者の割合	1.3%	1%
		市の子育て相談・情報交換できる場を知っている保護者の割合	68.9%	75%
基本事業1-3-3 放課後の居場所づくり	放課後の子どもが、安全で健全な育成が図られる環境が整っています。	児童クラブ満足度	95.9%	95%
		児童クラブ充足率	94.8%	100%
基本事業1-3-4 地域の子育て支援	子育てにおける地域連帯感が醸成され、多くの事業や催しに参加しています。	地域の子育て支援事業に参加したことがある保護者や子どもの割合	65.3%	65%
基本事業2-3-1 家庭教育力の充実	家庭教育力が高まり、家庭内で発達段階に応じた教育が適切にされています。	家庭教育の重要性を理解し行動している保護者の割合	40.9%	50%
基本事業2-3-2 地域教育力の充実	地域での教育活動が活発にされています。	家庭教育に関する講座の参加者数（親子天体観測教室の参加者数）	2,202人	2,200人
		地域教育活動に参加した市民の割合	10.8%	12%
基本事業2-3-3 学校・家庭・地域の連携	学校・家庭・地域の交流や教育支援が活発に行われています。	授業などの支援に参加した人の割合	3.0%	3.9%
		学校行事への保護者の参加率	62.8%	65%
		開かれた学校づくりに対する地域住民の満足度	66.9%	70%
		地域からの要望や提案への対応・改善を实践した件数	58件	50件
基本事業3-1-2 公園等によるうるおいのある空間づくり	うるおいとやすらぎを与える市街地空間が形成され、安全で快適に利用できるよう維持管理されています。	公園施設の不具合による事故件数	0件	0件

基本事業名	めざす姿	成果指標	基準値 (後期)	後期 目標値
基本事業 3-2-4 生活道路の整備と維持管理	生活道路が、誰もが安全に利用できるように維持管理されています。	歩道のバリアフリー化実施箇所数	355箇所	390箇所
基本事業 4-3-1 交通安全意識の高揚	市民一人ひとりの交通安全意識が高まり、交通マナーが守られています。	市内で発生した交通事故で、第一当事者が重大な違反をした件数	13件	10件
基本事業 4-3-3 交通安全環境の整備	交通安全環境が良好に整備され、事故が起きにくい道路になっています。	交通安全環境が改善された箇所数（信号、横断歩道、カーブミラー等）	14箇所	15箇所
		事故多発の危険箇所数	1箇所	1箇所
基本事業 4-4-1 防犯意識の高揚	犯罪に遭わないように、自衛や未然防止の意識が高まっています。	防犯対策している子どもの割合	84.1%	91%
基本事業 4-4-2 地域ぐるみでの防犯体制の充実	地域住民と連携した防犯体制がとっています。	防犯活動の延べ参加者数	9,500人	9,500人
		かけこみ110番の家の数	753件	850件
基本事業 4-4-3 青少年の非行防止対策の推進	地域一体となった青少年非行防止対策が推進され、歩道件数や迷惑行為が少なくなっています。	青少年犯罪（触法）件数	18件	23件
		青少年迷惑行為件数	262件	230件
基本事業 4-4-4 防犯施設の整備充実	防犯施設が整備されています。	防犯灯・道路照明灯・街路灯・防犯カメラを新たに設置した基数（累計）	6,957基	7,200基



### 3 **基本目標3** 配慮を要する子ども・家庭への支援

#### 【現状と課題】

本市では、児童虐待防止に向けて、そのシンボルであるオレンジリボンの取り組みをはじめ、児童虐待・DVに対する相談体制の整備、ネットワーク会議の開催、すくすく赤ちゃん訪問や養育支援訪問事業により、配慮を要する子ども・家庭への支援を行っています。

また、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、各種福祉サービス等を推進し、障がいのある子どもの支援を行っています。また、発達が気になる子どもに対して、こどもの発達センターにここななど相談体制を充実させています。

ひとり親世帯については、その世帯数が増加傾向にあるなか、経済的・精神的な困難を抱えていることに対して、経済的支援、就労相談、資格取得支援などの取り組みを進めています。

アンケート結果によると、近所づきあいについては、あいさつのみとなっている回答がみられたほか、地域で子育てが支えられていると感じていないと回答した人が就学前保護者、小学生保護者共に約3割の回答となっていました。

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加しているなか、防止のための会議や啓発活動を行い、児童虐待の発生予防、早期発見のために重点的に取り組んでいく必要があります。また、障がい児通所サービス等の利用が増加しており、今後、発達支援の必要な子どもへの支援の充実が重要です。加えて、世帯の経済状況が学習面や余暇活動等、子どもの生活に影響を与えることが考えられていることから、ひとり親世帯に対する支援を引き続き推進することが大切です。

#### 【施策の方向性】

児童虐待防止対策として相談体制や関係機関とのネットワークを充実させるほか、障がいのある子ども、発達が気になる子どもがいる家庭への支援の充実を図ります。また、ひとり親など困難を抱える子どもと家庭に対して、生活、就労、教育等の面で支援を進めます。

### 施策3-1 児童虐待防止対策の充実

#### ◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
児童虐待・DV相談体制の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待事案やDV相談に対し、適切な対応ができるよう、相談員の資質向上を図ります。</li> <li>・児童虐待防止に対する関心や理解が得られるよう、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを活用した取り組みを推進します。</li> </ul>	行政	児童虐待・DV相談の相談員数【人】	3	3	子育て支援室
児童虐待防止ネットワークによる連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童の早期発見や対応、適切な継続支援に向けた協議の場として、尾張旭市要保護児童対策地域連携会議を運営し、関係機関で情報を共有するとともに、連携して必要な支援を行います。</li> </ul>	行政	ネットワーク会議の開催回数（代表者会議、実務者会議）【回/年】	13	13	子育て支援室
すくすく赤ちゃん訪問の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て情報の提供や養育環境の把握を行うため、生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭を全戸訪問するとともに、支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問などの検討を進めます。</li> </ul>	行政	訪問実施率【%】	100	100	子育て支援室
			面会達成率【%】	100	100	子育て支援室
			年間延べ訪問件数【人】	(新規)	550 <sup>※</sup>	子育て支援室
養育支援訪問事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイリスク妊産婦・出産後の育児に関する支援を通し、母子の健康管理や養育に関して、専門的支援が必要であると検討されたケースに実施します。</li> <li>・食事、生活環境等について不適切な養育状態にあるなど、虐待の恐れやそのリスクを抱える家庭に対し、養育支援訪問を行います。</li> </ul>	行政	養育支援訪問者数【人】	2	10 <sup>※</sup>	健康課 子育て支援室
CAPプログラムの普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが自らの権利について学び、生きる力を引き出すCAPプログラムを普及します。</li> </ul>	行政	CAPプログラム研修の実施校数【校】	9	9	子育て支援室

「※」: 利用希望者数に応じたサービス提供をめざす指標であるため、計画最終年度における二一ズ見込み数を入力しています。

### 施策3-2 障がいのある子ども・発達が気になる子どもの発達と成長の支援

#### ◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
発達が気になる子どもへの支援	・発達が気になる子どもとその保護者に対し、こどもの発達センターを中核機関として、保健・福祉・教育の各部署が連携し、子どもの成長に合わせ、一貫した支援をめざします。	行政	-	-	-	こどもの発達センター
ピンポンパン教室の充実	・発達に心配のある就学前児童とその保護者を対象に、遊びや日常の活動を通して、生活習慣の自立や社会性の発達を促します。 ・児童の状況に配慮し、親子分離（単独通園）の実施、各専門家による療育発達相談、保護者の交流、保育園体験、保育との交流など教室の内容充実に努めます。	行政	ピンポンパン教室の定員数【人】	30	30	こどもの発達センター
障がい者医療費等の助成	・1～3級のいずれかの身体障害者手帳を所持するかたや知能指数が50以下に該当する知的障がいのあるかた、自閉症候群と診断されたかたなどに、医療保険適用分の自己負担額を助成します。 ・特定医療費（指定難病）受給者証所持者に保険適用分の入院医療費を助成する「指定難病患者等医療費助成」を実施します。	行政	障がい者医療費の受給者数【人】	700	-	保険医療課
障がい児の福祉サービスの実施	・障がい児及びその家族が地域で安心して生活できるよう、障害児通所等の福祉サービスを継続して実施します。	行政	障害児通所サービス等の利用者数【人】	182	249	福祉課
障がい者計画等の推進	・3か年を計画期間とする「尾張旭市第6期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定します。 ・今後の国の動向を注視し、計画的なサービス提供が行えるよう、計画を推進します。	行政	計画の策定数【計画】	1	1	福祉課 こどもの発達センター

### 施策3-3 ひとり親など困難を抱える子どもと家庭の自立支援

#### ◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
児童扶養手当受給者への就労支援	・生活保護受給者等就労自立促進事業により、児童扶養手当受給者で就労意欲の高いかたに対して、ハローワークと連携して就労支援を実施します。	行政 事業者	支援申込者数【人】	11	11	こども課
ひとり親家庭の相談・指導体制の継続	・ひとり親家庭の増加及び経済状況を鑑み、母子・父子自立支援員による相談を継続して実施します。	行政	母子・父子自立支援員による相談日数【日/週】	4	5	こども課
ひとり親家庭等の日常生活の支援	・ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施します。 ・登録支援員を拡大し、支援体制の充実に努めます。	行政 地域	ひとり親家庭等日常生活支援事業への登録支援員数【人】	3	3	こども課
母子・父子家庭の就労自立支援	・就業相談を実施します。 ・母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の支給を通じ、母子・父子家庭の自立を支援します。	行政	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の受給者数【人】	7	6	こども課
母子・父子家庭医療費の助成	・18歳以下の児童を扶養している配偶者のいない保護者（配偶者に重度の障がいのある父母を含む。）とその児童や、父母のいない18歳以下の児童に、医療保険適用分の自己負担額を助成します。	行政	母子・父子家庭医療費の受給者数【人】	1,252	-	保険医療課
各種経済支援のPRの推進	・ひとり親家庭に対するさまざまな経済支援について、広報誌やホームページ等を通じて周知に努めます。	行政	ひとり親家庭の各種経済支援に関する記事の広報掲載回数【回/年】	7	6	こども課 保険医療課

#### <参考：関連する第五次総合計画の基本事業>

基本事業名	めざす姿	成果指標	基準値 (後期)	後期 目標値
基本事業1-3-5 子育ての経済的負担の軽減	保護者の経済的負担が軽減されています。	子育て関連の手当受給者の延べ人数	6,723人	-
基本事業1-3-6 発達が気になる子どもへの支援	幼児期から、ライフステージを通じて一貫した支援を受けることができます。	発達支援などの事業の利用者数	1,860人	1,900人
基本事業1-3-7 子どもの人権擁護	子どもの権利が守られ、生活できています。	児童虐待による子どもの一時保護・施設入所件数	10件	-

## 4 基本目標4 親と子の健康の確保及び増進

### 【現状と課題】

本市では、母子保健事業として、母子健康手帳の交付や各種健康診査・健康教育・健康相談などにより、妊娠、出産、育児に関する不安の解消に努めているほか、望ましい食生活の定着を図る「食育」の推進、思春期の悩みや相談に関すること、こどもの救急ハンドブックの配布等により、親子の健康の増進を推進してきました。

アンケート結果によると、核家族世帯が多い傾向となっています。また、就学前保護者のうち、パパママ教室への参加が回答者の約8割となっていたほか、妊婦・育児相談は7割以上が、母子保健に関する相談は約2割が、今後利用したいと回答しています。

子育てで孤立しないよう、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援が大切です。また、核家族化や晩産化が進むなか、子育てに関する支援のニーズは多様化しており、支援を必要とする世帯へ適切に支援が届くよう、支援体制の構築が必要です。

### 【施策の方向性】

保護者の妊娠・出産・子育てへの負担や不安、孤立感を軽減するための保健・医療の取り組みにより、すべての家庭に妊娠・出産・子育てを通じた切れ目のない支援が行き届くよう努めていき、子育て中の親子が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えます。

### 施策4-1 子どもと親の健康確保

#### ◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
母子健康手帳の交付と活用の推進	・妊娠届出書を持参した妊婦に対して、母子健康手帳を交付し、活用方法等の説明を行います。	行政	母子健康手帳の交付を受けている妊婦の割合【%】	100	100	健康課
妊娠届出時のアンケートの実施	・妊娠を届け出た妊婦（母子手帳交付時）にアンケート調査を行い、現状の把握を行います。	行政	アンケートへの回答割合【%】	100	100	健康課
ハイリスク妊婦への支援	・妊娠・出産にリスクを伴う可能性が高いハイリスク妊婦に対し、母子保健コーディネーターを中心に、継続的に保健師が関わっていくことで、安全な出産を支援します。	行政	ハイリスク妊婦支援割合【%】	100	100	健康課
親の育児責任の醸成	・パパママ教室や乳幼児健康診査・相談などの機会を通じて、親になるための心構えや悩みの解消などに努めます。	行政	パパママ教室の参加割合【%】	48	55	健康課
			すくすく子育て講座の開催回数【回】	28	28	子育て支援室

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
健康診査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦、産婦及び乳児健康診査の受診券を交付し、経済的な負担の軽減を図り、母子の健康管理に努めます。</li> <li>・3か月、1歳6か月、3歳児健康診査及び6か月、2歳3か月児健康相談（歯科健康診査含む）を実施します。</li> <li>・未受診児の保護者に対し、訪問・電話等で受診勧奨及び成長・発達の確認を行います。</li> </ul>	行政	妊婦健康診査の受診率【%】	100	100	健康課
			乳幼児健康診査の受診率【%】	96.1	97	
			妊婦健康診査の受診人数【人】	(新規)	434※	
母子保健に関する事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児不安の大きい保護者や、発達を見守る必要のある子どもに対し、保健師・歯科衛生師・管理栄養士・助産師による家庭訪問や面接、電話相談を実施します。</li> </ul>	行政	-	-	-	健康課
産婦・新生児訪問の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産後間もない子どもの発育状況を把握し、母親の健康状況をみながら授乳指導及び育児不安の解消のための支援を行います。</li> <li>・母親の育児不安の軽減に向け、新生児訪問希望者及びハイリスク者・低出生体重児に対し、訪問を行い、安心して育児ができるよう助言、情報提供を行います。</li> </ul>	行政	産婦・新生児訪問実施率【%】(実施件数【件】)	100 (237)	100 (200)	健康課
産後ケア事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産後の心身の不調や子育てに不安のある母親を対象に、指定助産所でのショートステイを行います。</li> <li>・産科医療機関に対して、制度内容を周知し、産後支援が必要なケースを紹介してもらえるよう働きかけます。</li> </ul>	行政	利用者数【人】	1	2	健康課
養育支援訪問事業の実施 (※再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイリスク妊産婦・出産後の育児に関する支援を通し、母子の健康管理や養育に関して、専門的支援が必要であると検討されたケースに実施します。</li> <li>・食事、生活環境等について不適切な養育状態にあるなど、虐待の恐れやそのリスクを抱える家庭に対し、養育支援訪問を行います。</li> </ul>	行政	養育支援訪問者数【人】	2	10※	健康課 子育て支援
離乳食教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離乳食の基本的知識・食の重要性を、講話と実習を通して周知します。</li> </ul>	行政	離乳食教室の開催回数【回】	6	6	健康課

「※」: 利用希望者数に応じたサービス提供をめざす指標であるため、計画最終年度におけるニーズ見込み数を入力していません。

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
妊産婦栄養教室の実施	・食材のうまみを生かした食事の大切さを、妊娠期から学び、食生活の見直し、改善に向けて実践できるように、講話と実習を通して周知します。	行政	妊産婦栄養教室の開催回数【回】	2	4	健康課
予防接種事業の実施	・各健診にて予防接種の確認や勧奨を行います。 ・未接種者へは電話や通知等で接種勧奨を実施します。 ・保護者が責任を持って、子どもの予防接種を進められるよう、有効性について周知を図ります。	行政	予防接種の接種率【%】	102.5	95	健康課

## 施策4-2 「食育」の推進

### ◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
離乳食教室の実施 (※再掲)	・離乳食の基本的知識・食の重要性を、講話と実習を通して周知します。	行政	離乳食教室の開催回数【回】	6	6	健康課
妊産婦栄養教室の実施 (※再掲)	・食材のうまみを生かした食事の大切さを、妊娠期から学び、食生活の見直し、改善に向けて実践できるように、講話と実習を通して周知します。	行政	妊産婦栄養教室の開催回数【回】	2	4	健康課
保育園給食、学校給食における地域の食材の活用	・給食材料に地域でとれた食材を取り入れ、安全でおいしく栄養バランスのとれた給食を提供します。 ・アレルギー除去食の増加に努めます。	行政	保育園の行事食及びテーマ食の提供回数【回】	44	44	保育課 教職センター
望ましい食習慣の定着	・第3次尾張旭市食育実行プランに基づき、健全な食生活の推進を図ります。 ・健診時の講話や教室の開催等を通して、適切な食事や食事の楽しさ、大切さを伝えていきます。 ・健診時等に子どもの偏食や少食などに関する相談を実施します。 ・保育所や学校等において、乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身につけられるよう、食に関する指導・啓発を行います。	行政	食の安全性に不安を感じている人の割合【%】(健康あさひ21計画アンケート)	-	31以下	産業課 健康課 保育課 教育行政課 教職センター
食文化の継承	・保育所において、子ども参加型の調理実習や、野菜の栽培を通じて食に対する文化等の継承を行います。	行政	食に関するイベント開催回数【回】	3	4	保育課

### 施策４－３ 思春期保健対策の充実

#### ◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
思春期保健対策の実施	・児童生徒を対象に性に関する正しい知識の普及に努めます。 ・思春期の健康や性の悩みについて適切に対応するため、専門家との連携のもと、相談体制の充実に努めます。	行政	-	-	-	教育行政課 健康課
思春期家庭教育学級の推進	・思春期の子どもを持つ親の悩みや不安を軽減するため、継続して思春期家庭教育学級を実施します。 ・より多くの保護者が参加できるように、思春期家庭教育学級について広く周知します。	行政	思春期家庭教育学級の延べ受講者数【人】	194	220	生涯学習課

### 施策４－４ 小児医療の充実

#### ◎新規・拡充事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
かかりつけ医制度の推進	・身近な地域で安心して医療が受けられるように、かかりつけ医の必要性を啓発します。 ・広報、ホームページによる啓発を加え、各種健診、教室などで周知を図ります。	行政	かかりつけ医を持つ割合【%】	72	80	健康課

#### ◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
子ども医療費の助成	・出生から15歳（中学3年生）の年度末まで医療保険適用分の自己負担額を助成します。	行政	子ども医療費の受給者数【人】	11,600	-	保険医療課
未熟児養育医療の給付	・身体の発育が未熟のまま出生し、生活能力が特に薄弱で保育器を利用する等の入院養育が必要な乳児（1歳に満たない者）に、その治療に必要な医療費を公費で負担します。	行政	未熟児養育医療の給付件数【件】	29	-	保険医療課
小児医療機関等の情報提供	・安心して小児医療機関での診察が受けられるように、休日や夜間における小児専門の救急医療機関等の情報提供を行います。	行政	-	-	-	健康課
こどもの救急ハンドブックの配布	・乳幼児の急病時の適切な対応や受診方法を情報提供するため、「こどもの救急ハンドブック」を作成し、乳幼児健診等で配布します。	行政	乳幼児健診での配布率【%】	100	100	健康課

<参考：関連する第五次総合計画の基本事業>

基本事業名	めざす姿	成果指標	基準値 (後期)	後期 目標値
基本事業 1-1-2 健康相談・保健指導 の充実	健康相談や保健指導などの充実により、健康に関する相談や指導が気軽に受けられます。	健康相談対応率（相談件数）	100% (7,840件)	100% (9,000件)
		保健事業への参加者数	12,345人	13,000人
基本事業 1-1-4 母子保健の充実	母子保健の充実により、母子ともに健やかに育ち、生活できています。	乳幼児健康診査受診率	97.2%	97%
		乳幼児の健康状態が把握できている割合	99.2%	99.5%
		母子保健サービスに対する満足度	79.6%	80%
基本事業 1-2-3 かかりつけ医制度の普及	かかりつけ医制度の普及により、安心して医療や相談が受けられます。	かかりつけ医を持っている市民の割合	71.8%	80%
基本事業 1-2-4 福祉医療費の助成	各種の福祉医療費の助成により、安心して医療が受けられます。	各種助成の年間助成件数（各種助成の年間助成金額）	304,621件 (841,529千円)	-
		福祉医療費助成によって、安心して医療が受けられる人の割合	19.0%	-



## 5 基本目標5 子育てと仕事の両立支援

### 【現状と課題】

本市では、子育てと仕事の両立支援として、育児休業制度については、商工会を通じた啓発、事業所訪問でのPRを行ったほか、ワーク・ライフ・バランスについては、ノー残業デーの街頭啓発、市内事業所へのポスター掲示等を行ってきました。また、男女共同参画プランの推進、父子健康手帳の交付により、男女が協力して行う子育てを促進してきました。

アンケート結果によると、母親は、就学前児童保護者で「現在は仕事をしていない」が最も多く、小学生児童保護者で「パート・アルバイト等で働いている」が最も多くなっており、母親と父親で就業状況に違いがみられています。また、父親の育児休業は「取得していない」への回答が多く、「育児休業制度が十分でない」「職場に制度を利用しにくい雰囲気がある」への回答も見られることから、男女共同の子育てを意識づけ、育児休業等の制度や子育て支援サービス等を周知していくことが重要です。

### 【施策の方向性】

親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられる取り組みを進め、子育てしながら働きやすい職場環境づくりについて啓発を強化します。

#### 施策5-1 育児休業等制度の周知と利用促進

##### ◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
育児休業制度の啓発	・育児休業制度の啓発活動やファミリー・フレンドリー企業の普及啓発などに取り組み、育児休業制度の周知・利用促進を進め、制度の定着を図ります。	行政 事業者	愛知県ファミリー・フレンドリー企業への登録企業数【企業】	3	5	市民活動課 産業課
育児休業からの円滑な復帰支援の推進☆	・安心して育児休業を取得することができるように、予約入園を引き続き行います。 ・育児休業明けの職場復帰がスムーズに行えるように、保育の必要性の認定において、調整指数上の優先度を高めます。	行政 事業者	4月1日現在の予約入園受付者数【人】	123	120	保育課

「☆」：第五次総合計画の計画人口実現のためのチャレンジ事業（p87参照）

## 施策5-2 男女共同による子育ての推進

### ◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	・第2次尾張旭市男女共同参画プランに基づき、男女がともに働きやすく、仕事と子育て・家庭生活等が両立できる環境づくりを進めます。	行政	-	-	-	市民活動課 産業課
父親の子育て参加の推進 (※再掲)	・パパママ教室などで父親の育児に関する学習機会を設け、意識啓発を推進します。 ・母子健康手帳交付時に父子健康手帳を交付し、子育てに関する情報提供と意識啓発を推進します。	行政	父子健康手帳の交付率【%】	100	100	健康課

### <参考：関連する第五次総合計画の基本事業>

基本事業名	めざす姿	成果指標	基準値 (後期)	後期 目標値
基本事業7-3-1 男女共同参画意識の 啓発と普及	男女共同参画意識が定着しています。	家庭生活で男女の地位は平等になっていると思う市民の割合	46.6%	55%
		地域活動で男女の地位は平等になっていると思う市民の割合	58.7%	65%



## 6 基本目標6 子どもの権利擁護

### 【現状と課題】

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童(子ども)を、権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとり人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならでの権利も定めています。子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

本市では、この子どもの権利条約の意識啓発を推進するとともに、市長を囲む子ども会議を通じて、子どもの意見等を参考にしたまちづくりを推進してきました。

子どもは未来のまちづくりの担い手です。今後とも、子どもの人権を大切に、広く市民に子どもの権利擁護に関する意識啓発を図るとともに、子どものまちづくりに対する関心を高める取り組みが大切です。

### 【施策の方向性】

子どもにとって大切な権利の保障に関する意識啓発を推進するほか、市長を囲む子ども会議を通じて、子どもが意見を表明したり、まちづくりに参加できたりする機会をつくっていきます。

#### 施策6-1 子どもの権利を擁護する意識の向上

##### ◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値(H30)	目標値(R6)	担当課
子どもの権利擁護に関する意識啓発	・「子どもの権利条約」の理念に基づき、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるように、子どもにとって大切な権利の保障に関する意識啓発を行います。	行政	-	-	-	こども未来課 子育て支援室
CAPプログラムの普及 (※再掲)	・子どもが自らの権利について学び、生きる力を引き出すCAPプログラムを普及します。	行政	CAPプログラム研修の実施校数【校】	9	9	子育て支援室

#### 施策6-2 子どもの意見表明・参加の促進

##### ◎維持・継続事業

事業名	内容	実施者	成果指標	現状値(H30)	目標値(R6)	担当課
子どものまちづくりへの参加促進	・子どもの意見等を参考にしたまちづくりを推進します。	行政	市長を囲む子ども会議の開催回数【回/年】	1	1	秘書課

#### <参考：関連する第五次総合計画の基本事業>

基本事業名	めざす姿	成果指標	基準値(後期)	後期目標値
基本事業1-3-7 子どもの人権擁護	子どもの権利が守られ、生活できています。	児童虐待による子どもの一時保護・施設入所件数	10件	-

## 7 事業に取り組む3つの視点

第2期計画では、「子ども」「保護者」「地域」の3つの視点から、効果的な施策の推進につなげます。また、各視点に係る主な事業は、次のとおりです。

### (1) すべての子どもが、健やかに成長できる環境づくり

すべての子どもや子育て家庭を対象とし、子どもたちの心身ともに健やかな成長を等しく保障するとともに、障がい、疾病、虐待、貧困などで社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対しても支援を推進し、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざします。

#### ■主な事業

児童・学童クラブの充実【施策2-3 児童の健全育成】

児童虐待・DV相談体制の継続【施策3-1 児童虐待防止対策の充実】

ピンポンパン教室の実施【施策3-2 障がいのある子ども・発達が気になる子どもの発達と成長の支援】

### (2) すべての保護者が、子育てや子どもの成長に喜びと楽しさを実感できる環境づくり

子どもを産み育てることに夢と希望が持てるよう、また、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを実感できるよう、妊娠・出産期から切れ目ない多様な子ども・子育て支援の充実を図ります。

#### ■主な事業

通常保育の充実【施策1-1 教育・保育サービス環境の整備と充実】

子育て世代包括支援センターの推進【施策2-2 子育て支援のネットワークの充実】

養育支援訪問事業の実施【施策3-1 児童虐待防止対策の充実】

かかりつけ医制度の推進【施策4-4 小児医療の充実】

### (3) すべての人が、「地域で子どもを育てる」ことに関わる環境づくり

地域、企業、学校、行政などの社会全体が、世代間を超えて、すべての子どもの心身ともに健やかな成長を実現するという目的を共有するとともに、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、協働して子ども・子育て支援に関わっていける環境づくりを進めます。

#### ■主な事業

親子ふれあい事業の充実【施策2-4 家庭や地域の教育力の向上】

歩道バリアフリーの推進【施策2-6 安心して外出できるための環境の整備や活動の推進】

育児休業制度の啓発【施策5-1 育児休業等制度の周知と利用促進】

## 8 第五次総合計画の計画人口実現のためのチャレンジ

第五次総合計画では、とりわけ生産年齢人口の増加に向けた取り組みを重要課題に掲げ、本市において人口を増加させるために特に効果的である5つの分野を「5つのチャレンジ」として位置づけ、計画人口の実現に向けて取り組むものです。

その「5つのチャレンジ」の中のひとつが次のチャレンジです。

### “働きながら子育てしやすいまちをめざします”

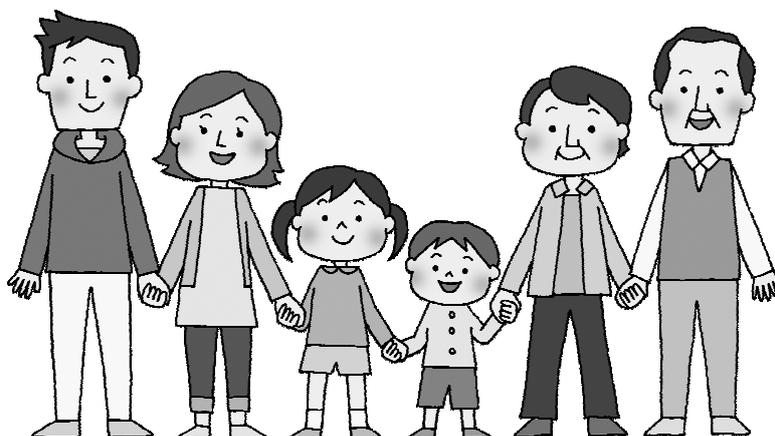
- 保育園の待機児童対策はもとより、育児休業からの円滑な復帰支援、保育園・放課後児童クラブの開設時間の延長など、多様化するニーズに応じた子育て支援策の充実を図り、働く子育て世代が住み続けられる、住みたいと思うまちづくりを進めます。
- 老朽化した保育園施設の改修、改築を進め、子育て環境を整備するとともに、その魅力を伝えます。

本計画では、計画人口の実現に向け効果の期待できる事業について、「チャレンジ事業」に位置づけることで、積極的に取り組むものです。

#### ■ チャレンジ事業

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| ① 通常保育の充実           | ⑥ 保育コーディネーターの配置   |
| ② 休日保育の充実           | ⑦ 一時保育の充実         |
| ③ 育児休業からの円滑な復帰支援の推進 | ⑧ 児童・学童クラブの充実     |
| ④ 保育環境の改善・充実        | ⑨ 児童クラブの時間拡充・民間運営 |
| ⑤ 小規模保育の推進          |                   |

※該当する事業にアイコン（☆）をつけています。



## 第 8 章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込み及び提供体制の確保方策

### 1 趣旨

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、国が示す基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号）をいう。以下同じ。）に則して、子ども・子育て支援事業計画を策定することとされています。

この基本指針では、市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画について、「全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て給付を保障する」こと、「地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行う」こととしており、特に、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育（法第14条第1項に規定する教育保育をいう。以下同じ。）及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図ることが求められています。

そのため、本章では、基本指針に定められた当該計画における市町村の基本的記載事項に基づき、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、設定区域における量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

### 2 教育・保育提供区域の設定

市町村は、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、それらを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、この区域ごとで量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

本市の面積は21.03km<sup>2</sup>とコンパクトであり、また、市の東西に掛けて鉄道が整備され、市内に4つの駅があるなど交通面での利便性も高いと考えられます。また、本市は名古屋市に隣接しているため、各利用希望先を選択する条件は、施設等が自宅近傍であることだけでなく、通勤途中である可能性も高いと考えられます。なお、現状では認可保育所の入園調整は申込者の所在地を問わず市域全体で行っています。そして、小学校区単位では、需要の調査・把握対象数が少ないこと、また、中学校区単位とすると、旭小学校、旭丘小学校のように2つの中学校に分かれる校区では、特に小学校単位で利用している放課後児童クラブの場合、見込み量の推計が困難となります。

これらの状況を勘案して、市域全体をひとつの教育・保育提供区域として設定します。

### 3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の内容

事業名等		
教育・保育事業<幼稚園・保育所・地域型保育事業 など>		
地域子ども・子育て支援事業	1	利用者支援事業
	2	時間外保育事業（延長保育事業）
	3	実費徴収に係る補足給付事業
	4	多様な主体の参入促進事業
	5	放課後児童健全育成事業
	6	子育て短期支援事業
	7	乳児家庭全戸訪問事業
	8	養育支援訪問事業
	9	地域子育て支援拠点事業
	10	一時預かり事業
	11	子育て援助活動支援事業
	12	病児保育事業
	13	妊婦健康診査

### 4 事業ごとの「量の見込み」の算出と数値目標の設定

#### (1) 量の見込みの算出方法

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や利用希望を把握するため、保護者への利用希望調査を行いました（「尾張旭市の子ども・子育てに関するアンケート調査（平成30年度実施）」（以下「ニーズ調査」という。）。このニーズ調査の結果や第1期計画期間中における各事業の実績を総合的に勘案し、国が発出する「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成31年4月改訂）に従い、計画期間における数値目標を設定します。

#### ア 潜在家庭類型への分類

ニーズ調査の結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況及び母親の今後の就労意向によって8つの「潜在的家庭類型」に分類します。

■潜在家庭類型への分類

潜在家庭類型	父母の有無や就労状況 (母親の今後の就労意向を勘案)	認定区分 【利用できる施設・事業】	
		0～2歳	3歳～5歳
タイプA	ひとり親家庭	保育認定 (3号) 【保育所及び地域型保育事業等】	保育認定 (2号) 【保育所等】
タイプB	フルタイム×フルタイム		
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月120時間以上+月64時間～120時間の一部)		
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上+月64時間～120時間の一部)		
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月64時間未満+月64時間～120時間の一部)		教育標準時間認定 (1号) 【幼稚園等】
タイプD	専業主婦(夫)		
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月64時間未満+月64時間～120時間の一部)		
タイプF	無業×無業		

イ 事業ごとの量の見込みの算出方法（ニーズ調査結果を活用するもの）

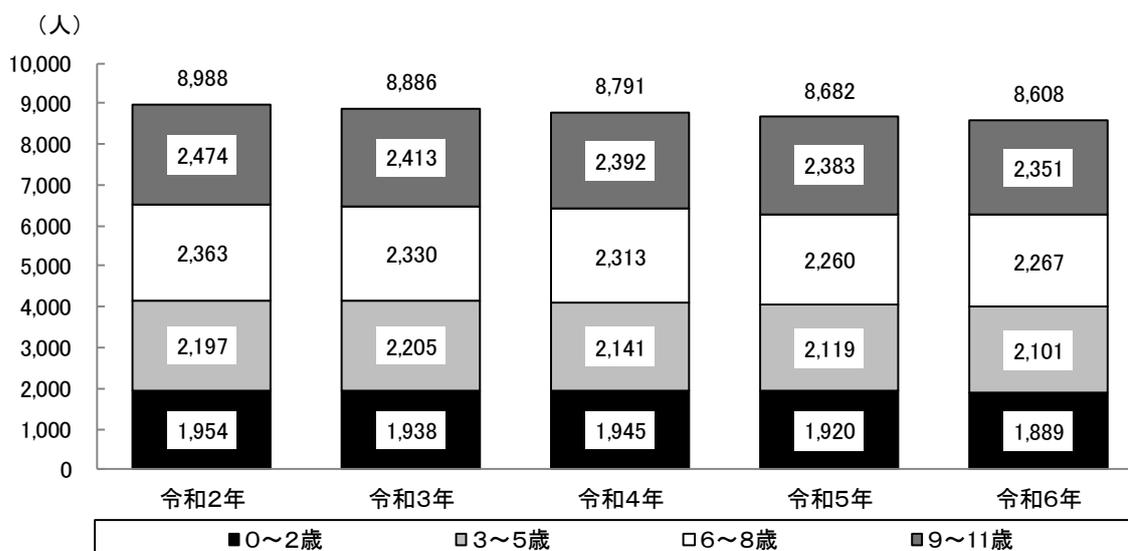
分類した潜在家庭類型及び事業ごとの利用意向率から、下記のとおり量の見込みを算出します。

<p>＜計算式＞</p> <p>推計児童数（人）×潜在家庭類型割合（％）×利用意向率（％）＝量の見込み（人）</p>
--

また、各事業で用いる潜在家庭類型等は以下のとおりです。

ただし、上記の計算式にて算出した量の見込みが、第1期計画期間中における利用者実績と著しく乖離している場合などにおいては、より本市の実状に沿った量を見込むため、数値の補正を図るなどその事業ごとに算定方法の判断を行います。

■ 0歳から11歳までの人口推計（令和2年～6年）



■ 各事業の見込みで参照する潜在家庭類型

事業名		潜在家庭類型	
教育・保育事業	3～5歳児	1号認定	タイプC、タイプD、タイプE、タイプF
		2号認定（幼稚園等の利用希望が強い）	タイプA、タイプB、タイプC、タイプE
	0～2歳児	2号認定（保育所等）	タイプA、タイプB、タイプC、タイプE
時間外保育事業		タイプA、タイプB、タイプC、タイプE	
放課後児童健全育成事業		タイプA、タイプB、タイプC、タイプE	
子育て短期支援事業		全ての家庭類型	
地域子育て拠点事業		全ての家庭類型	
一時預かり事業（幼稚園在園児）	1号認定	タイプC、タイプD、タイプE、タイプF	
	2号認定	タイプA、タイプB、タイプC、タイプE	
一時預かり事業（幼稚園在園児以外）		全ての家庭類型	
病児・病後児保育事業		タイプA、タイプB、タイプC、タイプE	

ウ 事業ごとの量の見込みの算出方法（ニーズ調査結果を活用しないもの）

事業名	算出方法
利用者支援事業	事業実施場所の目標数
実費徴収に係る補足給付事業	次年度の給付申請見込み数
乳児家庭全戸訪問事業	第1期計画期間中の実績値の伸び率を勘案して算出
養育支援訪問事業	第1期計画期間中の実績値を勘案して算出
妊婦健康診査	第1期計画期間中の実績値の伸び率を勘案して算出

(2) 「量の見込み」及び「提供体制の確保方策」

上記(1)の算定方法によって、市では、計画期間について「量の見込み」を次のとおり決めました。

事業名【単位】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育・保育事業	1号認定【人】	991	995	966	956	948
	1号認定【人】広域利用 ※他市町村の子どもの利用	150	150	150	150	150
	2号認定（幼稚園等の利用希望が強い）【人】	269	269	262	259	257
	2号認定（保育所等）【人】	852	855	830	821	814
	3号認定（0歳児）【人】	97	97	95	93	92
	3号認定（1・2歳児）【人】	462	458	464	459	451
利用者支援事業（実施箇所数）【箇所】		1	1	1	1	1
延長（時間外）保育事業（実人数）【人】		212	211	208	206	203
実費徴収に係る補足給付事業【人】		130	130	130	130	130
放課後児童健全育成事業	小学校1年生（実人数）【人】	355	326	345	347	341
	小学校2年生（実人数）【人】	330	341	313	330	333
	小学校3年生（実人数）【人】	251	296	302	279	295
	小学校4年生（実人数）【人】	168	182	217	217	203
	小学校5年生（実人数）【人】	93	97	107	123	123
	小学校6年生（実人数）【人】	39	47	39	50	52
子育て短期支援事業（年間延べ人数）【人】		14	14	14	14	14
乳児家庭全戸訪問事業（年間延べ訪問件数）【人】		604	590	576	563	550
養育支援訪問事業（年間延べ訪問件数）【人】		10	10	10	10	10
地域子育て支援拠点事業（年間延べ人数）【人】		30,354	30,105	30,214	29,826	29,344
一時預かり事業	幼稚園における在園児（年間延べ利用件数）【人日】※新制度未移行幼稚園を除く	2,236	2,244	2,179	2,157	2,138
	保育所等（年間延べ利用件数）【人日】	5,442	5,462	5,303	5,249	5,204
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（年間延べ人数）【人】		1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
病児・病後児保育事業（年間延べ利用件数）【人日】		494	493	486	481	475
妊婦健康診査（実人数）【人】		549	518	488	460	434

- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。今後、事業実施に向けた検討を行います。

### (3) 確保方策

- ・通常保育事業

保育の必要な事由に該当する方が保育所等で保育を希望すると利用できます。

保育所の新設又は既存保育所施設の建替え等に伴う定員の拡大等により、待機児童の解消をめざします。定員拡充に当たっては、各年齢の人口の増減の動向に注視し、適切な量の確保に努めます。

- ・本市の子どもが利用する教育保育事業（1号認定）【単位：人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	991	995	966	956	948
特定教育・保育施設	市内 0	市内 0	市内 0	市内 0	市内 0
	瀬戸市 30	瀬戸市 30	瀬戸市 30	瀬戸市 30	瀬戸市 30
確認を受けない幼稚園 (新制度未移行幼稚園)	市内 456	市内 456	市内 456	市内 456	市内 456
	名古屋市 400	名古屋市 400	名古屋市 400	名古屋市 400	名古屋市 400
	瀬戸市 170	瀬戸市 170	瀬戸市 170	瀬戸市 170	瀬戸市 170
②確保方策（合計）	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056
過不足（②-①）	+65	+61	+90	+100	+108

- ・他市町村の子どもが利用する教育保育事業（1号認定広域利用）【単位：人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	瀬戸市 50	瀬戸市 50	瀬戸市 50	瀬戸市 50	瀬戸市 50
	長久手市 100	長久手市 100	長久手市 100	長久手市 100	長久手市 100
①量の見込み（合計）	150	150	150	150	150
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園 (新制度未移行幼稚園)	150	150	150	150	150
②確保方策（合計）	150	150	150	150	150
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・教育保育事業（2号認定）【単位：人】①＝幼稚園等の利用希望が強い、②＝保育所等

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②
量の見込み	269	852	269	855	262	830	259	821	257	814
①量の見込み (合計)	1,121		1,124		1,092		1,080		1,071	
特定教育・保育施設	1,115		1,115		1,115		1,115		1,115	
幼稚園における通 年の預かり保育	114		114		114		114		114	
②確保方策 (合計)	1,229		1,229		1,229		1,229		1,229	
過不足 (②-①)	+108		+105		+137		+149		+158	

・教育保育事業（3号認定（0歳））【単位：人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (保育利用率※)	97 (15.5%)	97 (15.6%)	95 (15.6%)	93 (15.5%)	92 (15.6%)
特定教育・保育施設	73	73	73	73	73
地域型保育事業	15	15	15	15	15
認可外保育施設(企 業主導型保育事業 地域枠を含む)	10	10	10	10	10
②確保方策 (合計)	98	98	98	98	98
過不足 (②-①)	+1	+1	+3	+5	+6

・教育保育事業（3号認定（1～2歳））【単位：人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (保育利用率※)	462 (34.7%)	458 (34.6%)	464 (34.7%)	459 (34.7%)	451 (34.6%)
特定教育・保育施設	406	406	406	406	406
地域型保育事業	62	62	62	62	62
認可外保育施設(企 業主導型保育事業 地域枠を含む)	20	20	20	20	20
②確保方策 (合計)	488	488	488	488	488
過不足 (②-①)	+26	+30	+24	+29	+37

※保育利用率【％】＝(①量の見込み／当該年度推計人口数)(小数点第2位を切り捨て)

・利用者支援事業

幼稚園・保育所等の施設や子育て支援の事業等を円滑に利用できるよう、必要な情報提供を行う事業です。妊娠期から子育て期の相談窓口である「あさぴー子育てコンシェルジュ」（利用者支援事業母子保健型）の体制を継続します。

【単位：箇所】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②利用者支援事業母子保健型	1	1	1	1	1
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・延長（時間外）保育事業

保育所等の在園児に対して、保育時間を超えて保育を実施します。今後も利用者ニーズの把握に努めるとともに、引き続き延長（時間外）保育を実施します。

【単位：人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	212	211	208	206	203
②延長保育事業	212	211	208	206	203
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・実費徴収に係る補足給付事業

新制度未移行幼稚園等を利用する家庭に対して、世帯の所得状況等を勘案し、給食の副食材料費に要する費用の負担を軽減する事業を実施します。

【単位：人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	130	130	130	130	130
②実費徴収に係る補足給付事業	130	130	130	130	130
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・放課後児童健全育成事業

昼間就労などにより保護者がいない家庭の児童（小学生）を預かり、適切な遊びや生活の場を提供しています。今後、公立児童クラブの拡充や民間学童クラブの新設により待機児童の解消をめざすとともに、入所先の選択肢を増やすことで市民サービスの向上を図ります。また、民間学童クラブの運営支援を引き続き行います。

【単位：人】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	総数	1,236	1,289	1,323	1,346	1,347
	1年生	355	326	345	347	341
	2年生	330	341	313	330	333
	3年生	251	296	302	279	295
	4年生	168	182	217	217	203
	5年生	93	97	107	123	123
	6年生	39	47	39	50	52
総数		1,208	1,265	1,323	1,346	1,347
過不足（②-①）		-28	-24	0	0	0

※R2年度～R3年度では、「放課後居場所緊急対策事業」（児童館ランドセル来館事業）を実施し、180人の受け皿を確保する。

・子育て短期支援事業

家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合に、乳児院または児童養護施設において、一時的に児童の養育を行うことで、児童及びその家族の福祉向上を図ります。今後とも、必要とする方に制度の周知を図るため、広報誌等でPRに努めます。

【単位：人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	14	14	14	14	14
②子育て短期支援事業	14	14	14	14	14
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・乳児家庭全戸訪問事業

出産後間もない子どもの発育状況を把握し、母親の健康状況をみながら授乳指導及び育児不安の解消のための支援を行います。今後、母親の育児不安の軽減に向け、新生児訪問希望者及びハイリスク者・低出生体重児に対し、訪問を行い、安心して育児ができるよう助言、情報提供を行います。

【単位：人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	604	590	576	563	550
②乳児家庭全戸訪問事業	604	590	576	563	550
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・養育支援訪問事業

食事、生活環境等について不適切な養育状態にあるなど、虐待の恐れやそのリスクを抱える家庭に対し、養育支援訪問を行います。今後、ハイリスク妊産婦・出産後の育児に関する支援を通し、母子の健康管理や養育に関して、専門的支援が必要であると検討されたケースに実施します。

【単位：人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②養育支援訪問事業	10	10	10	10	10
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

子育てに関する情報の提供や、育児相談が気軽に受けられる体制づくり、子育て家庭のニーズに応じた講座の開催などを通して、総合的な支援窓口としての機能を継続するとともに、関係機関における連携強化に努めます。

【単位：人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	30,354	30,105	30,214	29,826	29,344
②地域子育て支援拠点事業	30,354	30,105	30,214	29,826	29,344
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・一時預かり事業（新制度移行幼稚園における在園児）

幼稚園が子ども・子育て支援新制度を活用して、主に在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）を実施する場合、新制度へ円滑に移行できるよう引き続き支援を行います。

【単位：人日】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,236	2,244	2,179	2,157	2,138
②一時預かり事業（幼稚園における在園児）	2,236	2,244	2,179	2,157	2,138
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・一時預かり事業（保育所等）

一時的に親が保育できなくなった未就園児を対象に、保育所等で子どもを預かるサービスを行います。保育ニーズに対応するため、サービス内容や実施場所の増加について検討します。

【単位：人日】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5,442	5,462	5,303	5,249	5,204
②一時預かり事業 （保育所等）	5,442	5,462	5,303	5,249	5,204
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て中のかたが仕事や急な用事などで子どもの世話ができない時、子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）と子育ての援助をしたい人（援助会員）が、お互いに助け合いながら活動する会員組織です。今後とも、保護者が必要な時に子育てのサポートを受けられるよう、登録説明会を開催して援助会員の確保に努めるとともに、制度のPRを引き続き行います。

【単位：人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
②子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・病児・病後児保育事業

病気または病気回復期の児童に対し、家庭での保育が困難な保護者に代わり、一時的に保育します。今後も、市民ニーズを把握しつつ、引き続き病児・病後児保育事業を実施します。

【単位：人日】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	494	493	486	481	475
②病児・病後児保育事業	494	493	486	481	475
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・妊婦健康診査

今後とも、妊婦、産婦及び乳児健康診査の受診券を交付し、経済的な負担の軽減を図り、母子の健康管理に努めます。

【単位：人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	549	518	488	460	434
②妊婦健康診査	549	518	488	460	434
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

## 5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

すべての子どもが健やかに成長するためには、良質かつ適切な支援が必要であり、また、乳児期から小学校就学前までの一貫した教育・保育や発達の連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続を図っていくことが重要です。

本市は、幼稚園、保育所などの施設形態の違いを踏まえた上で、それぞれの施設において教育・保育・子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、施設・事業者の創意工夫を生かした運営を促進するとともに、幼稚園教諭や保育士等の子育てに関わる者が研修や会議等を通じて、相互の理解と連携の強化が図られるよう支援していきます。

認定こども園については、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、本市では、保育所等の待機児童の状況を考慮しつつ、既存の幼稚園からの移行などについて、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、制度内容を積極的に周知していきます。

## 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されました。この給付の実施に当たっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の運営状況の把握などについては、県と連携しながら情報の把握に努め、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。

# 第9章 計画の推進

## 1 計画の周知・理解

### (1) 周知

計画の推進に当たっては、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの市民の方の理解と協力が重要です。しかし、アンケート調査結果より、子ども・子育て支援事業計画を知らない割合が約6割となっていました。これに対し、計画の内容を関係者や関係団体へ周知するとともに、広報誌やホームページなどさまざまな媒体を活用して、広く市民に周知します。また、子ども・子育て支援に関する事業を分かりやすく知らせていくことが、安心した妊娠・出産・子育てに結びついていくと考えられるため、情報が充実し、見やすく、必要な情報にアクセスしやすいホームページの作成など、利用者の視点に配慮した情報提供に努めていきます。

### (2) 理解

少子化問題や社会全体で子育てを担っていくことの重要性について、広く市民に啓発を行うため、引き続き「子育て支援フォーラム」などを企画し、開催します。

## 2 分野横断的な施策推進のための各種会議の活用

計画の推進に当たっては、子育てに係る事業者・関係団体を含めた分野横断的な施策の推進が不可欠です。そのため、本市の主要課題をそれぞれの団体等が認識し、各施策の進捗状況を共有するとともに、今後新たに発生する課題に対しても各種会議等の活用による多方面からの解決策を検討していきます。

### <各種団体・会議等>

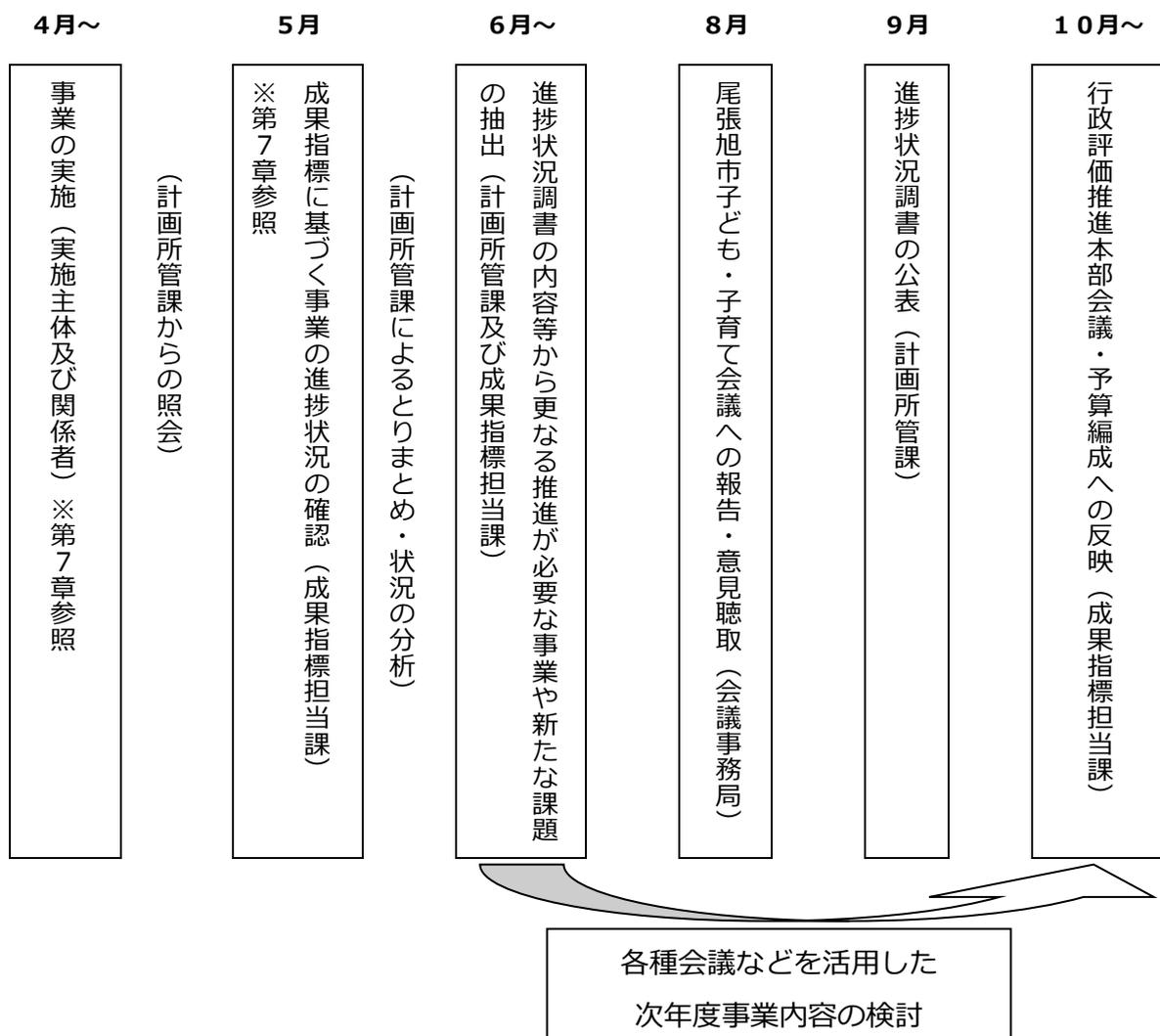
子ども・子育て会議、総合教育会議、教育委員会、児童館長会議、保育園長会議、子ども・子育て会議構成委員が所属する団体 など

※ 検討の内容に応じて、関係機関等による検討部会や市民から直接意見を聞く機会を設けることなども検討します。

## 3 計画の推進体制及び進捗管理・評価の方法

本計画の推進に当たっては、庁内各課及び市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民の方との協働によって、多くの方の意見を取り入れながら、共通の課題の解決に向けた取り組みを進めていく必要があります。また、社会情勢の急速な変化や新たな課題に対しても柔軟に対応し、事業内容に的確に反映することも重要です。

これらの推進体制を実践するために、毎年度のPDCAサイクルによる進捗管理・評価の方法を定め、効果的に事業を推進します。



※ 実施時期については、上位計画である第五次総合計画における行政評価や予算編成のスケジュールを適宜勘案します。



# 資料編

## 1 用語集

### ●あ行

#### 愛知県ファミリー・フレンドリー企業

愛知県における企業の中で、仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業のこと。

#### 育児休業

働いている人が、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は最長で2歳）に達するまでの間、子どもを養育するために取得できる休暇のこと。父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間の1年間、申出により育児休業の取得が可能となっている。

#### 1.57 ショック

前年（平成元年）の合計特殊出生率が、1.57と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった昭和41年の合計特殊出生率1.58を下回ったことが判明したときの衝撃のこと。

### ●か行

#### 確保方策

量の見込みに対する、教育・保育等を提供する体制（利用定員等）の確保の内容とその実施時期のこと。

#### 家庭教育

親や、これに準ずる人が子どもに対して行う教育のことで、すべての教育の出発点となるもの。乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担うもので、人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、創造力、企画力を培われるものとされている。

#### CAP（キャップ）プログラム

子どもたちに人権の概念をわかりやすく伝えることで、いじめや虐待、性暴力などの被害から自信を守る力を引き出すための予防教育プログラムのこと。

#### 教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、「学校教育法」に規定する幼稚園、及び児童福祉法に規定する保育所をいう。

#### 合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。

#### 子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行うなど、妊娠から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点のこと。

#### 子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。

### ●さ行

#### サポート保育

特別な支援が必要で集団保育になじむことのできる3・4・5歳児クラスの児童を対象とした保育のこと。

#### ジェンダー

社会通念や慣習の中で、社会によってつくりあげられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」のこと。

#### 次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成27年までの10年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成17年4月1日から施行されている法律のこと。

#### 児童館

児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康の増進や、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設のこと。

#### 児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

## 児童クラブ・学童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施し、昼間就労などにより保護者がいない家庭の児童(小学生)を預かり、適切な遊びや生活の場を提供する事業のこと。

尾張旭市では、公設で実施する事業を「児童クラブ」、民設で実施される事業を「学童クラブ」としている。

### (児童)発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる就学前の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行う事業のこと。児童発達支援には、児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」がある。

## 出生率

人口1,000人に対する年間出生数を比率で示したもの。

## ●た行

### 地域型保育事業

少人数の単位で、主に満3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のこと。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つがある。

### 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。

### 特別支援教育

障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

## ●な行

### 認定(支給認定)

保育所、認定こども園、地域型保育事業、子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園を利用する場合に必要な手続きで、保護者の申請により、保育の必要性や必要量を市が判定すること。

### 認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備えている。

## ●は行

### 保育コーディネーター

保護者一人ひとりと対話しながら、その人にあった保育サービスを照会する取り組みにより、既存の保育サービスの効率的な活用を図り、保育ニーズと保育サービスを適切に結びつける役割のこと。

### 保育所

児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設のこと。

#### 【認可保育所】

国、県が定める基準に適合し、県の認可を受けた定員20人以上の保育所。

#### 【認可外保育所】

上記以外の認可を受けていない保育所。

## ●や行

### 幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料になる制度のこと。令和元年10月1日から開始された。

### 幼稚園

学校教育法に定める、3～5歳児に対して小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校のこと。

### 要保護児童対策地域協議会

保護を必要とする子どもや、支援を必要とする子ども・妊婦・家庭への適切な支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会のこと。

## ●ら行

### 量の見込み

教育・保育の利用に関するニーズ調査や、幼稚園・保育園等の現在の利用状況等から見込まれる教育・保育を必要とする子どもの数のこと。

## 2 子ども・子育て会議条例

### 尾張旭市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日

条例第23号

改正 平成28年9月29日条例第39号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、尾張旭市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第77条第1項に掲げる事務を処理するため、子育て会議を置く。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 教育、福祉、保健及び医療に関係する者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（次項及び第3項において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、こども子育て部こども未来課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年9月29日条例第39号）

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

### 3 子ども・子育て会議委員名簿（平成30年度～令和元年度）

※令和2年3月時点

（敬称略・順不同）

氏名	所属等	備考
矢藤 誠慈郎	和洋女子大学 （岡崎女子大学）	会長
安藤 郁子 （金森 俊輔）	瀬戸旭医師会	
石田 洋子	愛知県瀬戸保健所	
速水 一美	尾張旭市小中学校長会	会長職務代理
近藤 信綱	愛知県私立幼稚園連盟旭瀬戸支部	
加藤 多美	社会福祉法人いしずえ会	
水野 寿美代	尾張旭市学童クラブ連絡会	
神野 みつ美	尾張旭市民生委員児童委員協議会	
堤 幸 （加藤 昌恵）	尾張旭市小中学校PTA連絡協議会	
梶川 喜和子	尾張旭市地域活動連絡協議会	
富田 紀子	尾張旭市子ども会連絡協議会	
藤田 政克 （小板 信行）	日立オムロンターミナルソリューションズ 株式会社	
泉原 沙弓	市民公募	
清水 真奈	市民公募	

（ ）内は前任者又は前所属

#### 4 子ども・子育て会議への諮問

1 こ 未 第 1 4 号  
令和元年8月26日

尾張旭市子ども・子育て会議  
会長 矢 藤 誠慈郎 様

尾張旭市長 森 和 実

第2期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）

尾張旭市子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき、第2期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画の策定について、貴会議の意見を求めます。

## 5 子ども・子育て会議からの答申

令和2年2月26日

尾張旭市長 森 和 実 様

尾張旭市子ども・子育て会議  
会 長 矢 藤 誠 慈 郎

### 第2期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画について（答申）

当会議は、令和元年8月26日に第2期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画の策定について諮問を受け、慎重に審議を行ってまいりました。

この度、下記のとおり審議結果を取りまとめましたので、これを答申します。

記

#### 1 審議事項

第2期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画の策定について

#### 2 審議結果

今回諮問のあった「第2期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画（骨子）」は、少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、子ども・子育て支援施策を推進し、尾張旭市の未来を担うすべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざしてきた第1期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）の基本的な考え方を継承した内容となっています。そして、近年の制度の施行状況や関連施策の動向を勘案して、施策分野の枠を超えた子ども・子育てに関する各施策を実施するため、引き続き『尾張旭市の子ども・子育て支援、次世代育成のための「マスタープラン」』として策定する方針が示されている点は支持できます。

また、第1期計画における施策の達成状況を分析するとともに、市民アンケートの実施、各関係団体ヒアリング、市民向けワークショップ等の方法によって広く意見を取り入れる姿勢がみられることも評価できます。

これらのことから、誰もが不安なく子育てができるまちづくりの実現に向け、社会全体で子育て支援に取り組むための方向性を示すものとして相応しい計画であると認められますが、今後さらなる少子高齢化の進行が想定され、それに伴う核家族化の進展、地域のつながりの希薄化などの影響によって子ども・子育て支援のニーズはさらに多様化していくと考えられます。

そのため、当会議としては、主に以下4つの項目を踏まえ、尾張旭市において十分な議論を行い、より実効性の高い「第2期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画」としていただくとともに、市民の方がより身近な事柄として捉えられるような内容として策定されるよう希望するものです。

- (1) 「地域で子育てを行う」という視点が重要であり、今後は更に地域と家庭が結び付き、親だけでなく地域も子どもの成長を喜び、支えていくという意識の醸成が重要です。そのため、量的な体制確保の視点のみに留まらず、事業の質的水準を高めるとともに、市民のつながりの強化を推進できるような計画としてください。
- (2) 行政の教育・保育・福祉・保健などの各分野と地域、保護者、事業者の各実施者が、理解しあいながら連携及び協働が図られるような体制づくりは必須であり、切れ目のない支援が着実に推進されるような計画としてください。
- (3) 今後の計画推進段階において、遅延、停滞等のある事業や新たな課題等があった場合などには、関係機関等が意見を交えたり解決策を提案したりすることのできる検討部会やワークショップなどを活用することを計画の推進体制に組み込んでください。
- (4) 市民アンケートの結果から、今後当該計画の認知度を高めることや市の子ども・子育て支援施策内容の周知をさらに充実させていくことが必要であると考えられるため、各種情報媒体やイベントなどを活用したより積極的な周知を図ってください。

#### 3 当会議での意見等

別添のとおり

## 6 計画策定の経過

年 度	月 日	内 容
平成 30 年度	10月19日	平成 30 年度第 2 回子ども・子育て会議 ・第 2 期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画の策定について
	12月5日 ～28日	尾張旭市の子ども・子育てに関するアンケート調査 対象者：就学前児童の保護者 1,500 人、小学生児童の保護者 1,000 人 有効回収数：1,396 件（回収率 55.8%）
	12月14日	平成 30 年度第 3 回子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画策定に向けた委員ヒアリング
	2月21日	平成 30 年度第 4 回子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果の概要について
令和元年度	5月20日	令和元年度第 1 回子ども・子育て会議 ・第 2 期子ども・子育て支援事業計画の策定等について
	7月18日	幼稚園関係者ヒアリング 対象者：市内各幼稚園理事長・園長
	8月26日	令和元年度第 2 回子ども・子育て会議 ・諮問について ・第 2 期子ども・子育て支援事業計画の骨子について
	9月5日	子育てカフェ（ワークショップ） 対象者：市内在住で、小学校就学前のお子さんをお持ちの保護者 参加人数：14 人
	11月18日	令和元年度第 3 回子ども・子育て会議 ・第 2 期子ども・子育て支援事業計画案について
	12月2日	愛知県への事前協議書の提出
	12月18日 ～1月17日	パブリックコメントの実施
	2月10日	令和元年度第 4 回子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの結果について ・答申について ・計画書表紙案について



すくすくのびのび  
尾張旭市

---

尾張旭市役所ホームページ内  
「妊娠・出産・子育て」に関する情報

---



[https://www.city.owariasahi.lg.jp/  
kurasi/kosodate/index.html](https://www.city.owariasahi.lg.jp/kurasi/kosodate/index.html)

◀左のQRコードからもアクセスできます。

---

第2期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画